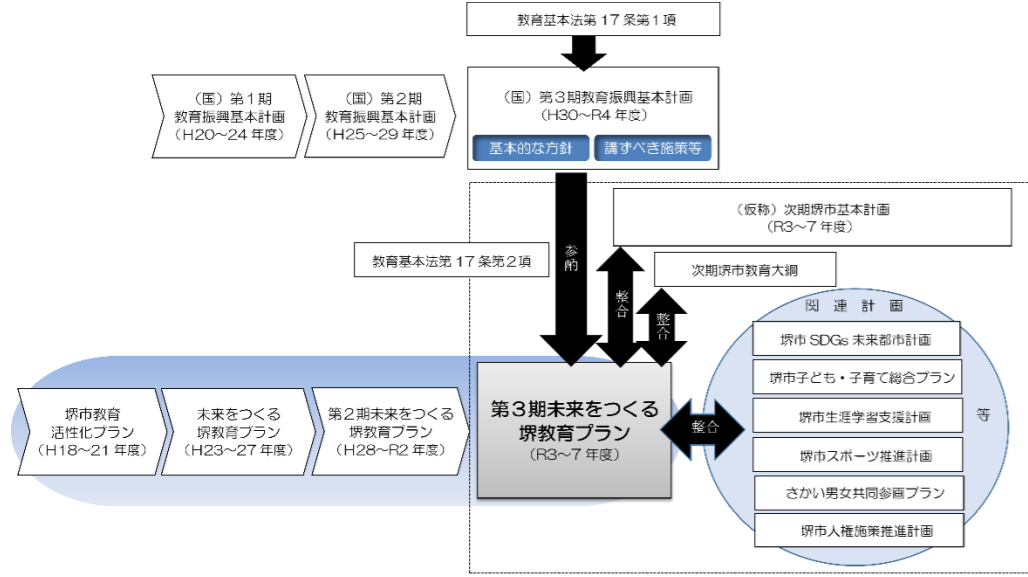


件 名	第3期未来をつくる堺教育プラン（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28（2016）年2月 第2期未来をつくる堺教育プラン策定 ・令和元（2019）年10月 堺市義務教育基本調査を実施 ・令和2（2020）年4月～ 第2期未来をつくる堺教育プランの振返り （仮称）次期堺市教育振興基本計画（案）作成 ・令和2（2020）年11月 第3期未来をつくる堺教育プラン（案）策定 ※懇話会、庁内委員会、教育委員会で議論を重ねて策定。 <p>【現状・課題】</p> <p>○国では、第2期教育振興基本計画の「自立・協働・創造」の方向性を承継し、教育を通じて「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』を最大化」することを教育政策の中心に据えて平成30（2018）年度から5年間の第3期教育振興基本計画を策定。</p> <p>○少子化、高齢化の進行や技術革新、グローバル化の進展など変化の激しい時代に、子どもたちが、多様な価値観を認め合い、自分も他者も大切にし、他者と協働する力を備え、挑戦心をもって未来を切り拓くことができる教育が求められている。</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【プランの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■位置付け 教育基本法第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「次期堺市教育大綱」や「（仮称）次期堺市基本計画」との整合性を図り、保健や福祉分野など他部局との連携も図る。 ■期 間 令和3（2021）年度～ 令和7（2025）年度 ■範 囲 学校教育を中心とし、家庭・地域社会も含めた教育に関わる取組 ■教育理念 「ひとづくり・まなび・ゆめ」 ■めざす教育像 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども像「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」 ・学校像「子どもの未来をつくる学校」 ・教員像「情熱・指導力・人間力を備えた教員」 ■施策体系 5つの基本的方向性 16の基本施策 <p>【スケジュール(予定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2（2020）年12月 パブリックコメントの実施 ・令和3（2021）年 2月 堺市教育振興基本計画策定懇話会等の開催 ・令和3（2021）年 2月 教育委員会会議で議決
効果の想定	今後5年間の本市の教育政策の方向性を示し、本市教育行政の振興を図る。
関係局との 政策連携	全局

第3期未来をつくる堺教育プラン（案）【概要】

計画策定の趣旨等（P.1～）

- 趣旨 本市の教育振興基本計画である「第2期未来をつくる堺教育プラン」の期間終了及び教育を取り巻く社会情勢の変化等をふまえ、同プランを継承・発展させた「第3期未来をつくる堺教育プラン」を策定し、今後5年間の教育の充実にに向けた方向性を定めるもの
- 期間 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
- 範囲 学校教育を中心とし、家庭・地域社会も含めた教育に関わる取組
- 位置付け 教育基本法第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「次期堺市教育大綱」や「（仮称）次期堺市基本計画」との整合性を図る。また、保健や福祉分野との連携も図り、教育委員会が所管する分野だけでは解決できない課題への対応のため、他部局と連携しながら教育施策を推進する。



教育理念（P.4）

「ひとつづくり・まなび・ゆめ」
～豊かな心の人づくり・確かな学びの形成・ゆめをはぐくむ教育の推進～

めざす教育像（P.13～）

- ### 子ども像 それぞれの世界へはばたく“堺っ子”
- 自分のよさを知り、人を認め、人とつながり協働する
 - 自らを律し、自ら学び続け、自らを表現する
 - ゆめの実現に向けて挑戦する
 - 堺を愛し、堺を誇りとする
 - 多様な価値観を認め、多様な文化を理解する

- ### 学校像 子どもの未来をつくる学校
- 主体的・協働的な学びを通して「総合的な学力」を育む学校
 - 多様性を認め、一人ひとりの個性を尊重する学校
 - 子どもの発達段階に応じて一貫した教育を行う学校
 - 「チーム力」を発揮し、家庭・地域・関係機関とともに子どもを育てる学校
 - いじめの未然防止・早期発見・早期対応に真摯に取り組む、早期解決を図る学校

- ### 教員像 情熱・指導力・人間力を備えた教員
- 子どもを愛し、ゆめと情熱をもち続ける人
 - 子どもに寄り添い、学び続け、確かな指導力をもつ人
 - 豊かな人権感覚をもち、信頼される人間力をもつ人
 - 高い危機管理意識をもち、子どもの生命や心身の安全・安心を確保できる人
 - 「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度を示し、子どものSOSに気づく感度の高い人

第3期プラン 施策体系図（P.20）



教育を取り巻く現状と課題（P.5～）

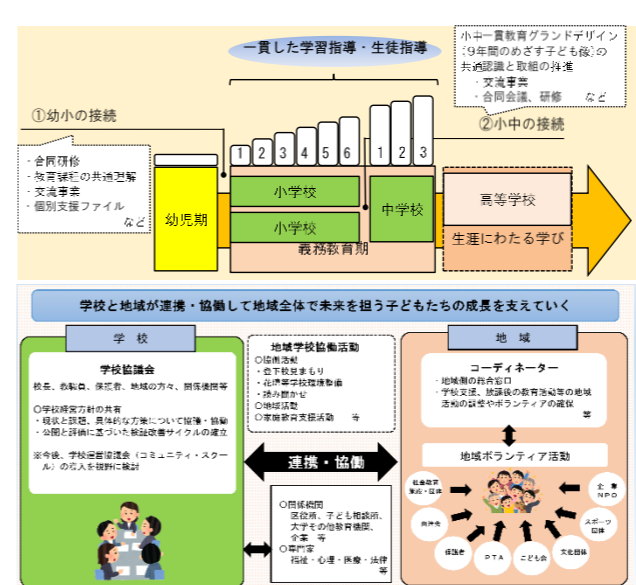
- ### 国の動向
- 第3期教育振興基本計画の策定
 - 新学習指導要領等の全面实施
 - 教育ICT環境整備（GIGAスクール構想）
- ### 社会情勢等の変化
- 少子化・高齢化の進行、つながりの希薄化
 - グローバル化の進展、持続可能な開発目標（SDGs）
 - 超スマート社会（Society5.0）時代の到来
 - 子どもの貧困などの社会経済的な課題
 - 新型コロナウイルス感染症等への対応

- ### 第2期プランをふまえた本市の課題
- 【基本的方向性1】総合的な学力の育成
 - 学力（教科学力）の向上
 - 中学生の無解答率・学力低位層の割合の高さ
 - 家庭学習時間が少ない、中学校での2極化
 - 支援学校・支援学級・通級在籍児童生徒の増加
 - コロナ禍・臨時休業中における学びの保障
 - 【基本的方向性2】豊かな心と健やかな体の育成
 - 日本語指導の必要な児童生徒の増加
 - いじめ・不登校等の対応
 - 小学校の暴力行為発生件数の増加
 - 体力の向上、運動する・しない児童生徒の2極化
 - 【基本的方向性3】学校力・教師力の向上
 - 教職員の働き方改革の推進
 - 若手教員の増加に伴う教員育成
 - 学校マネジメント力の向上
 - 【基本的方向性4】家庭・地域とともに教育を推進
 - 生活習慣へのスマホの影響や情報モラル教育
 - 放課後児童対策事業の活動場所の確保
 - 中央図書館の再整備
 - 【基本的方向性5】よりよい教育環境の充実
 - ICT環境の整備
 - 学校規模の適正化

第3期プラン推進にあたって（P.16～）

基本的視点

1. 「縦につながる教育」の推進
子どもの発達課題に応じた、組織的・体系的な一貫した教育の推進
2. 「横にひろがる教育」の推進
学校・家庭・地域の連携・協働による、学校力の向上、子どもの豊かな学びの創造



SDGsの視点

持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標16「平和と公正をすべての人に」及び目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の5つのゴールを共通目標とし、基本的方向性ごとに、SDGsの目標を掲げています。

ICTの活用

子どもたちがICTを手段として活用できる力を育み、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」となる効果的な授業改善に取り組むとともに、ICTの活用により個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図ります。

第3期未来をつくる堺教育プラン（案）【概要】

基本的方向性1 未来を切り拓く力の育成（P.24～）

■ 基本施策1 「総合的な学力」の育成

- ・ICTを活用した学習指導の工夫・改善とあわせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図り、幅広い学習や生活の場面の課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。
- ・子どもや地域の実態等を適切に把握し、教科等横断的な視点で教育の内容を組み立て、教育課程をもとにした組織的かつ計画的に取り組むカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。
- ・子どもたち一人ひとりの実態を把握・分析し、自校の課題を明らかにし、課題解決への取組を進め、実効性のある検証改善サイクルを確立します。
- ・個別最適な学びの実現の観点から、習熟度別指導等の少人数指導や小学校高学年での教科担任制、ICTの効果的な活用等による個々の児童生徒の学習状況の把握など、きめ細かな学習指導を行います。

■ 基本施策2 グローバルに活躍できる力の育成

- ・我が国や郷土堺の伝統や文化の理解と他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う国際理解教育を進めます。
- ・外国語によるコミュニケーションが活発に行えるよう、様々な交流を活用しながら外国語教育の充実を図ることで、語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身につけたグローバルに活躍できる人材の育成をめざします。

■ 基本施策3 超スマート社会(Society5.0)で活躍できる力の育成

- ・児童生徒1人1台の学習者用端末を整備し、一人ひとりの状況をふまえた双方向型の授業や個別学習、多様な意見に触れられる協働学習などを効果的に活用し子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、プログラミング学習を通じた論理的思考力を育成します。
- ・情報社会の特性を理解し、情報社会で適正な活動を行うための考え方や態度を身につけられるよう情報モラル教育を推進します。

■ 基本施策4 豊かな心の育成

- ・家庭・地域・関係機関等と連携し、豊かな情操や道徳心を培い、自己肯定感・自己有用感や他者への思いやり、自然や郷土を大切にすることを育む道徳教育等を進めます。また、豊かな人権感覚をもって行動する子どもの育成をめざします。

■ 基本施策5 健やかな体の育成

- ・家庭・地域・企業と連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図る保健指導や体力向上の取組を推進し、子どもたちの健やかな心身の育成を図ります。
- ・中学校の部活動では、専門性のある外部人材の活用など、活動の充実を図ります。また、睡眠教育や食育を推進します。

■ 基本施策6 特別支援教育の推進

- ・障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため適切な指導と必要な支援の充実に取り組みます。
- ・ICTも活用した適切な指導及び支援方法に関する専門性向上に取り組むとともに、福祉部局や家庭などとの一層の連携を強化し、指導・支援体制の充実を図ります。すべての子どもたちがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築をめざします。

■ 基本施策7 つながる教育の推進

- ・小中一貫教育を推進し、各段階間の円滑な接続を図ります。
- ・幼児教育センター機能の充実・強化を図ります。
- ・高等学校では、自己のキャリア形成の方向性と関連付けた専門教育の充実を図ります。

■ 基本施策8 学びの機会の確保

- ・家庭の経済的理由で子どもたちの就学機会をなくすことがないよう経済的支援に取り組みます。また、不登校などの様々な事情で十分な教育を受けられなかった人、日本語指導が必要な児童生徒など、多様なニーズに対応した教育の機会を確保します。
- ・不登校児童生徒への専門家による相談体制の整備、ICTも活用した個々の状況に応じた支援を行い適切な学習環境の確保に努めます。

基本的方向性2 学校力・教師力の向上（P.50～）

■ 基本施策9 学校マネジメント力の向上

- ・管理職のリーダーシップのもと、学校における教育活動を一体的にマネジメントし、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、不祥事の根絶も含め、健全な学校づくりにつなげます。また、多様な専門家や関係機関、地域と学校が連携・協働することで、「チーム学校」として複雑化・困難化する課題の解決に取り組むことのできる体制を整備します。
- ・積極的な業務改善やICT化の推進などの取組を通して、教職員の負担軽減を図り、学校における働き方改革を一層推進します。

■ 基本施策10 信頼される教員の育成

- ・新たな教育課題に対応した研修の充実を図るとともに、ICTを活用した多様な形での研修を推進し、教職員が個々の状況に応じて、スキルアップに取り組める環境を整備するなど、学び続ける教職員を支援します。
- ・教職員による不祥事の根絶に向け、教職員一人ひとりの倫理観や当事者意識の高揚を図り、コンプライアンス意識が醸成された学校づくりを推進します。さらに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた全教職員の共通理解と指導力の向上を図ります。
- ・教員として円滑にスタートできるよう、大学との連携による取組を進めるとともに、教員採用選考試験における工夫・改善を通じて、学校園で即戦力として活躍できる人材の確保・育成をめざします。

基本的方向性3 安全・安心な学びの場づくり（P.59～）

■ 基本施策11 えがおあふれる学びの場づくり

- ・いじめや不登校、児童虐待などの未然防止・早期発見のために、教職員が一人ひとりの子どものサインを見逃さず、積極的な生徒指導を行うとともに、教育相談体制の充実や学校における組織的な対応を図ります。
- ・教職員だけでなく、福祉や心理、法律などの専門家や関係機関、地域等が連携して課題に対応できる体制を整備し、「チーム学校」による早期対応、早期解決を図ります。
- ・SNS等を通じたいじめや性暴力被害などの未然防止に向け、情報モラル教育をはじめとした予防的な指導の充実に努めます。

■ 基本施策12 子どもの安全確保

- ・学校における安全対策を徹底するとともに、自然災害や交通事故、犯罪、感染症などの様々な危険に備え、地域や関係機関等と連携しながら、子どもの安全を確保する取組を実施します。
- ・安全教育や防災教育により、子どもの安全意識や防犯・防災対応能力の育成を図ります。

基本的方向性4 学校・家庭・地域が連携・協働する教育の推進（P.67～）

■ 基本施策13 ひろがる教育の推進

- ・家庭の教育力の向上に向け、就学前早期から基本的生活習慣の確立に向けて保護者への啓発を行います。
- ・地域全体で子どもたちを支援する仕組みを構築し、学校・家庭・地域が連携して子どもの健全育成に取り組みます。

■ 基本施策14 生涯にわたる学習環境の充実

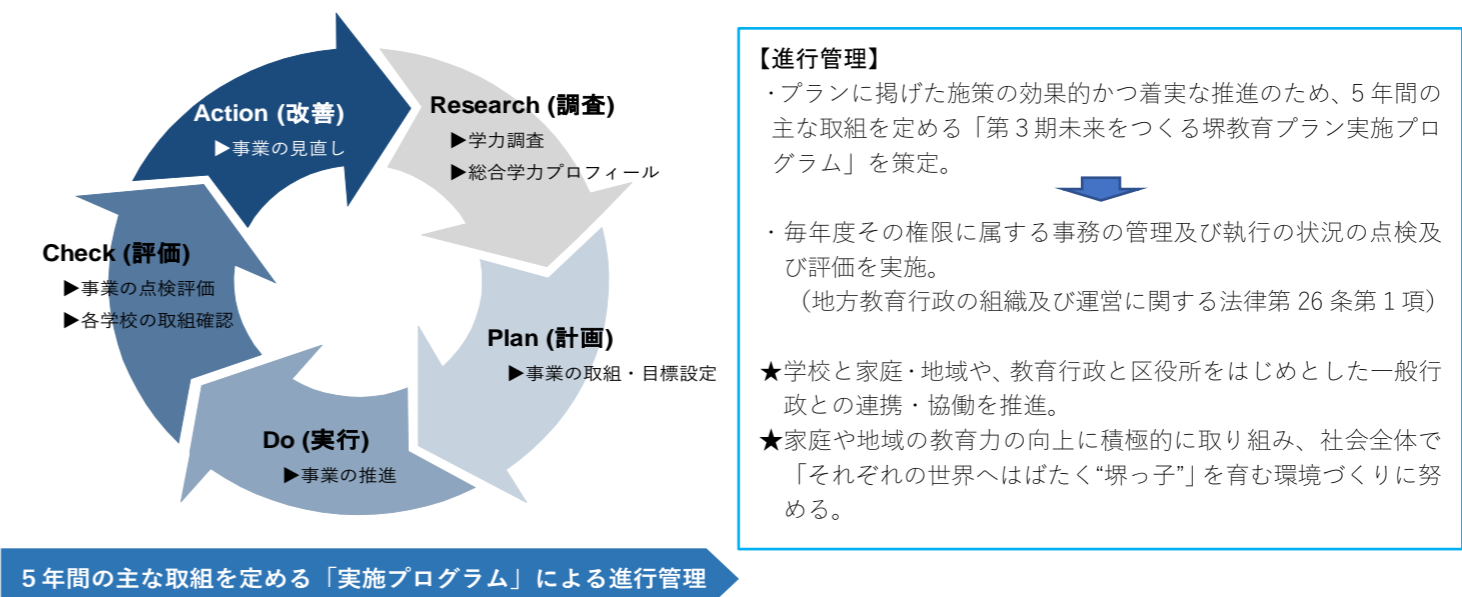
- ・図書館は、地域の知の拠点として、資料・情報の充実及び利便性の向上を図ります。また、来館しなくても資料・情報にアクセスできるよう、オンラインサービスの充実に取り組みます。
- ・市民の生涯にわたる学習活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。

基本的方向性5 よりよい教育環境の充実（P.74～）

■ 基本施策15 教育環境の整備

- ・児童生徒1人1台の学習者用端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の一体的整備により、授業での活用や家庭学習のツールとしても活用できるよう整備を推進します。
- ・校務のICT化を進め、業務の効率化を推進し、教員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保につなげます。
- ・全員喫食制の中学校給食の実施に向けて取り組むとともに、小中一貫した食育を推進します。
- ・学校における集団のもつ教育機能を十分に発揮するため、学校や保護者、地域等の意見を聴きながら学校規模の適正化を図ります。
- 基本施策16 学校施設の整備
 - ・老朽化対策として「堺市学校施設整備計画」に基づき、計画的に学校施設を整備することで教育環境の向上を図ります。
 - ・小中学校の特別教室への空調設備の整備を進めます。

プランの推進体制（P.80）



(案)

第3期

未来をつくる堺教育プラン

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

令和3年 月

堺市教育委員会

目 次

第1章 プランの概要・堺市の教育理念	1
1. プランの概要	1
(1) 策定の趣旨.....	1
(2) 位置付け	2
(3) 計画期間	2
(4) プランの範囲.....	3
2. 堺市の教育理念.....	4
第2章 教育を取り巻く現状と課題	5
1. 国における教育政策の主な動向.....	5
(1) 第3期教育振興基本計画の策定（平成30（2018）年6月閣議決定）	5
(2) 新学習指導要領等の全面实施.....	6
(3) 超スマート社会（Society5.0）時代を担う子どもたちの育成に資する教育 ICT 環境の整備.....	6
2. 本市の教育を取り巻く現状.....	7
(1) 少子化・高齢化の進行とつながりの希薄化	7
(2) グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs）	8
(3) 超スマート社会（Society5.0）時代の到来	8
(4) 子どもの貧困などの社会経済的な課題.....	9
(5) 新型コロナウイルス感染症等への対応.....	9
3. 「第2期末未来をつくる堺教育プラン」の総括.....	10
(1) 成果と課題.....	10
(2) 第3期プランに向けて.....	12
第3章 計画の内容	13
1. 堺市のめざす教育像.....	13
(1) めざす子ども像.....	13
(2) めざす学校像.....	14
(3) めざす教員像.....	15
2. プラン推進の基本的視点	16
(1) 「縦につながる教育」の推進.....	16
(2) 「横にひろがる教育」の推進.....	16
3. 本計画とSDGsの関係.....	17
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）	17
(2) SDGs達成に向けた教育の推進.....	17
4. ICTの活用を基盤とした教育施策の推進	18
5. 施策体系.....	20
(1) 計画の全体図.....	20

(2) 計画の推進に係るイメージ図	21
(3) 計画の見方	22
(4) 基本的方向性と基本施策	24
基本的方向性1 未来を切り拓く力の育成	24
基本的方向性2 学校力・教師力の向上	50
基本的方向性3 安全・安心な学びの場づくり	59
基本的方向性4 学校・家庭・地域が連携・協働する教育の推進	67
基本的方向性5 よりよい教育環境の充実	74
第4章 プランの推進体制	80
1. プランの推進体制	80
2. 成果指標一覧	81
参考資料	84
1. 堺市の教育を取り巻く現状と課題（データ集）	85
2. 懇話会開催要綱	102
3. 懇話会名簿	103
4. 策定検討経過	104
5. 用語解説	105

第1章 プランの概要・堺市の教育理念

1. プランの概要

(1) 策定の趣旨

教育の普遍的な使命として、教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とうたわれています。また、同法第1条においては、教育の目的として、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されています。

堺市では、政令指定都市元年である平成18(2006)年度を「教育改革元年」と位置付け、新たな決意で教育行政に取り組むための理念や基本的指針を示した「堺市教育活性化プラン」を平成18(2006)年9月に策定しました。同プランをもとに、教育の実現と教育諸課題の解決に向け、学校教育と生涯学習が連動し、子ども一人ひとりの個性や限りない可能性を伸ばし、地域ぐるみで子どもたちのゆめを育むオンリーワンの教育による「堺から世界へはばたく堺っ子」の育成に取り組んできました。

平成23(2011)年度には堺市におけるはじめての教育振興基本計画として「未来をつくる堺教育プラン(以下「第1期プラン」といいます。)を策定、平成28(2016)年度にはこれを継承・発展させた「第2期未来をつくる堺教育プラン(以下「第2期プラン」といいます。)」を策定し、「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を堺市のめざす子ども像と定め、縦につながる教育、横にひろがる教育の視点のもと、教育の充実に取り組んできました。

しかしながら、急速な技術革新、グローバル化の進展、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた動きなど、社会の変化が加速度を増す中で、次代を担う子どもたちを育むためには、教育が社会の変化についていくのではなく、教育が社会の変化を生み出すという強い意志をもって、これまでの取組の状況、現状と課題をふまえ、学校・家庭・地域等がより一層連携・協働し、新たな時代に対応した取組を推進することが重要です。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止による学校園の臨時休業により、学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして、身体的・精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。

すべての子どもたちが多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を、ICTを積極的に活用しながら、誰一人取り残すことなく育む必要があります。

こうしたことをふまえ、本市では第2期プランの成果を継承、発展させつつ、今後5年間の教育

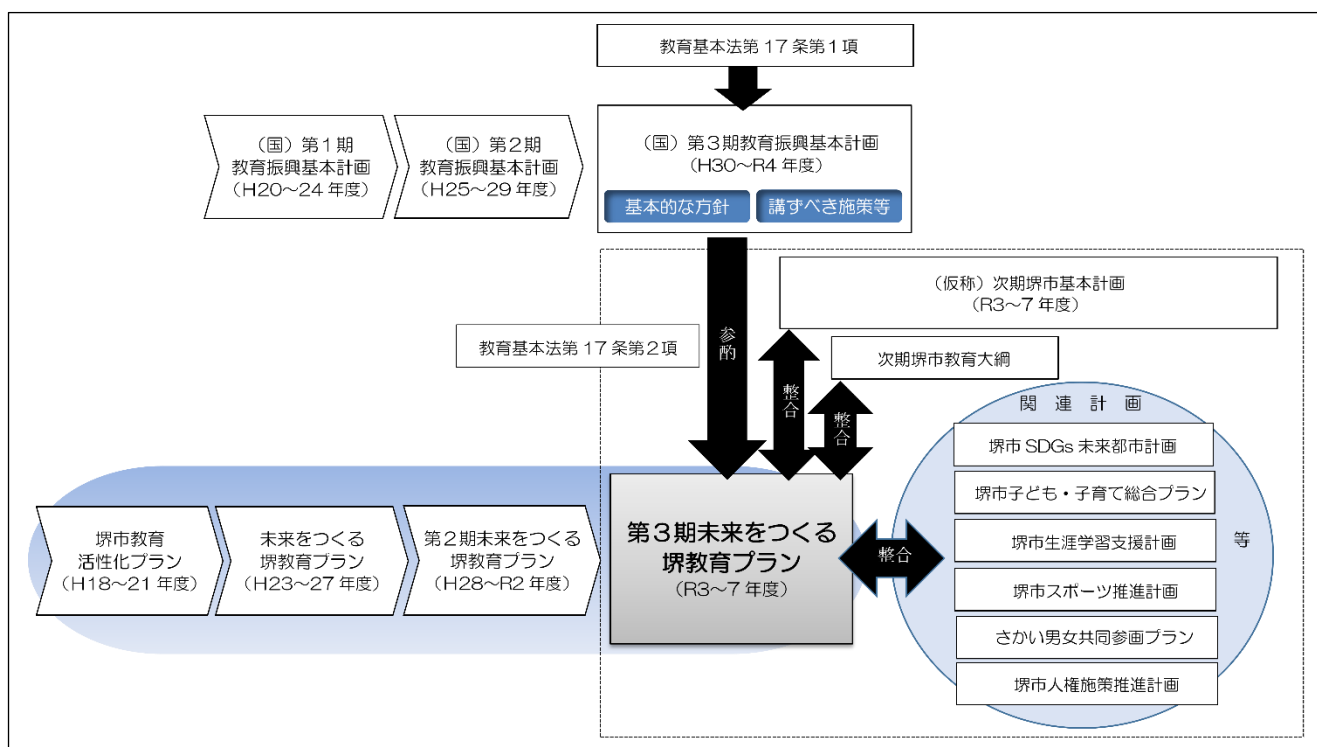
の充実に向けた基本的な方向性を定める指針として、「第3期未来をつくる堺教育プラン（以下「第3期プラン」といいます。）」を策定するものです。

（2）位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。第2期プランの成果と課題をふまえ、学校教育を中心とし、家庭・地域等との連携・協働のもと、子どもたちを育むための本市の教育分野の計画とします。なお、推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「次期堺市教育大綱」や、市政全般の基本方針である「(仮称)次期堺市基本計画」とも整合性を図ります。

また、子どもたちを育むためには、学校教育だけでなく、家庭における教育や、保健、福祉の分野、さらには人生100年時代を見据えた、ライフステージに応じたスポーツ活動などを含む生涯学習との連携なども大きく関わってきます。

教育委員会が所管する分野のみでは解決できない課題も存在するため、他の部局が策定する関連計画や施策との連携を図りながら、教育施策を推進します。



（3）計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの概ね5年間とします。

なお、社会状況の変化に応じて、施策の見直しを行います。

(4) プランの範囲

学校教育を中心として、家庭、地域社会も含めた教育に関わる取組を範囲とします。

2. 堺市の教育理念

変化が激しく将来を予測することが困難な社会の中であっても、次代を担う子どもたちが、充実した豊かな人生を生きるとともに、社会の持続的な発展に貢献するなど、明るい未来を思い描きながら、自分を見失わず成長していくことが重要です。

そのためには、多様な価値観を認め合い、自分も他者も大切にする心、他者とよりよい関係を築きながら協働する力、大きな視野で主体的に判断し、予期せぬ事態へ柔軟に対応する能力、挑戦心をもって新たな世界にふみ出す勇氣、粘り強く最後までやり抜く力、そしてそれらを支える健康な体と体力、加えて生涯にわたって学び続ける意欲を身につけた人格を形成することが、教育の大きな役割です。

本市では、このような教育に課せられた役割に対して、よりどころとなる普遍的な理念である「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念として定めています。

《教育理念》「ひとづくり・まなび・ゆめ」

1. 豊かな心の人づくり

自分のよさや可能性を知り、多様な価値観を認め、相手の立場を思いやり大切にできる豊かな心、大きな視野で社会やものごとをとらえることのできる心のゆとり、秩序を重んじ、社会性を身につけるための規範意識の育成を進めます。

2. 確かな学びの形成

社会の中で生きていくために必要となる、自ら問題を発見し、試行錯誤しながら解決し、新たな価値を創造していくことができる力や、自ら学び、他者と協働しながら、学んだことを社会で生かすことのできる幅広い学力の確かな形成に努めます。

3. ゆめをはぐくむ教育の推進

未来をつくる子どもたちが、自分のよさや個性、可能性を發揮し、ゆめの実現に向けて多様な選択ができる誰一人取り残すことのない教育を推進します。

また、先人から受け継いだ自由・自治の精神、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。

第2章 教育を取り巻く現状と課題

1. 国における教育政策の主な動向

(1) 第3期教育振興基本計画の策定（平成30（2018）年6月閣議決定）

国の第2期教育振興基本計画（平成25（2013）年度～29（2017）年度）において掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を継承しつつ、少子化・高齢化の進展、急速な技術革新、グローバル化の進展、子どもの貧困、多様性の顕在化など、社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとして、国際的な政策の動向をふまえ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示されました。

具体的には、「人生100年時代」の到来や「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向け、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、「生涯にわたる一人一人の『可能性』と『チャンス』を最大化」することを、今後の教育政策の中心に据えて取り組む必要があるとしたうえで、次のような5つの基本的な方針が示されています。

基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 新学習指導要領等の全面实施

平成 29 (2017) 年に学習指導要領等が改訂され、幼稚園では小学校に先駆けて平成 30 (2018) 年度、小学校は令和 2 (2020) 年度、中学校は令和 3 (2021) 年度から、それぞれ全面实施されています。なお、高等学校は令和 4 (2022) 年度から、学年ごとに順次、実施されます。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などをふまえ、子どもたちが未来社会を切り拓くために求められる資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱に整理したうえで、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したうえで、次のようなポイントが示されています。

主なポイント

- 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立
- 育成をめざす資質・能力を幼児教育から高等教育までを見通した三つの柱として明確化等

(3) 超スマート社会 (Society5.0) 時代を担う子どもたちの育成に資する教育 ICT 環境の整備

超スマート社会 (Society5.0) という新たな時代を担う子どもたちが、変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。教育においても、ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められ、令和時代の学校の「スタンダード」として、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の整備をはじめとする ICT 環境整備の方針 (GIGA スクール構想) が示されています。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症、大規模災害等による長期にわたる学校園の臨時休業措置等が必要となった場合に備え、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末等の ICT を活用し、子どもたちの健やかな学びを止めないための教育 ICT 環境の整備が求められています。

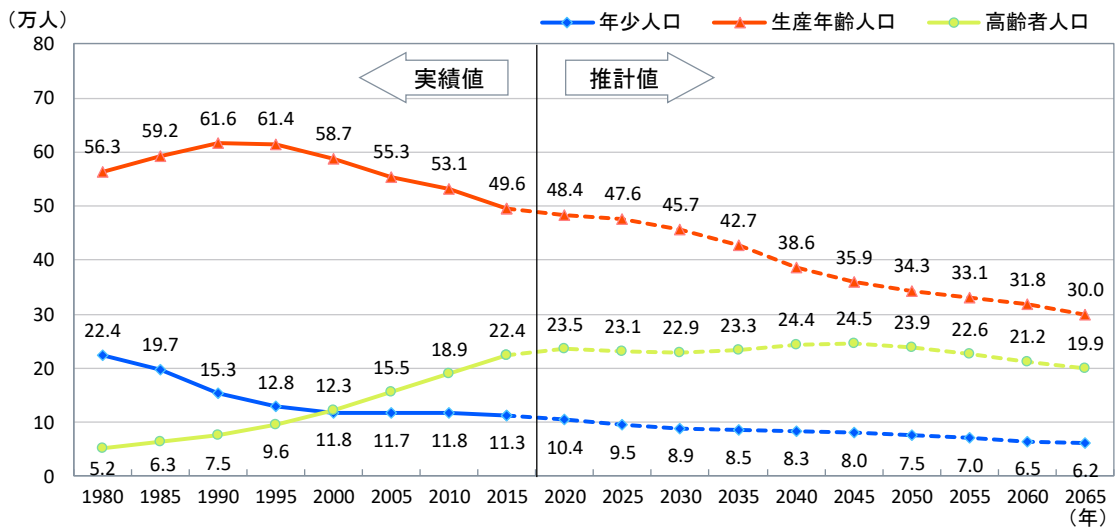
これからの学校教育を支える基盤的ツールとして ICT は必要不可欠ではありますが、教育効果を考えながら ICT を活用することが重要です。これまでの実践と ICT の活用を適切に組み合わせることで、学びの質を向上させるとともに、学校教育における様々な課題の解決につなげていくことが求められています。

2. 本市の教育を取り巻く現状

(1) 少子化・高齢化の進行とつながりの希薄化

本市の人口の推移（図表1）をみると、年少人口が減少し続け、少子化・高齢化が今後も進行すると予測されています。それに伴い、学校の小規模化が進行していき、また、子どものいる世帯数割合の減少（図表2）やライフスタイルの多様化、こども会の加入率の減少等（図表3）により、家庭・地域における子どもの人とのつながりの希薄化が懸念されるところです。

図表 1 本市の人口の推移



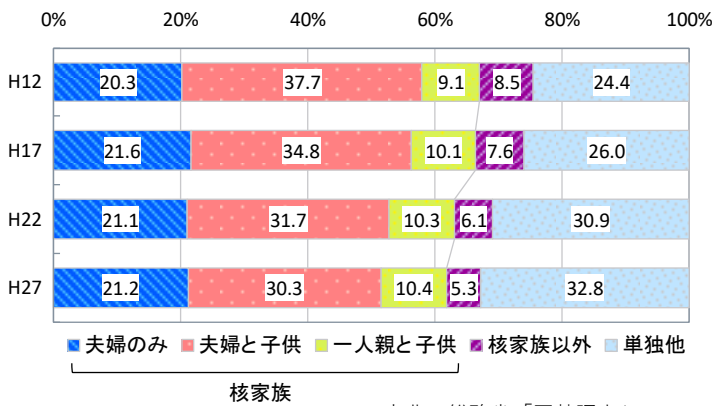
※年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、高齢者人口：65歳以上

出典：堺市資料、総務省「国勢調査」、堺市の将来推計人口は独自推計

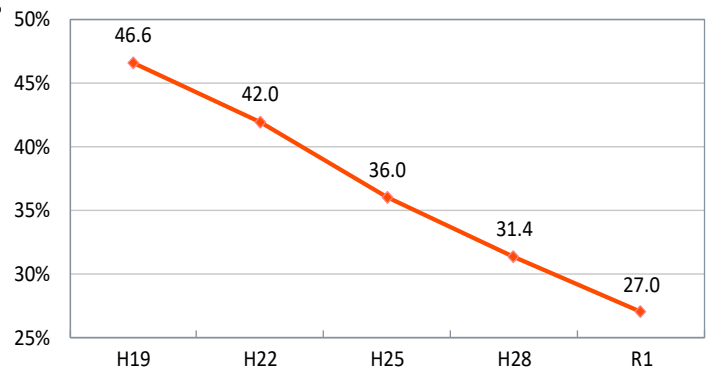
2005年以前は旧美原町を含む

図表 2 一般世帯の家族類型別世帯数割合

図表 3 こども会加入率



出典：総務省「国勢調査」



出典：堺市教育委員会調査

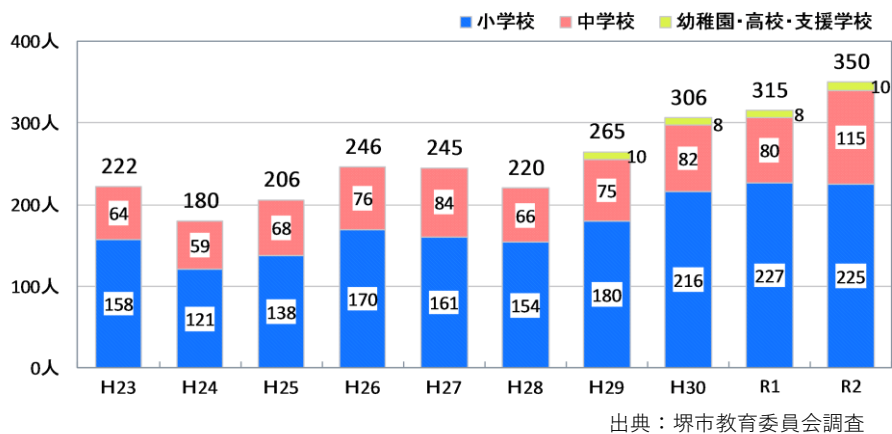
(2) グローバル化の進展と持続可能な開発目標 (SDGs)

情報通信や交通分野での技術革新により、人、モノ、情報、グローバル化のより一層の進展が予想される中、日本が抱える社会問題や地球規模での課題を自ら発見し、解決できる能力を有する、グローバルに活躍する人材の育成が重要です。

日本語指導を必要とする児童生徒数の推移 (図表4) から、本市におけるグローバル化の進展が予測されることから、多様な文化や価値観をもつ人たちと交流し、共生していくために必要な力を育成していくことが重要です。

また、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題など、地球規模の人類共通の課題の解決に積極的に取り組むことが求められています。このような状況をふまえ、持続可能な開発目標 (SDGs) の教育分野では、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが求められています。

図表 4 堺市における日本語指導を必要とする児童生徒数

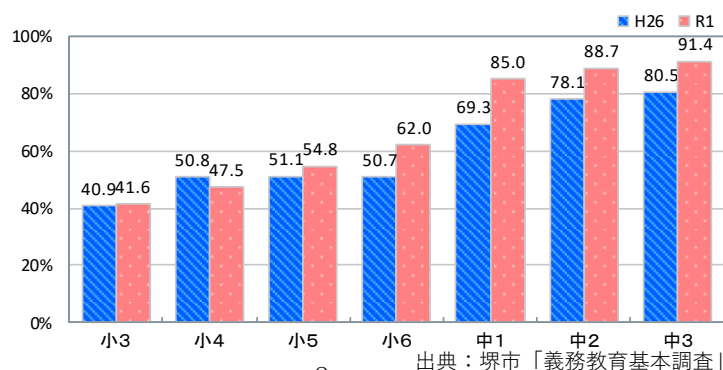


(3) 超スマート社会 (Society5.0) 時代の到来

2030年頃には、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society5.0) の到来が予想されています。こうした社会を豊かに生きるには、情報活用能力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性を発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することが重要です。

また、スマートフォン・携帯電話の所有率の推移 (図表5) から、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、情報モラル教育のさらなる充実が必要です。

図表 5 児童生徒のスマートフォン・携帯電話所有率

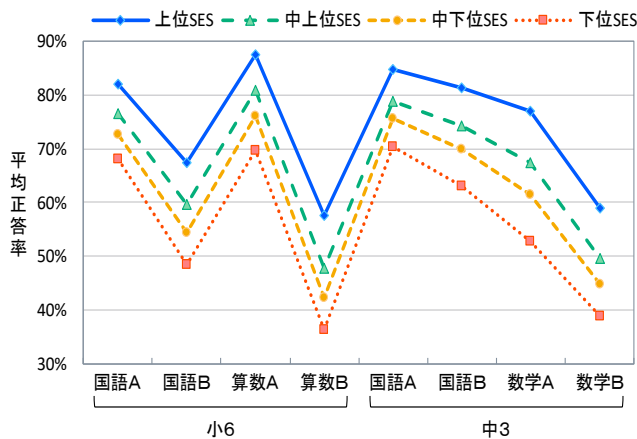


(4) 子どもの貧困などの社会経済的な課題

我が国の18歳未満の子どもの相対的貧困率は13.5%であり、7人1人の子どもが相対的貧困状態にあるとされ、毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるものの、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう子どもがいます。また、家庭の社会経済的背景と全国学力・学習状況調査の平均正答率は強い相関関係にあると報告される中（図表6）、本市では平成24（2012）年から29（2017）年で低所得者世帯が減少し、大阪府よりも低い割合となりましたが、全国と比べるとわずかに高くなっています（図表7）。

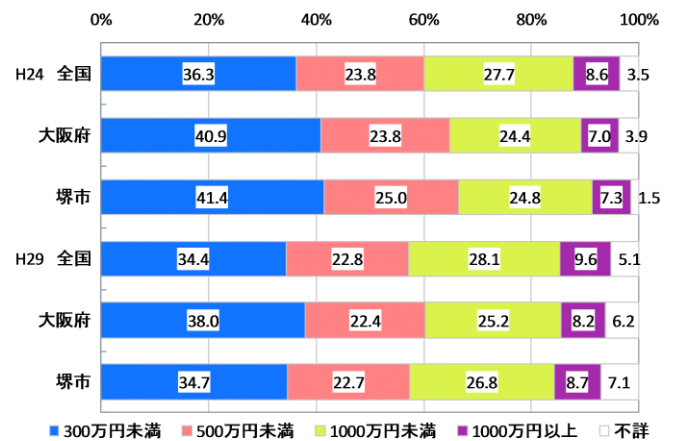
このような状況ではありますが、子どもの貧困の連鎖を断ち切るための市全体での取組の推進や、学校・家庭・地域の連携が重要です。

図表6 家庭の社会経済的背景（SES）と学力【全国（公立）】



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成29年度）

図表7 所得別世帯数割合



出典：総務省「就業構造基本調査」

(5) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、日本国内でも全国的な感染拡大に伴って、令和2（2020）年3月上旬から全国規模で学校園の臨時休業措置がとられ、本市においても令和2（2020）年2月末から5月末までの3ヶ月の長期にわたる臨時休業、さらに、学校再開後も、分散登校や学校における「新しい生活様式」をふまえた学校教育活動が実施されました。部活動の段階的再開、学校行事については、感染状況を鑑み、修学旅行の計画の見直し、運動会・体育大会については競技の精選など開催方式の工夫、連合運動会や連合音楽会の中止など実施の有無を含め精査し、実施されました。子どもたちの生活、学び、心身の健康に大きな影響を与えており、感染の不安から登校を躊躇する子どもたちも一定数いる状況です。

今後、当感染症の再度の感染拡大や新たな感染症の発生、大規模災害等による長期にわたる学校園の臨時休業措置が生じる可能性に備え、学校園における感染症対策を徹底した教育活動を実施することや、ICTも積極的に活用した子どもたちの健やかな学びの保障や誤解や偏見に基づく差別・いじめの防止、関係機関と連携した丁寧な心のケアに取り組むことが重要です。

3. 「第2期未来をつくる堺教育プラン」の総括

第2期プランにおいて、「ひとづくり・まなび・ゆめ」の教育理念のもと、「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成に向け、5つの基本的方向性のもと、13の基本施策に取り組んできました。以下に、その成果と課題を示します。(図表については、P.8 及び参考資料 P.85～101 を参照)

(1) 成果と課題

【基本的方向性1】「総合的な学力」の育成

- 全国学力・学習状況調査の推移(図表1)では、小中学校とも着実に学力(教科学力)が向上しており、授業改善等の効果が表れています。しかし、小学校では全国平均と同水準または上回る一方で、中学校では依然として全国平均を下回り、無解答率や学力低位層の割合(図表2、3)も高く、読む能力等に課題があります(図表4)。
- 全国学力・学習状況調査結果を独自の観点で分析した総合学力プロフィール(図表5)においても、「学びの基礎力」、「社会的実践力」に比べ、「学力(教科学力)」の向上が課題です。「学びの基礎力」では、小中学校ともに「豊かな基礎体験」が全国平均を下回っており、読書やニュースに触れるメディア体験、基本的な生活習慣などに課題があります。「社会的実践力」では、小中学校ともに「社会参画力」は着実に向上していますが(図表6、7)、全国平均を下回る項目もあり、引き続き、地域社会への関心を高め、参画意識を育む必要があります。
- 授業以外の学習時間は小中学校ともに全国に比べて少なく、特に中学校で二極化の傾向があります(図表8)。
- 「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童生徒の割合は減少傾向にあり(図表9)、キャリア教育を一層充実させる必要があります。
- 支援学級在籍の児童生徒数や通級指導教室の利用児童生徒数は増加傾向にあり(図表10)、引き続き教員の専門性向上、校内支援体制や相談体制を充実させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症により通常授業が実施できなかったことをふまえ、今後、同様の事象が生じた場合など学校園の臨時休業措置が長期化した場合に備え、ICTも活用した子どもたちの健やかな学びを保障する体制を整備する必要があります。

【基本的方向性2】豊かな心と健やかな体の育成

- 豊かな心の育成等の取組により、自己肯定感や規範意識、あいさつ習慣の向上がみられます(図表11、12)。
- いじめの認知件数、不登校児童生徒割合、小学校の暴力発生件数(図表13～15)は増加傾向にありますが、生徒指導主事を専任加配した学校では、問題行動、不登校児童生徒の減少につながりました。今後も、生徒指導主事を中心とした組織的な対応、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関と連携した対応をする必要があります。

- 体力は改善傾向にありますが、全国平均より低く（図表 16）、中学校では運動する生徒としない生徒の二極化の傾向もみられます（図表 17）。
- 朝食喫食率は全国平均を下回っており（図表 18）、幼児期からの一貫した食育を推進する必要があります。
- 日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり（P.8 図表 4）、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症により通常授業が実施できなかったことをふまえ、今後、同様の事象が生じた場合など学校園の臨時休業措置が長期化した場合に備え、様々な悩みや不安、ストレスを抱えている子どもたちの心のケアについて支援していく必要があります。

【基本的方向性 3】 学校力・教師力の向上

- 「堺市教職員『働き方改革プラン』"SMILE"」に基づく教職員の働き方改革により、教職員の勤務時間外滞在時間は縮減方向にありますが（図表 19）、今後も、教育職員の勤務時間外在在校等時間を適切に把握し、行事や分掌等の見直し、業務分担の適正化や長時間の在在を防ぐための取組を行う必要があります。
- 20 代、30 代の教職経験年数の少ない教員の割合が高く（図表 20）、また、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化していることから、学校マネジメント力の向上に向け、研修の実施や専門家、関係機関等とより一層の連携に取り組む必要があります。
- 全中学校で「学校協議会」を設置し、学校経営方針を地域と共有することで「学校は地域協働が進んでいる」と答えた保護者の割合は増加していますが（図表 21）、より一層「堺版コミュニティ・スクール」への理解を深め、参画を促すための取組を行う必要があります。
- 「先生は、よいところを認めてくれている」と答えた児童生徒の割合は上昇し（図表 22）、授業改善も進んでいます（図表 23）。一方で授業の質を高める教員研修については、積極的に参加できるよう研修体制を検討する必要があります。
- 教員採用選考試験では一定の倍率を確保していますが（図表 24）、全国的に教員志願者数が減少する中で、教員養成期からの人材育成や広報活動の工夫により、実践力や専門性を備えた優秀な人材の確保が必要です。

【基本的方向性 4】 家庭・地域とともに教育を推進

- 「保護者や地域の人が学校の諸活動に参加してくれる」と答えた学校の割合は上昇していますが（図表 25）、今後も、学校の教育活動等を支援する人材や組織とのネットワークの形成に取り組む必要があります。
- 「悪いことはきちんとしかる」ことを大変心がけていると答えた小学 6 年生保護者の割合は、やや減少しています。家庭の教育力は、「家庭のしつけ」、「家庭の交流」、「学びの関わり」それぞれで改善していますが（図表 26）、特に中学生の保護者で「学びの関わり」が低く、家庭学習習慣の定着に向け、家庭と連携した取組を推進する必要があります。
- 児童生徒のスマートフォン・携帯電話所有率は増加傾向にあり（P.8 図表 5）、基本的な生活習

慣や学習習慣への影響が危惧されるとともに、情報モラル教育を充実させる必要があります。

- 「のびのびルーム」の待機児童は0人（令和2年5月1日現在）ですが、利用児童数は増加傾向にあり（図表27）、将来予測をふまえた活動場所の確保とともに指導員の処遇改善が課題です。また、放課後等健全育成事業では、複数ある事業の制度の統一化を進める必要があります。
- 市立図書館の年間貸出点数は減少しており（図表28）、サービスの充実や情報発信を強化する必要があります。また、図書館の役割・機能を整理し、中央図書館の再整備を進める必要があります。

【基本的方向性5】よりよい教育環境の充実

- 中学校給食を選択制給食から全員喫食制の中学校給食へ移行することに伴い、より一層、小中一貫した食育を推進する必要があります。
- 中学校のICT環境整備により、授業でICTを活用できる教員の割合は上昇しています（図表29）。今後、ICTを活用した教育の更なる推進のため、児童生徒1人1台の学習者用端末を活用した授業展開など、より効果的なICTツール活用方法の研究や、教員向けのICT活用研修を引き続き実施する必要があります。
- 小中学校普通教室や幼稚園保育室への空調設備の整備は完了しましたが、小中学校の特別教室への空調設備の整備を着実に進める必要があります。また、計画的に整備を進めているトイレの環境改善など、学校施設の環境整備に着実に取り組む必要があります。
- 「堺市学校施設整備計画」に基づき、長寿命化改修工事をはじめとする施設整備に取り組む必要があります。
- 学校規模の適正化のため、原山台小学校と原山台東小学校を再編し、原山ひかり小学校を開校しました。今後も、小規模校の再編等、学校や保護者、地域等の意見を聴きながら学校規模の適正化を推進する必要があります。

(2) 第3期プランに向けて

第1期プランでは、秩序と活気のある学びの場づくりを重点施策として取り組み、自尊感情や規範意識の醸成、静謐な教育環境の確立に成果を上げてきました。続く第2期プランでは、「『総合的な学力』の向上」を重点的に推進し、小中学校ともに着実に向上しています。

こうしたことをふまえ、第3期プランにおいては、これまでに培ってきた静謐な教育環境や「総合的な学力」を基盤として、国における教育政策の動向や社会情勢の変化、子どもたちを取り巻く課題をふまえ、これからの予測困難な社会を生きる子どもたちが、多様性を認め、ゆめや目標、挑戦心や粘り強さをもって、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓くことができる力を育成するために、ICTを積極的に活用しながら、様々な教育施策を推進していきます。

第3章 計画の内容

1. 堺市のめざす教育像

第2期プランの成果を継承し、今後5年間のめざす教育像として、育成すべき子ども像と、その育ちや学びを支える学校像、教員像をそれぞれ決めました。

(1) めざす子ども像

それぞれの世界へはばたく“堺っ子”

- 自分のよさを知り、人を認め、人とつながり協働する
- 自らを律し、自ら学び続け、自らを表現する
- ゆめの実現に向けて挑戦する
- 堺を愛し、堺を誇りとする
- 多様な価値観を認め、多様な文化を理解する

超スマート社会（Society5.0）という新たな時代を担う子どもたちが、自立した人間として他者と協働しながら、創造的に生き抜く力を身につけ、国際社会をはじめ国内外の「それぞれの世界」を舞台に挑戦し、充実した豊かな人生を生き、また、社会の持続的な発展に貢献することをねらいとして、子どもを取り巻く環境が変化しても、めざす子ども像は普遍的なものであることから「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を継承しました。

他者とともによりよい社会を築くため、自分のよさを知り、他者への思いやりや命を大切にする心など、豊かな人権感覚を育みます。また、国籍や年齢、性別、性的指向や性自認、障害の有無などにかかわらず、社会の中で自立して、自らのよさを発揮し、同時に多様な他者を認め、関係を築きながら協働する力を育みます。さらに、いじめに対しては、子どもたち一人ひとりに「いじめは絶対に許さない」という意識を育むことが大切です。

また、自らを律するとともに、新たな課題に対しても主体的に考え、判断、表現し、生涯にわたって学び続け、ゆめの実現に向けて努力する粘り強さや挑戦心、新たな価値やゆめをかたちにするための創造力を育成します。

さらに、今後、グローバル化がより一層進展する中で、郷土堺の歴史・文化のよさを知り、堺を愛し、誇りをもつとともに、国際的な視野に立ち、多様な価値観を認め、多様な文化を理解し、尊重する心を育みます。

(2) めざす学校像

子どもの未来をつくる学校

- 主体的・協働的な学びを通して「総合的な学力」を育む学校
- 多様性を認め、一人ひとりの個性を尊重する学校
- 子どもの発達段階に応じて一貫した教育を行う学校
- 「チーム力」を発揮し、家庭・地域・関係機関とともに子どもを育てる学校
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に真摯に取り組み、早期解決を図る学校

学校は、これまでに培ってきた静謐な教育環境を基盤として、主体的・協働的な学びを通して、「総合的な学力」を確かに育みます。また、子どもたちにとって学校が魅力ある活動の場となるように取り組みます。

さらに、グローバル化がより一層進展する中、子どもたち一人ひとりの多様性を認め、それぞれの個性を尊重する学校であることが大切であることから、それぞれの「可能性」と「チャンス」を最大化するため、「居場所」と「出番」のある学校づくりに取り組みます。なお、不登校など様々な理由で登校できない子どもたちへの教育機会の確保に向けた支援にも取り組みます。

また、子どもの育ちと学びの連続性を重視し、校種間の円滑な接続を図ります。そして、子どもたちの成長の早期化や認知の発達に応じ、一貫した教育を推進します。

学校は、それぞれの学校事情をふまえた学校経営方針を、教職員はもとより、家庭・地域と共有しながら、検証・改善を行い、子どもたちの成長に責任をもつことが大切です。管理職によるリーダーシップのもと、カリキュラム・マネジメントや危機管理対応など、自主性・自律性のある信頼される学校経営を進めます。さらに、学校が専門家や区役所、子ども相談所などの関係機関と連携しながら、一体となってチームとしての対応を行います。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを十分に認識し、いじめの未然防止のため、日ごろから、全教職員の共通理解を図り、また、家庭・地域と連携しながら、子どもの豊かな人間性を育みます。いじめが生じた際には、学校全体で一致協力して真摯に対応する実効性ある体制を確立し、早期発見・早期対応に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関と連携して、早期解決を図ります。

(3) めざす教員像

情熱・指導力・人間力を備えた教員

- 子どもを愛し、ゆめと情熱をもち続ける人
- 子どもに寄り添い、学び続け、確かな指導力をもつ人
- 豊かな人権感覚をもち、信頼される人間力をもつ人
- 高い危機管理意識をもち、子どもの生命や心身の安全・安心を確保できる人
- 「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度を示し、子どもの SOS に気づく感度の高い人

未来を切り拓く子どもたちを育むため、めざす教員像は、「情熱・指導力・人間力を備えた教員」としています。

教員は、子どもたち一人ひとりに対して愛情や使命感をもって、真摯に向き合い、「総合的な学力」を育成することが必要です。そのため、学校教育を取り巻く環境の変化を理解し、強い信念をもって学び続け、高め合い、成長し続けることが大切です。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のため、子どもたちの「総合的な学力」を高める学習指導力（専門的指導力）を向上させるとともに、ICT を活用した新たな授業の実践や教員の ICT を活用した指導力の向上を図ります。

さらに、教員は、豊かな人権感覚をもち、コンプライアンスについての理解を深め、学校運営を担う一員として、他の教職員や保護者、地域住民と協働し、よりよい人間関係を構築する必要があります。

また、教員一人ひとりが常に危機管理意識をもち、子どもたちの安全の確保を最優先に行動する必要があります。また、子どもたちの状況を観察し、虐待などの異変や違和感を見逃さないことが重要です。そして、体罰は子どもたちの心身に深刻な悪影響を与え、周りの子どもたちにも力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為の土壌を生むおそれがあり、根絶しなければなりません。

さらに、いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるとの認識をもち、あらゆる機会を捉えて子どもの発する危険信号を鋭敏に感知するよう努め、子どもの悩みを親身になって受け止め、「いじめは絶対に許さない」との毅然とした態度で対応にあたることが大切です。

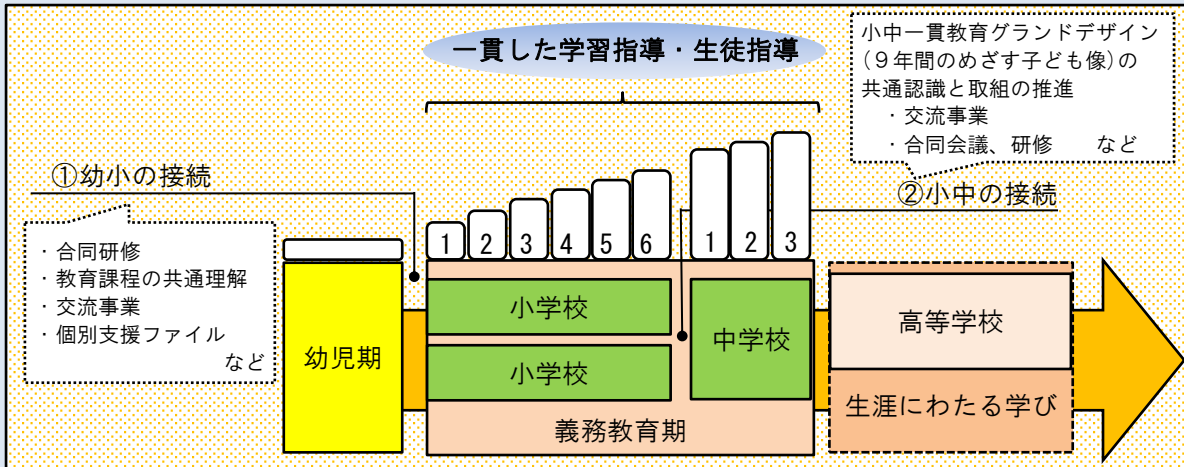
2. プラン推進の基本的視点

本市の教育理念、めざす教育像の実現に向け、本プランの策定・実施にあたって大切にしたい基本的視点を掲げます。

(1) 「縦につながる教育」の推進

子どもの発達課題に応じた、組織的・体系的な一貫した教育の推進

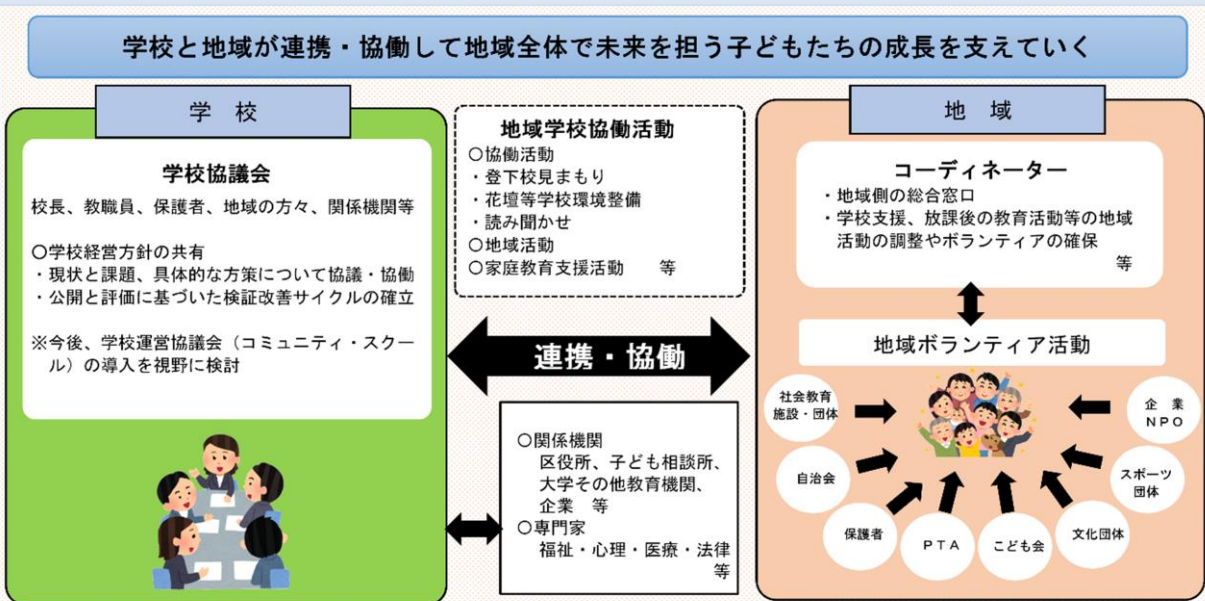
- 幼児教育から義務教育への円滑な接続を図ります。
- 中学校区での義務教育9年間の一貫した学習指導・生徒指導の確立に取り組みます。
- 義務教育期後も続く、生涯にわたる学びの機会の確保に取り組みます。



(2) 「横にひろがる教育」の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による、学校力の向上、子どもの豊かな学びの創造

- 家庭・地域と教育目標・課題を共有し、教育活動の充実・発展を図ります。
- 地域、保護者、多様な専門家等の参画による学校運営を推進します。



3. 本計画とSDGsの関係

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、極度の貧困と飢餓の撲滅など、開発途上国の目標であったミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットで採択された、先進国も含む 2030 年までの国際社会全体の 17 の開発目標です。

本市は、SDGs の達成に向けて先進的な取組を推進する「SDGs 未来都市」に国から選定されています。

(2) SDGs 達成に向けた教育の推進

教育は、SDGs の目標 4 「質の高い教育をみんなに」として位置付けられ、「教育がすべての SDGs の基礎である」とも言われています。目標の中には、「持続可能な開発のための教育 (ESD) を通して持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにする」というターゲットが示されています。

ESD を基盤にしつつ、SDGs の視点をふまえた教育を推進することで、多様な問題が絡み合い、解決が困難な現代の課題の重要性について、子どもたちが認識し、主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育みます。

また、SDGs の 17 の目標のうち、目標 4 をはじめ、目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 10 「人や国の不平等をなくそう」、目標 16 「平和と公正をすべての人に」及び目標 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」の 5 つのゴールを共通目標とし、基本的方向性ごとに、SDGs の目標を掲げています。



4. ICT の活用を基盤とした教育施策の推進

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

本市では、こうした新たな時代を担う子どもたちが、未来を切り拓くことができるよう、ICTを手段として活用できる力を育み、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」となる効果的な授業改善に取り組みます。また、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴（スタディ・ログ）等を活用し、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図ります。

また、長期にわたる学校園の臨時休業措置等が必要となった場合における授業の動画コンテンツの配信など学びの連続性を担保するとともに、支援を要する児童生徒や不登校児童生徒等の個々に応じた支援を行います。

さらに、よい教材を蓄積し、共有することによる教員の授業準備時間の削減や、教材研究の充実による教員の指導力の向上など、あらゆる教育施策の充実に向け、ICTの積極的な活用を進めます。

ICT を活用した学習場面

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った速度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となります。</p>
<p>▶A1：教員による教材の提示</p> <p>授業の拡大挿絵や写真、動画などの活用</p> 	<p>▶B1：個に応じる学習</p> <p>一人一人の理解の程度等に応じた学習</p> <p>▶B2：調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p> 	<p>▶C1：発表や話し合い</p> <p>グループや学級全体での発表・話し合い</p> <p>▶C2：協働での意見整理</p> <p>意見の整理・考えを整理して発表</p> 
<p>▶B3：思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p> 	<p>▶B4：表現・制作</p> <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p> <p>▶B5：家庭学習</p> <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p> 	<p>▶C3：協働制作</p> <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p> <p>▶C4：学校の壁を越えた学習</p> <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p> 

出典：文部科学省「学びのイノベーション事業実証研究報告書」

遠隔教育の分類

A 多様な人々とのつながりを実現する遠隔教育

A1 遠隔交流学習

離れた学校の児童生徒同士が交流し、互いの特徴や共通点、相違点などを知り合う。



A2 遠隔合同授業

他校の教室とつないで、継続的に合同で授業を行うことで、多様な意見にふれたり、コミュニケーション力を培ったりする機会を創出する。



B 教科等の学びを深める遠隔教育

B1 ALTとつないだ遠隔学習

他校等にいるALTとつないで、児童生徒がネイティブな発音にふれたり、外国語で会話したりする機会を増やす。



B2 専門家とつないだ遠隔学習

博物館や大学、企業等の外部人材とつなぎ、専門的な知識にふれ、学習活動の幅を広げる。



B3 免許外教科担任を支援する遠隔授業

免許外教科担任が指導する学級と、当該教科の免許状を有する教員やその学級をつなぎ、より専門的な指導を行う。



B4 教科・科目を充実するための遠隔授業

高等学校段階において、学外にいる教員とつなぐことで、校内に該当免許を有する教員がいなくても、多様な教科・科目を履修できるようにする。



C 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

C1 日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育

外国にルーツをもつ児童生徒等と日本語指導教室等をつなぎ、日本語指導の時間をより多く確保する。



C2 児童生徒の個々の理解状況に応じて支援する遠隔教育

個々の児童生徒と学習支援員等を個別につなぎ、児童生徒の理解状況に応じて、学習のサポートを行う。



C3 不登校の児童生徒を支援する遠隔教育

自宅や適応指導教室等と教室をつないで、不登校の児童生徒が学習に参加する機会を増やす。



C4 病弱の児童生徒を支援する遠隔教育

病室や院内分教室等と教室をつないで、合同で授業を行うことで、孤独感や不安を軽減する。



出典：文部科学省「遠隔教育システム活用ガイドブック第1版」

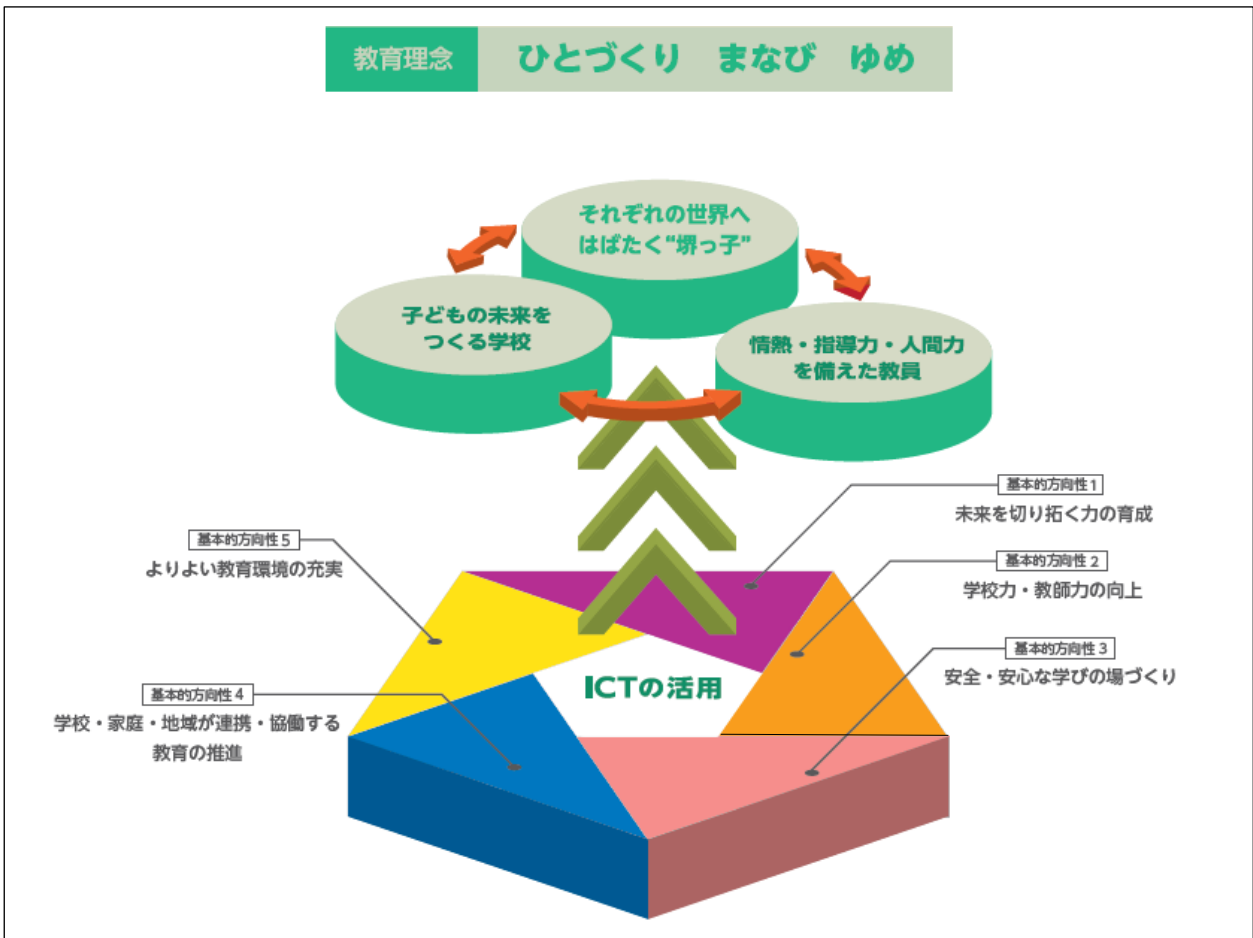
5. 施策体系

(1) 計画の全体図

次の5つの基本的方向性のもと、16の基本施策を展開します。



(2) 計画の推進に係るイメージ図



(3) 計画の見方

基本的方向性ごとのねらいを示したうえで、基本施策ごとに、「現状と課題」、「施策の方向性」、「成果指標」を明らかにし、計画期間中に取り組む「主な取組」について記載しています。

基本的方向性
「ひとづくり・まなび・ゆめ」の教育理念のもと、堺市のめざす教育像を実現するために取り組む方向性、そのねらいを示しています。

基本的方向性 1 未来を切り拓く力の育成

これからの社会は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境が大きく急速に変化し、予測が困難な時代を迎えることになります。

超スマート社会の担い手としての役割を担い、つながる新文化を創造し、ただ進化し続けるのではなく、未来社会を切り拓くための「未来を切り拓く力」を育成することが求められます。

これからの未来社会を切り拓くための「未来を切り拓く力」を育成することが求められます。

基本施策

基本的方向性を実現するために取り組む施策を示しています。また、各基本施策に関連するSDGsの目標を示しています。

一人ひとりが持続可能

基本施策 2 グローバルに活躍できる力の育成

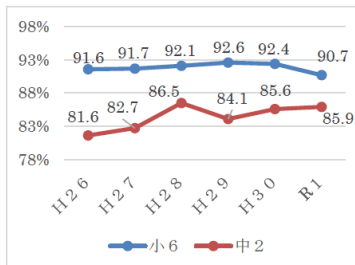


現状と課題

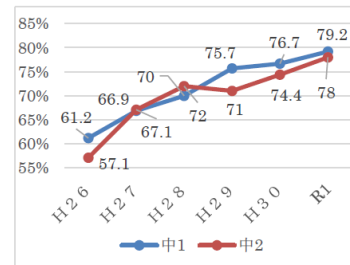
- 外国にルーツのある方との交流などを通じて、様々な文化や習慣、多様な考え方や生き方にふれる機会を設けていますが、相互理解をさらに深めるため、国際理解教育の推進が必要です。
- 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。
- 学習指導要領において新たに小学校中学年に外国語活動、小学校高学年に外国語科が導入され、外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機づけを高めた上で、段階的に学習を進め、中学校への接続を図ることが重視されています。
- 英語教育実施状況調査では、中学校においてCEFR A1レベル（英検3級相当以上）の英語力を有すると思われる生徒の割合は年々上昇しているものの、国が第3期教育振興基本計画において設定している測定指標（50%）には到達していません。

【関連データ】

外国語活動/英語の勉強は大切だと思いますか。



英語の授業で自分の考えを書いたり、スピーチをしたりすることがある。



現状と課題

基本施策に関連する国や堺市の現状と課題を示しています。

連続性を支える

施策の方向性

「現状と課題」をふまえて、
施策の取り組むべき方向
性を示しています。

成果指標

取組を行う際に目標とする指標で
す。施策の方向性に対する意識を
もつことを重視したうえで取組を推進
するため、指標を設定しています。

■施策の方向性

グローバル化の一層の進展が予想される中、社会的な課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力、また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の場において、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図りながら他者と交流し、共生していくために必要な力を育成することが求められています。

本市では、我が国や郷土の伝統や文化を深く理解するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことをめざし国際理解教育を進めます。そして、外国語によるコミュニケーションが活発に行えるよう、様々な交流を活用しながら外国語教育の充実を図ることで、語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けたグローバルに活躍できる人材の育成をめざします。また、「子ども堺学」等を通じて、問題を発見し解決する能力の育成や、地域への誇り・愛着、貢献意識を高めます。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
中学卒業段階でCEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (英語教育実施状況調査) ※CEFR A1レベル相当は、英検3級相当にあたる。	中学校 46.2%	中学校 50.0%
英語を使ってコミュニケーションを図りたいと思いますか。 (堺市「子どもがのびる」学びの診断)	小6 78.0%	小6 80%

■主な取組

◇グローバル化に対応した人材の育成

言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、関係部局と連携し、姉妹・友好都市や堺とゆかりの深い各国との交流などを活用し、国際関係や異文化を理解するとともに、相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員として主体的に行動できる資質・能力を育みます。また、近年増加傾向にある外国人児童生徒に対しては、日本語指導体制を整え、日本語教育を行っていくとともに、すべての子どもたちの教育の機会を確保します。

◇英語教育の充実

小学3・4年生における外国語活動、小学5・6年生における外国語科及び中学校英語の授業において、ICT等を活用し、英語を使う機会の充実を図ります。また、中学校では、英語の授業は英語で行うことを基本とし、英語教育の充実を図ります。

主な取組

施策の方向性の実現に向け、
取り組む具体的な取組
を示しています。

※本プランに基づき、別に
策定する実施プログラムに
て、毎年、個々の事業の
進捗状況を確認していきま
す。

(4) 基本的方向性と基本施策

基本的方向性1 未来を切り拓く力の育成

これからの社会は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境は大きく急速に変化し、予測が困難な時代を迎えることになります。

超スマート社会（Society5.0）という新しい時代が到来しつつある今、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。また、人工知能（AI）がどれだけ進化し思考できるようになっても、その思考の目的を与えたり、目的のよさや正しさ、美しさを判断したりできるのは、人間の最も大きな強みです。これからの未来を生きる子どもたちには、社会変化に対応するといった受け身の姿勢ではなく、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、一人ひとりにとってより豊かな未来を切り拓く力が必要となります。そのための資質・能力として、文章の意味を正確に理解する力、自ら課題を見つけ、自分で考え判断し、表現する力、対話や協働を通して知識やアイデアを共有し、新しい解や納得解を生み出す力が求められます。また、豊かな情操や規範意識、自己肯定感や自己有用感、他者への思いやり、困難を乗り越える挑戦心や物事を最後までやり抜く力、体力の向上や健康の確保などは、どのような時代であっても変わることなく大切なものです。これらの力を、本市では「未来を切り拓く力」として、これまで大切にしてきた「総合的な学力」を軸に育てていきます。

これからの学校教育においては、教育基本法や学校教育法などをふまえつつ、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するために、「子どもたちに求められる資質・能力」とは何かを社会と共有・連携しながら「社会に開かれた教育課程」を実現していくことが求められています。

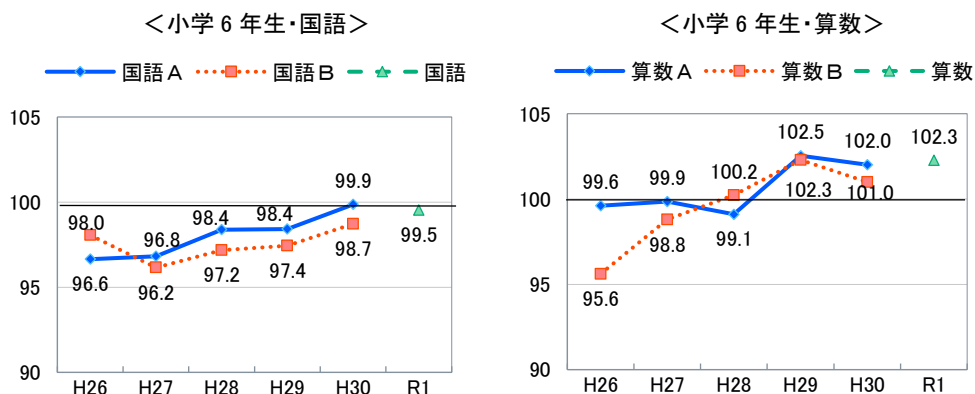
本市では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか」「何が身についたか」「実施するためには何が必要か」を社会と関連付けて考えながら、授業の創意工夫や言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動の充実、多様なニーズに対応したきめ細かい指導体制、教育環境の整備等に取り組み、誰一人取り残さず、一人ひとりの学びの連続性を支え、子どもたちの「未来を切り拓く力」を育成します。

現状と課題

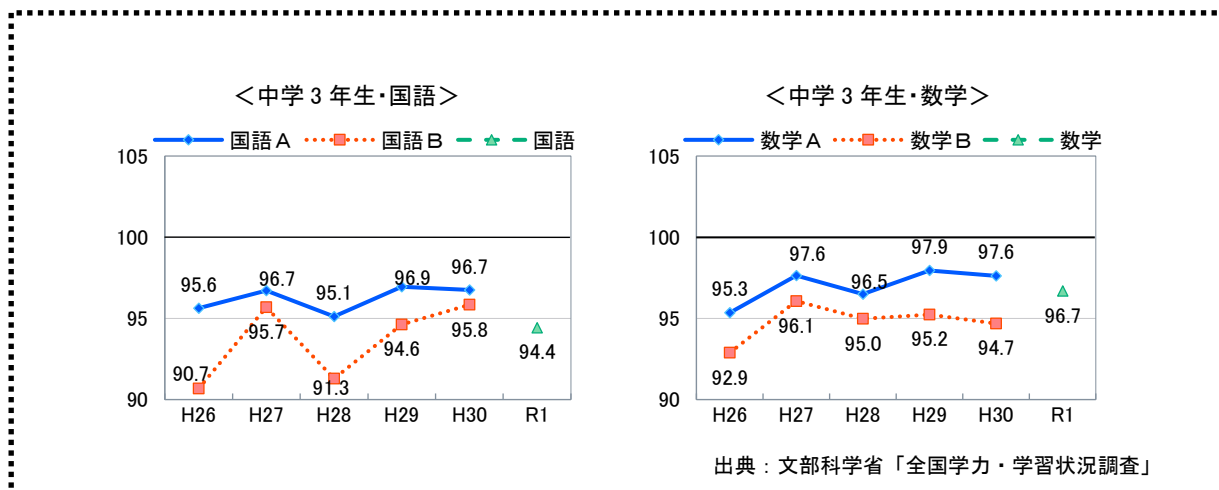
- 学習指導要領では、育成をめざす資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」、の3つに整理し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を、児童生徒の発達の段階を考慮しながら育成することとしています。
- 全国学力・学習状況調査では、小中学校ともに着実に学力が向上していますが、小学校では全国平均と同水準または上回る一方で、中学校では依然として全国平均を下回り、無解答率や学力低位層の割合も高く、読む能力等に課題があります。
- 本市では、自ら学び、学んだことを社会で生かすために、子どもにつけたい学力として、「学力（教科学力）」に加え、自ら学ぶために必要となる学習意欲や好奇心、基本的な生活・学習習慣等を含めた「学びの基礎力」、身につけた知識や技能を社会で活用し、実践する際に必要となる問題解決力やコミュニケーション能力等の「社会的実践力」の3つの観点から多面的・多角的にとらえ、それらをバランスよく育成することをめざしています。
- 学校の授業時間以外で学習を行わない児童生徒の割合が全国平均より高く、授業の内容と関連付けを図るなど自律的に家庭学習に取り組む家庭学習習慣を形成する必要があります。

【関連データ】

全国学力・学習状況調査の推移（全国平均（公立）を100として作成）



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」



■施策の方向性

- 本市では、学習指導要領をふまえ、「学力（教科学力）」、「学びの基礎力」、「社会的実践力」からなる「総合的な学力」を子どもたちにバランスよく育成する取組を行っています。授業においては、デジタル教材などのICTを活用した学習指導の工夫・改善とあわせて、習得・活用・探究の学びの過程の中で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。この授業改善を通して、子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識及び技能を確実に育成し、これらを活用して幅広い学習や生活の場面での課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組み、感性を働かせ多様な人々と協働する態度を養います。さらに、ICTも活用しながら自主的な家庭学習習慣の形成に向けた教育活動の充実に取り組みます。
- こうした取組とともに、各学校において子どもや学校、地域の実態等を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に向け、教科等横断的な視点で教育の内容を組み立て、教育課程をもとにした組織的かつ計画的な教育活動に取り組むカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。また、全国学力・学習状況調査等の結果をもとに子どもたち一人ひとりの実態を各学校が把握し、分析することで、自校の課題を明らかにし、その課題を解決するための取組を進めながら、実効性のある検証改善サイクルを確立します。
- 子どもたちの多様性を尊重し、一人ひとりの資質・能力の育成に向けた個別最適な学びの実現の観点から、習熟度別指導等の少人数指導や小学校高学年での教科担任制、ICTの効果的な活用等による個々の児童生徒の学習状況の把握など、きめ細かな学習指導を行います。また、学校の授業時間内において、教員による対面指導に加え、目的に応じてオンライン授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れる授業など、効果的な学習指導のあり方について研究を進めます。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学力調査の堺市の平均値(全国を100とした場合) (全国学力・学習状況調査)	小6 100.5 中3 95.8	小6 103 中3 100
「自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童生徒の状況スコア※ (堺市教育委員会調査)	小6 59.5 中2 54.0	小6 70 中2 70
「ふだんから『なぜだろう。』『調べてみたいな。』と思うことがある」と答えた児童生徒の状況スコア※ (堺市教育委員会調査)	小6 74.9 中2 66.5	小6 80 中2 80

■主な取組

◇授業改善の推進

予測困難な時代に、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、未来を切り拓くための資質・能力を育むために、問題解決的な学習、習得・活用・探究に向けた授業改善を図ります。また、授業と関連した家庭学習の取組を行うことと併せて、ICTを効果的に活用しながら知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、深い学びの実現に向けた授業改善を図ります。

◇教育課程の充実

学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら教科等横断的な視点で教育内容を組み立て、組織的かつ計画的に実施することで、教育活動の質的向上及び学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの充実に努めます。その際、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にし、家庭や地域と共有していきます。

◇家庭学習習慣の形成

義務教育9年間を通して、学習を自律的に管理する能力を育むため、自主学習ノートの活用や各校で作成した「自主学習のてびき」の活用に加え、児童生徒1人1台の学習者用端末を活用した課題への取組やドリル学習を活用し、家庭での学習を習慣づけます。また、授業で学んだことを関連付けながら、自主的な家庭学習習慣の形成に取り組みます。なお、自然災害や感染症の拡大等により学校での学習が行えない状況においても、継続的に家庭で学習が行えるよう、ICT等による学習環境の整備に努めます。

※ 質問項目についての平均回答状況を下式によって数値化しています。

(当てはまる(%)×3 + 「どちらかといえば、当てはまる(%)×2 + 「どちらかといえば、当てはまらない(%)」) / 3

なお、上記のスコア(状況スコア)は最高100、最低0の範囲となり、大きいほど、児童生徒の学力・意識状況が良好であることを意味します。

◇学力低位層への支援

一人ひとりが未来の創り手となるために、誰一人取り残さない多様な学びの保障として、一人ひとりの学力の「のび」を経年で把握し、習熟度別指導等の少人数指導や放課後学習、個別最適化された学習ドリルなどの効果的な学習方法の研究に努め、学習体制の環境整備に取り組みます。

◇「子ども堺学」の推進

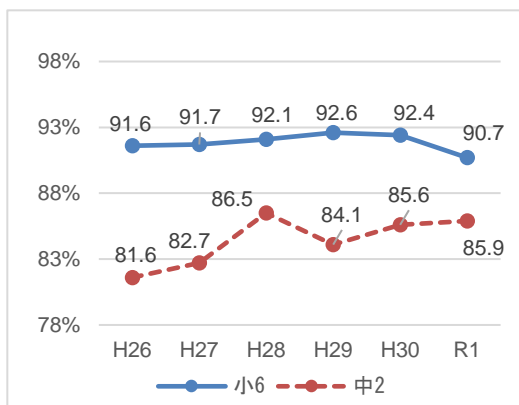
主体的に社会と関わり、他とともに課題を解決していくための力の育成に向け、身近にある地域と堺の教育資源を活用した「子ども堺学」に全校で取り組み、地域と堺の歴史、人物、文化や産業などを学ぶことを通して、堺を愛し、堺に誇りをもつ子どもを育成します。また、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を契機として古墳や歴史等について学習を進め、各校での特色ある取組について情報発信し、「子ども堺学」の充実に努めます。

現状と課題

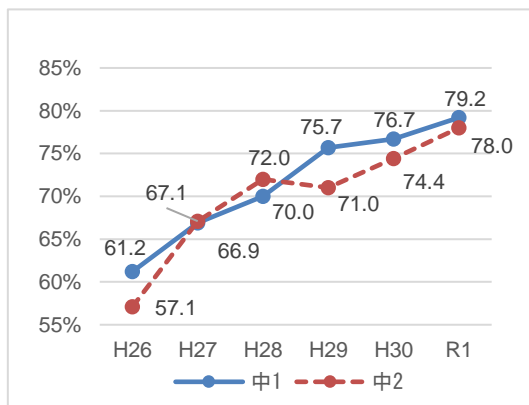
- 外国にルーツのある方との交流などを通じて、様々な文化や習慣、多様な考え方や生き方にふれる機会を設けていますが、相互理解をさらに深めるため、国際理解教育の推進が必要です。
- 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。
- 学習指導要領において新たに小学校中学年に外国語活動、小学校高学年に外国語科が導入され、外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機づけを高めたいと、段階的に学習を進め、中学校への接続を図ることが重視されています。
- 英語教育実施状況調査では、中学校において CEFR A1 レベル（英検 3 級相当以上）の英語力を有すると思われる生徒の割合は年々上昇しているものの、国が第 3 期教育振興基本計画において設定している測定指標（50%）には到達していません。

【関連データ】

- ： 外国語活動/英語の勉強は
- ： 大切だと思いますか。



- 英語の授業で自分の考えを書いたり、スピーチをしたりすることがある。



出典：堺市「子どもがのびる」学びの診断

■施策の方向性

- ▶ グローバル化の一層の進展が予想される中、社会的な課題や地球規模の課題を自ら発見し、解決できる能力、また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の場において、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図りながら他者と交流し、共生していくために必要な力を育成することが求められています。
- ▶ 本市では、我が国や郷土界の伝統や文化を深く理解することや、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことをめざし国際理解教育を進めます。そして、外国語によるコミュニケーションが活発に行えるよう、様々な交流を活用しながら外国語教育の充実を図ることで、語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性等を身につけたグローバルに活躍できる人材の育成をめざします。また、「子ども堺学」等を通じて、問題を発見し解決する能力の育成や、地域への誇り・愛着、貢献意識を高めます。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
中学卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (英語教育実施状況調査) ※CEFR A1 レベル相当は、英検 3 級相当にあたる。	中学校 46.2%	中学校 50%
英語を使ってコミュニケーションを図りたいと思いますか。 (堺市教育委員会調査)	小 6 78.0%	小 6 80%

■主な取組

◇グローバル化に対応した人材の育成

言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、関係部局と連携し、姉妹・友好都市や堺とゆかりの深い各国との交流などを活用し、国際関係や異文化を理解するとともに、相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員として主体的に行動できる資質・能力を育みます。また、近年増加傾向にある外国人児童生徒に対しては、日本語指導体制を整え、日本語教育を行っていくとともに、すべての子どもたちの教育の機会を確保します。

◇英語教育の充実

小学3・4年生における外国語活動、小学5・6年生における外国語科及び中学校英語の授業において、ICT等を活用し、英語を使う機会の充実を図ります。また、中学校では、英語の授業は英語で行うことを基本とし、英語教育の充実を図ります。

◇「子ども堺学」の推進（再掲）

主体的に社会と関わり、他とともに課題を解決していくための力の育成に向け、身近にある地域と堺の教育資源を活用した「子ども堺学」に全校で取り組み、地域と堺の歴史、人物、文化や産業などを学ぶことを通して、堺を愛し、堺に誇りをもつ子どもを育成します。また、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を契機として古墳や歴史等について学習を進め、各校での特色ある取組について情報発信し、「子ども堺学」の充実に努めます。

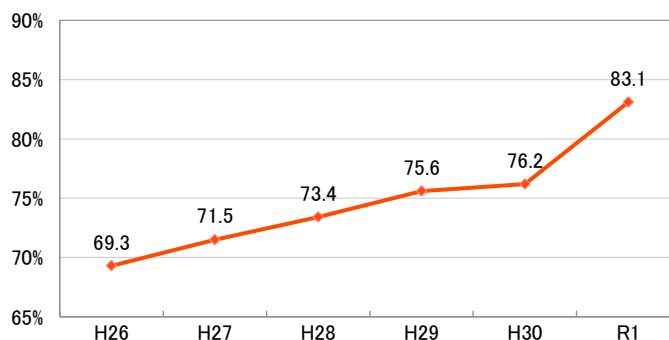
基本施策3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成

現状と課題

- 本市では、大型デジタルテレビと組み合わせた指導用タブレット端末でデジタル教科書等を効果的に活用する「堺スタイル」による授業を行っています。
- 学習指導要領では、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善すること、情報手段の基本的な操作を習得することやプログラミング教育が新たに位置付けられました。
- 国は、GIGAスクール構想として、児童生徒1人1台の学習者用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現に向けた環境整備を進めています。
- 令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、学校教育においては子どもたちの学びを止めない学習環境のあり方について改善が求められています。
- これまでに培ってきた教育実践と最先端のICT環境の融合により、教職員と子どもたちの力を最大限に引き出すことが求められています。
- スマートフォン等の普及により、長時間使用による生活習慣の乱れやSNSなどによるトラブルなど、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。これらの問題によって子どもたちが被害者になるだけでなく、トラブルの原因や加害者になる可能性があることをふまえ、情報モラル・マナーに関する学習の一層の充実が求められています。

【関連データ】

ICT活用率（授業でICTを活用できる教員の割合）



出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

■施策の方向性

- ▶ AI等の先進技術が高度に発達する時代だからこそ、ICTを活用する能力だけでなく、多様な他者と協働しながら主体的に行動できる力、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力が求められています。
- ▶ 本市では、児童生徒1人1台の学習者用端末を整備し、児童生徒一人ひとりの状況をふまえた双方向型の授業や個別学習、多様な意見に触れられる協働学習などを効果的に用いることで、子どもたちの情報活用能力を育成するとともに、プログラミング学習を通じて論理的思考力を育成します。それと同時に、情報社会の特性を理解し、情報社会で適正な活動を行うための考え方や態度を身につけられるよう情報モラル教育を推進します。子どもたちの発達段階に応じて教科等横断的な学習や探究的な学習の充実を図ります。また、ICTを活用しながら、対面指導とオンライン授業の効果的な組み合わせや個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、「超スマート社会（Society 5.0）」で活躍できる力の育成をめざします。
- ▶ 家庭学習におけるICT活用を進めることで、学校に通えなくても学びの機会を保障できる体制整備を進めます。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
児童生徒のICT活用を指導する能力があると考える教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	76.6%	100%
インターネットやゲームなど、情報をやり取りするときのルールやマナーを守ることができる児童生徒の割合 (堺市教育委員会調査)	—	小6 100% 中3 100%

■主な取組

◇ICTを活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成

予測困難な時代に、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、未来を切り拓くための資質・能力を育むために、教科等横断的な学習や探究的な学習の充実に努めます。子どもたちがICTを活用して、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などをふまえて発信・伝達できる情報活用能力を育成します。

◇プログラミング教育の充実

子どもたちが将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動の充実を図ります。

◇情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォン等の使用について、フィルタリングの活用や利用時間の制限など、使用に関する家庭でのルール作りを推進します。また、インターネット上のルールやマナーを守ること、情報発信によって自分自身のみならず他人や社会へ影響を与えることがあること、情報には誤ったものや危険なものがあることなどの学習を通して、情報社会で適正な活動を行うためのもとになる考え方や態度を育みます。

◇ICTを活用した家庭学習支援

児童生徒1人1台の学習者用端末を活用して教材の工夫を図ります。また、自然災害や感染症の拡大等により学校での学習が行えない状況においても、各家庭でインターネットを活用した学習が進められるよう、双方向のオンライン授業や学習課題の提供など、学びを止めない体制づくりに努めます。また、外国人児童生徒に対応した多言語の翻訳システムやすべての子どもたちが利用しやすい教材の活用等、ICTを活用した支援体制を整備していきます。

基本施策4 豊かな心の育成

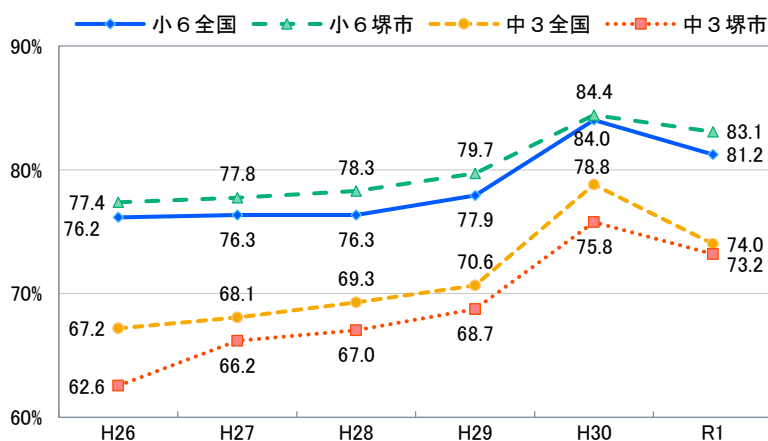


現状と課題

- 本市が課題としてきた子どもの自尊感情や規範意識の醸成については、成果が表れていますが、引き続き様々な教育活動の場において取り組む必要があります。
- 社会が急激に変化していくなか、人とつながり協働する力が重要であり、人間関係を築く力やコミュニケーション能力の育成が必要です。また、グローバル化の進展にともない、多様な文化を理解する力も求められています。
- これまでの道徳の時間が「特別の教科 道徳」（道徳科）として教科化され、小学校では平成 30（2018）年度から、中学校では平成 31（2019）年度から実施されています。
- 堺市人権教育基本方針、堺市人権教育推進プランに基づき、様々な機会をとらえて、人権教育・人権啓発の推進を図ってきました。今なお同和問題をはじめとする様々な人権課題が存在しており、「すべての人が尊重される社会」をつくる必要があります。
- 国においても「男女共同参画社会」の形成を推進しており、性別に関わりなく、個性と能力を発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組の推進が必要です。

【関連データ】

自分にはよいところがある



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

■施策の方向性

- ▶ 子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。学校・家庭・地域・関係機関が連携して道徳教育等を推進することで、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、自己肯定感・自己有用感や他者への思いやり、自然や郷土を大切に作る心などを育みます。また、身の回りにおける差別や偏見に気づき、自らの問題として考えることができる人権感覚など、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する子どもの育成をめざします。
- ▶ これまでも取り組んできた「堺・スタンダード（あいさつ運動・朝の読書活動・茶の湯体験）」を引き続き継承し、学習規律の確立を図るとともに、情操教育を通じて豊かな心を育成します。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「自分にはよいところがある（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 83.1% 中3 73.2%	小6 90% 中3 90%
「人が困っているときは、進んで助けている（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 89.3% 中3 85.4%	小6 94% 中3 90%

■主な取組

◇人権教育の推進

同和教育やジェンダー平等教育、多文化共生教育、性的指向や性自認に関する人権などの人権教育の計画的な実践に取り組み、教職員や保護者などの人権意識の向上を図るための事業を実施します。また、子どもの権利条約の趣旨をふまえ、すべての子どもを、人格をもった一人の人間としてとらえ、教育活動全体を通じて人権尊重の精神の徹底を図り、自尊感情の醸成に取り組みます。さらに、自然災害や感染を起因とする新たな人権課題が生じた場合においても、すべての人を大切にし、認め合うことができるような人権感覚を育む人権教育の取組を推進します。

◇学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の推進

小中学校における「特別の教科 道徳」の指導の充実を図ります。また、高等学校も含め、家庭・地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通して子どもの豊かな心を育む道徳教育を推進します。

◇「堺・スタンダード」を軸とした豊かな情操を育む取組の充実

学習規律の確立を図るとともに、堺ならではの情操教育による豊かな心、もてなしの心を育成するため、あいさつ運動、朝の読書活動、茶の湯体験を引き続き、堺・スタンダードとして位置付け、各学校における取組の充実を図ります。また、豊かな情操を育むため、質の高い芸術文化にふれ、取組の成果を発表する機会を提供します。

基本施策5 健やかな体の育成

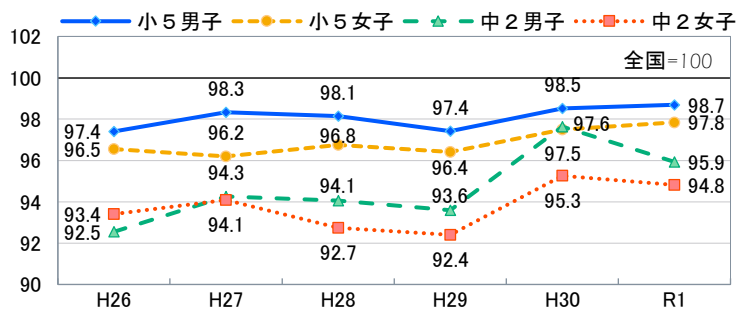


現状と課題

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点が改善傾向にあります。一方で、小中学校ともに「握力」「長座体前屈」「20mシャトルラン（持久走）」において全国平均、大阪府平均を下回っていることから、筋持久力、柔軟性、持久力に課題があります。また、普段運動しない子どもが全国に比べて多い傾向にあります。
- 中学校部活動については、令和元（2019）年度時点で生徒数の58.8%が運動部に、21.3%が文化部に所属しています。部活動は、体力向上や健康増進をはじめ、個性の伸長、自尊感情や規範意識の向上、自主自立的な態度の育成などにも効果が期待されています。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣は、学力や体力などと高い相関があります。家での7つのやくそくによる啓発などにより、本市の子どもの基本的な生活習慣は改善が見られるものの、全国の状況と比べると未だ課題があります。
- 食は生きていくための基本的な営みの一つで、健康な生活を送るためには健全な食生活が不可欠であり、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力を育むため、教育活動全体で食育の推進を図る必要があります。

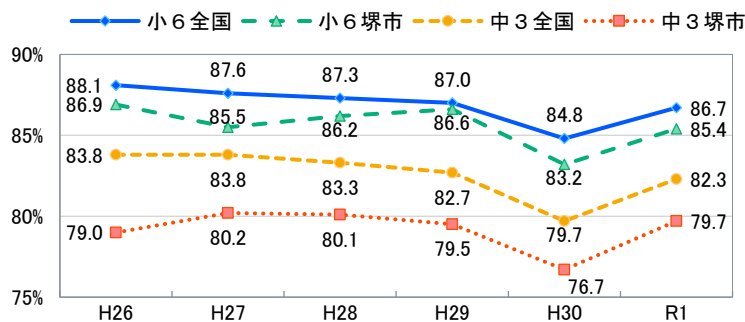
【関連データ】

体力合計点（全国平均を100として作成）



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

毎日、朝食を食べている



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

■施策の方向性

- ▶ 生涯にわたって健康な生活を送るためには、成長期にある子どもたちが、体を動かす楽しみや喜びを体感し、子どもたちの心身の成長や健康の保持増進を図ることが重要です。本市では、健やかな体を育成するために、家庭・地域・企業と連携しながら、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図る保健指導や体力向上の取組を推進し、子どもたちの健やかな心身の育成を図ります。
- ▶ 中学校の部活動においては、健やかな心身の成長を促すために、安全や健康を第一にノークラブデーを設定したり、部活動指導員などの専門性のある外部人材を活用したりするなどをして、活動の充実を図ります。
- ▶ 早寝・早起きや食生活など、健康な生活の基盤となる生活習慣の改善にむけて、校種間の連携や家庭・地域等と協力しながら、睡眠教育や食育を推進します。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
体力テストの堺市の平均値(全国を100とした場合) (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5 98.3 中2 95.4	小5 102 中2 102
「朝食を毎日食べていますか」という設問に対し 「全くしていない」「あまりしていない」と答えた 児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 5.8% 中3 9.2%	全国値以下

■主な取組

◇体力向上に向けた取組の充実

各学校の実情に応じた体力向上の具体策を計画し、子どもたちが運動に親しむ機会の充実や運動する習慣、意欲、能力を高める取組を家庭や地域と連携しながら推進し、生涯にわたって運動に親しむための資質・能力や豊かな人間性、社会性を育成します。

◇部活動の活性化の支援

生徒の自主的、自発的な部活動参加のもと、スポーツや文化、科学等に親しみ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、持続可能な体制のもと健全育成に資する効果的な部活動の活性化を図ります。

◇保健指導の推進

基本的な生活習慣の指導、歯と口腔に関する指導、喫煙防止教育・薬物乱用防止教育、いのちの大切さの教育、がんや感染症の予防などの保健指導の充実を図り、感染症の拡大を防ぐための生活様式についての指導にも取り組みます。また、家庭や地域と連携しながら、基本的な生活習慣を確立するため、「家での7つのやくそく」の定着を図ります。

◇食育・睡眠教育の推進

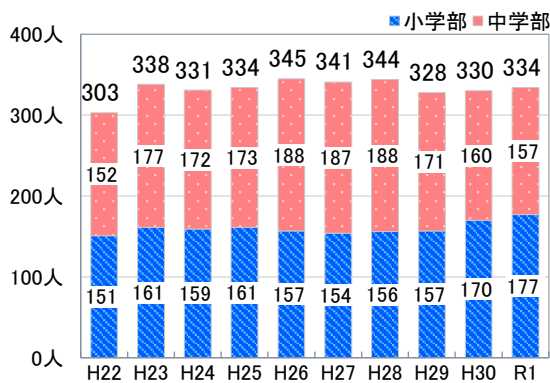
教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学習指導要領等に基づき、計画的・組織的な食育を推進します。また、睡眠の乱れは、子どもたちの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠をふまえ、睡眠実態を把握するとともに睡眠の大切さや睡眠に関する知識を学ぶ取組を進めます。

現状と課題

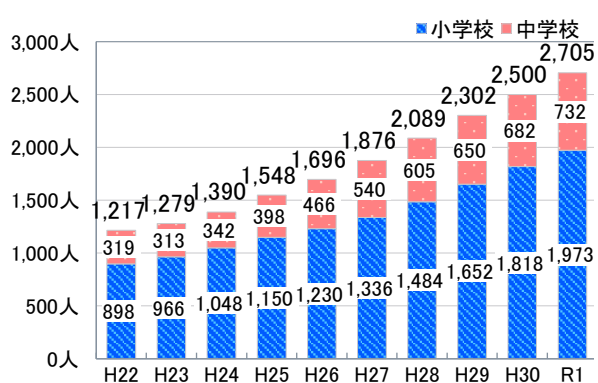
- 障害者基本法の改正（平成 23（2011）年 8 月施行）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定（平成 28（2016）年 4 月施行）などにより、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、そのシステム構築に向けて、特別支援教育を推進することが重要です。
- 本市においては、第 4 次堺市障害者長期計画（平成 27（2015）年 3 月策定）により、インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制づくりを図り、インクルーシブ教育理念の普及、相互理解の深化や実践力の育成を進めることとしています。
- 本市における児童生徒数は減少傾向にある一方で、支援学校・支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しています。
- 就学相談件数の増加とともに、保護者の就学に対する意識や教育的ニーズが多様化しているため、十分な情報提供や丁寧な説明など多様なニーズに応じた就学相談が求められています。
- 通常の学級においては、発達障害の可能性のある児童生徒が 6.5%程度在籍している※とも言われており、どの児童生徒にとってもわかりやすく見通しをもって学ぶことができる授業の実施や、通級指導教室の充実が求められています。
- 障害のある子どもの理解と障害の状況に応じた適切な指導や必要な支援等の一層の向上のため、教員の専門性や指導力の向上が求められています。

【関連データ】

支援学校在籍児童生徒数



支援学級在籍児童生徒数



出典：堺市教育委員会調査

※ 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（平成 24（2012）年）より抜粋

■施策の方向性

- ▶ 障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導と必要な支援の充実に取り組みます。
- ▶ 特別支援教育の担当教員においては、障害のある子どもたちに対する ICT も活用した指導方法や支援方法に関する専門性向上に向けた取組を進め、すべての教員においても、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図ります。また、校園内全体での支援体制を構築するために、特別支援教育に関する校園内委員会を充実させ、就学前からの一貫した支援を行えるよう、福祉部局や家庭などとの連携強化に努めます。
- ▶ 障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした取組を推進します。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「特別支援教育研修及び校園内研修等により、教員の特別支援教育に関する専門性や指導力が向上している(当てはまる・どちらかと言うと当てはまる)」と答えた学校園の割合(%) (堺市教育委員会調査)	—	100%

■主な取組

◇インクルーシブ教育システムの構築をめざす取組、支援体制・相談機能及び通級指導教室の充実

障害のある子どもの状況に応じた指導を充実するために、校園内での支援体制及び相談体制を確立します。また、発達障害のある児童生徒に対して、各教科の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を行う通級指導教室のさらなる充実を図ります。さらに、障害のある子ども一人ひとりに応じた個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や就学・進学の際の情報共有ツールである「あい・ふぁいる」の活用、障害のある子どもの自立につながる ICT の活用を促進するとともに、教育環境整備のための施設改修や障害のある子どもに直接支援する介助員、医療的ケアを行う看護師、支援教育サポーターの活用など、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、ともに育つための取組を推進します。

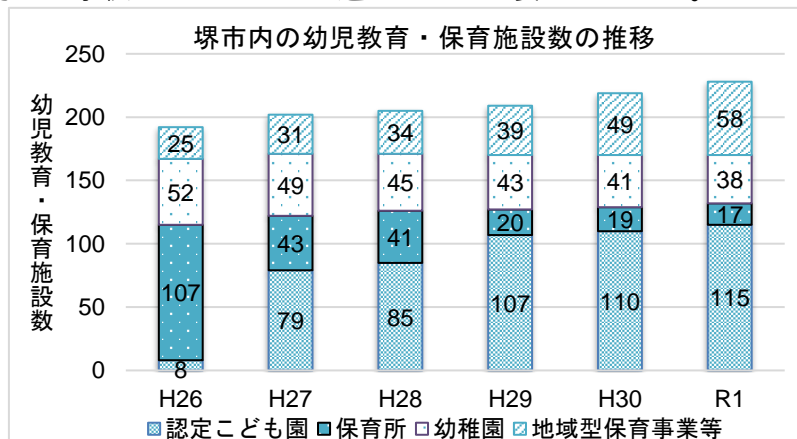
◇特別支援教育における教員の専門性や指導力の向上

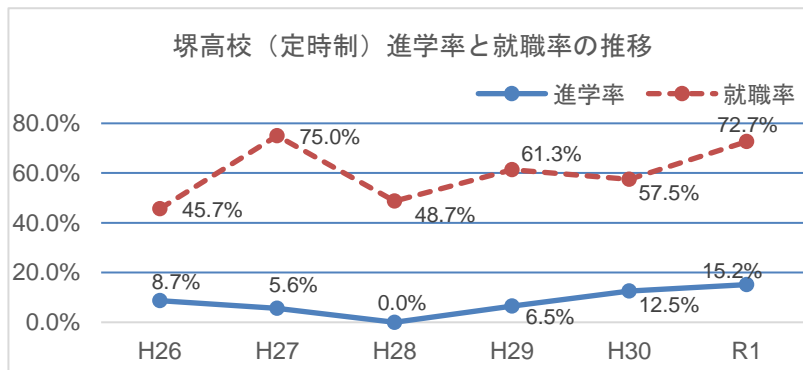
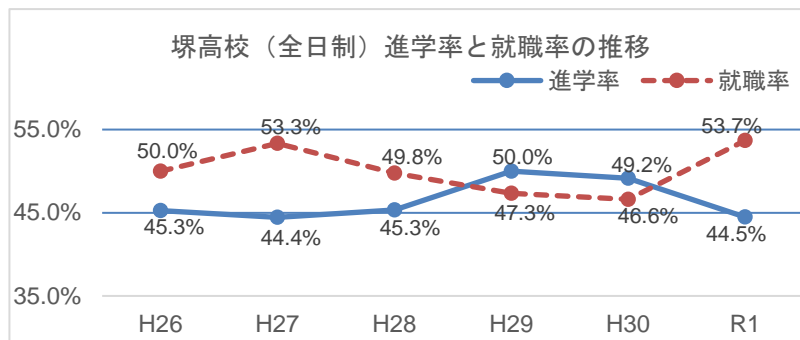
多様な障害の特性を有する子どもへ対応するための人材の育成、研修の充実を図るとともに、障害のある子どもの支援について経験豊かな専門家による指導・助言などを通して、教員の専門性や指導力の向上を図ります。

現状と課題

- 平成 29（2017）年に幼稚園教育要領等の改訂が行われ、生きる力の基礎となる資質・能力を育み、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にして取り組むこと、小学校教育への接続をより円滑にすること等が示されました。
- 本市では、これまでも、就学前の幼児が小学校で体験活動を行うワクワクひろば事業や保幼小合同研修会の実施等、幼小連携を推進してきました。また、幼稚園・保育所・認定こども園共通の幼児教育のあり方や指導の実践事例を示した「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」を策定し、その普及・啓発にも取り組んできました。さらに、令和 2（2020）年 6 月には、すべての幼児に対する幼児教育の一層の充実を図るため、堺市幼児教育基本方針の改定を行いました。
- 幼児教育・保育施設の増加と種別の多様化が進み、特別な配慮を必要とする幼児への対応や子育て支援等、専門的・多角的な取組が求められるなか、保育者のさらなる資質・専門性の向上と、子どもの発達と学びの連続性をふまえた一層の施設間の連携や相互理解の推進が必要です。
- 平成 24（2012）年度から小中一貫教育推進リーダーを全中学校区に配置し、小中一貫した学習指導・生徒指導体制の構築・整備に一定の成果が見られました。今後は、これまでに構築した各中学校区の小中一貫体制を土台に、小中一貫教育グランドデザインの具体化をめざし、教育活動・カリキュラムレベルでの小中一貫教育の充実を図る必要があります。
- 堺高等学校は、理数・商業・工業教育を行う専門学科のある「集合型専門高等学校」として、生徒一人ひとりが希望する進路目標を実現するための教育に取り組んでいます。一方、堺高等学校の入学志願者数は年々減少傾向にあり、魅力ある学校づくりをさらに進めていく必要があります。

【関連データ】





出典：堺市教育委員会調査

■施策の方向性

- ▶ 子どもの育ちと学びの連続性を重視した「つながる教育」を実現するため、就学前教育から高等教育まで、育みたい資質・能力を軸とした教育課程の相互理解や施設間の連携、小中一貫教育を推進し、各段階間の円滑な接続を図ります。
- ▶ 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、どの教育・保育施設においても質の高い幼児教育を推進できるよう、幼児教育を担う人材の資質向上に向けた取組など、幼児教育センター機能の充実・強化を図ります。また、公立幼稚園での研究実践を推進し、その成果を広く発信することで、市全体の幼児教育の質の向上を図ります。
- ▶ 高等学校においては、小中学校での取組の成果をふまえ、生徒の学習意欲を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けた専門教育の充実を図ります。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
スタートカリキュラムを編成・実施後に、評価改善を行っている小学校の割合 (堺市教育委員会調査)	19.6%*	100%
前年度までに、近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 59.8% 中学校 69.8%	小学校 62% 中学校 72%
「堺高校の進路指導は充実している。」と回答した生徒の割合 (学校調査)	高3 79%	高3 90%

■主な取組

◇幼児教育と小学校教育の連携・接続の強化

幼児教育・保育施設と小学校が互いの教育・保育内容に対する理解を深めるために、保幼小合同研修会の充実や「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の普及・啓発、小学校におけるスタートカリキュラムの改善、幼小連携の先進的事例を発信するなど、発達の連続性をふまえた幼小の連携・接続の強化を図ります。

◇幼児教育センター機能の充実と公立幼稚園の研究実践機能の強化

幼児教育に関する研修、研究実践の推進、助言等を中核的に行う幼児教育センターとして、体系的な研修や実践交流型研修、幼児教育アドバイザーや専門家による保育への助言等の充実を図ります。また、堺市幼児教育基本方針に基づき、研究実践園の役割を果たす公立幼稚園では、実践的な研究やモデルとしての先導的な取組を行い、その成果を蓄積・発信します。

◇全中学校区における小中一貫教育の充実

これまでの取組の検証・改善を通して、義務教育9年間で身につける力や各発達段階の目標と基軸となる取組をまとめた「小中一貫教育グランドデザイン」をもとに、9年間のめざす子ども像の実現に向けたカリキュラム・マネジメントや校内組織体制の充実、学校力向上プランによる評価改善など、小中共通の目標を設定し目標達成や生徒指導の確立に努めます。また、子どもたちがゆめや目標をもち、自分の学びを振り返り評価改善する「キャリアパスポート」の充実を図るなどのキャリア教育に取り組み、学びと育ちの連続性を意識した教育活動の充実を図ります。

※ 学習指導要領移行期における参考値

◇ゆめを実現する高等学校教育の推進

魅力ある高等学校改革を行い、生徒一人ひとりの個性と能力を引き出し、それぞれの世界において活躍できる想像力豊かな人材の育成をめざす教育を推進するとともに、地域と連携した教育の充実を図ります。また、高等学校卒業後の生徒の姿を見通し、生涯にわたって学びを継続しようとする姿勢を育み、大学や企業など社会との接続を意識した進路指導の充実を図ります。

基本施策 8 学びの機会の確保

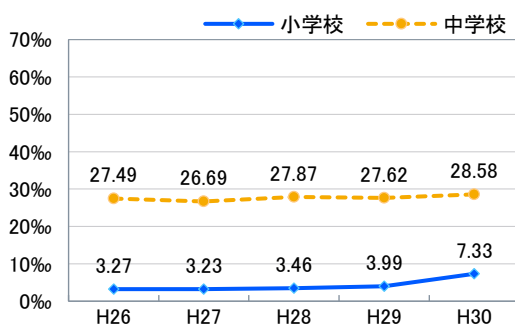


現状と課題

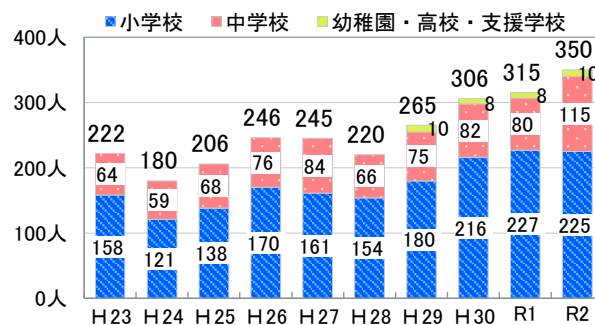
- 近年、子どもの貧困が社会的にも大きな課題となっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済状況が不安定になることも予想されるため、教育機会均等の確保が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、学校園の臨時休業が続き、長期間にわたって子どもたちが学校に通えない状況がありました。学校園再開後も、感染不安から登校を躊躇する子どもたちが一定数いる中で、今後の感染拡大の状況や大規模災害発生時などによる学校園の臨時休業等においても、子どもたちの学ぶ機会を確保することが、全国的な課題となっています。
- 本市では、様々な事情で中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人などに対して、教育を受ける機会を確保するため、昭和 47（1972）年に殿馬場中学校夜間学級を開設しています。全国においても夜間学級を新たに設置しようとする自治体が増えてきており、既存の夜間学級においても教育活動の充実が一層求められています。
- 年々、海外からの帰国者や移住者が増加するなか、令和元（2019）年に日本語教育の推進に関する法律が施行され、外国人等に対して、日本語教育を受ける機会の最大限の確保が明記されており、学校園における外国人等に対する日本語教育は、ますます重要となっています。
- 不登校児童生徒数が増加傾向にあるなかで、学校は児童生徒にとって安心感、充実感が得られる活動の場となり、安心して教育を受けることができる魅力ある場所となることが重要です。また、不登校となっている児童生徒に対し、個々の状況に応じた適切な支援を行うことが必要です。

【関連データ】

不登校児童生徒割合



堺市における日本語指導を必要とする児童生徒数



出典：堺市教育委員会調査

■施策の方向性

- ▶ 家庭の経済的な理由で、子どもたちの就学の機会をなくすことがないように、家庭への経済的支援を推進します。また、不登校や病気療養などの様々な事情で十分な教育を受けられなかった人、日本語指導が必要な児童生徒など、多様なニーズに対応した教育の機会を確保し、個々の状況に応じた適切な支援を行うことで、一人ひとりの能力、可能性を最大限に伸ばす教育を提供し、誰一人取り残さない教育の充実に努めます。
- ▶ 不登校児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の整備に加え、個々の状況に応じた適切な支援を行うことで学習環境の確保に努めます。
- ▶ 外国人児童生徒等に対する教育を進めるにあたっては、母語・母文化の重要性を理解・尊重し、また、保護者の学校教育に対する理解を得ることに留意しつつ、行政の関係部局や地域の関係機関等との連携を図り、指導・支援体制を構築するとともに、教職員が外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ機会の確保に取り組めます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応のための学校園の臨時休業は、これまでも存在していた問題を顕在化させたという指摘もあり、社会的・経済的条件が不利な子どもたちの学習の格差につながらないように留意し、非常時においても子どもたちが学習に取り組めるよう、ICT環境の整備やICTを活用した授業の工夫に向けた研究を行うなど、学びを止めない体制づくりを推進します。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等*での相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調査)	59.6%	100%

<参考指標> 不登校児童生徒数（千人当たりの児童生徒数）

現状値（令和元年度）：小学校 7.7 人、中学校 30.8 人（堺市教育委員会調査）

※ 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては適応指導教室や児童相談所、民間施設（フリースクール）等をさす。

■主な取組

◇教育の機会均等を図るための取組の推進

経済的な理由によって就学の機会が失われることなく、すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教育の機会均等の確保に向けた取組を推進します。

◇不登校、病気療養児童生徒等への支援の充実

不登校や病気療養など、様々な理由で登校できない児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学習や学校生活に関する不安を解消し、円滑な復帰につなげる取組を行います。また、学校復帰や社会的自立に向けた指導・援助を行う適応指導教室のほか、ICTを活用した学びの支援や、民間施設（フリースクール）との情報共有などの連携により、不登校や病気療養中の児童生徒等の多様な教育機会の確保を推進します。

◇中学校夜間学級による教育の充実

教育課程の基礎的・基本的な内容の定着を図るため、様々な習熟度に合わせた授業を展開し、また、高校進学等をめざす生徒に対しての進路指導の充実を図ります。

◇日本語指導体制の充実

日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会を最大限に確保するため、日本語指導体制を構築します。また、日本語指導が必要な子どもたちの急激な増加、多国籍化、多言語化、散在化の現状に対応するため、一人ひとりに応じた日本語教育に取り組みます。

◇ICTを活用した家庭学習支援（再掲）

児童生徒1人1台の学習者用端末を活用して教材の工夫を図ります。また、自然災害や感染症の拡大等により学校での学習が行えない状況においても、各家庭でインターネットを活用した学習が進められるよう、双方向のオンライン授業や学習課題の提供など、学びを止めない体制づくりに努めます。また、外国人児童生徒に対応した多言語の翻訳システムやすべての子どもたちが利用しやすい教材の活用等、ICTを活用した支援体制を整備していきます。

基本的方向性 2 学校力・教師力の向上

いじめや不登校などの生徒指導上の課題や、貧困や児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応、特別な支援が必要な子どもや日本語指導が必要な子どもへの対応、新型コロナウイルス感染症等への対応など、学校園を取り巻く課題は極めて多種多様であり、複雑化、困難化しています。学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員が新たな教育課題に対応し、教科指導や生徒指導などの教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、教員が子どもと向き合える時間を確保することが求められています。

こうしたことから、教職員が心理や福祉、法律などの専門家や関係機関などと連携・協働し、学校園がチームとして課題解決に取り組む組織力を強化するとともに、教職員の負担軽減を図り、子どもと向き合える時間を確保するための取組を推進します。また、「チーム学校」を実現し、保護者や地域から信頼される学校運営を進めるためには、管理職による強いリーダーシップが必要であることから、管理職のマネジメント力の向上を図ります。

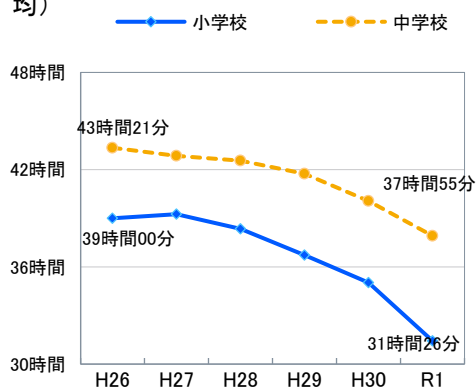
本市教員の年齢構成は、教員の大量退職・大量採用により、経験豊富なベテランの教職員が少なくなる一方で、教職経験年数が少ない教員の割合が高くなっています。また、学校園の抱える課題が複雑化、困難化していることや、ICTの活用や外国語教育の教科化など、新たに対応すべき課題も年々変化していることから、教職員が学び続けることができる環境づくりに取り組み、教職員の資質向上を図ります。

現状と課題

- いじめや不登校等の課題や配慮が必要な子どもへの対応など、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員だけで課題を解決することは質的にも量的にも難しくなっています。教職員が心理や福祉、法律などの専門家や関係機関などと連携・協働できるよう支援し、チームとして課題解決に取り組む組織力を強化する必要があります。
- 複雑化・困難化する課題に適切に対応し、保護者や地域から信頼される学校運営を進めるためには、管理職が組織マネジメントにおいて、リーダーシップを発揮することが重要です。一方で、本市立学校園では、管理職の世代交代期を迎えており、ミドルリーダーの育成を通して管理職となる人材を確保するとともに、管理職の資質・能力の向上を支援する取組が必要です。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 29（2017）年から学校運営協議会の設置が努力義務となりました。現在、全小中学校で堺版コミュニティ・スクールを実施していますが、法に基づく仕組みの検討が必要です。
- 本市教職員の勤務時間外滞在時間は、働き方改革の取組により改善が見られますが、年 360 時間を超える教職員の割合（令和元年度）が約 50%と、依然として長時間勤務の傾向にあります。学校業務の適正化などにより、教員が自らの授業を磨き、また、ワーク・ライフ・バランスを充実させ、子どもと向き合える環境を整えることが必要です。
- 地方自治法の改正により、令和 2（2020）年から地方公共団体で内部統制制度が導入され（都道府県及び政令指定都市は必須、その他の市町村は任意）、学校園においても適正な事務執行を確保することが求められています。

【関連データ】

教職員の勤務時間外滞在時間（月平均）



出典：堺市教育委員会調査

令和元年度 年間勤務時間外滞在時間

校種	対象職員数 (人)	時間区分(%)			
		360時間超	540時間超	720時間超	960時間超
幼稚園	53	24.5%	0.0%	0.0%	0.0%
小学校	2,887	47.7%	17.8%	3.4%	0.1%
中学校	1,641	55.0%	32.5%	15.3%	4.4%
高等学校	127	30.7%	14.2%	7.1%	2.4%
支援学校	219	13.7%	5.5%	0.5%	0.0%
合計	4,927	47.9%	21.9%	7.3%	1.6%

出典：堺市教育委員会調査

■施策の方向性

- 各学校が、児童生徒や地域の現状をふまえた目標や学校経営方針等について、教職員・地域と共有しながら、取組の検証・改善を行い、よりよい学校をめざす R-PDCA サイクルによる学校経営を推進します。また、堺版コミュニティ・スクールについて、法に基づく「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入に向けた検討を進めます。
- 管理職の組織マネジメント力を強化し、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、カリキュラムや日々の教育活動を一体的にマネジメントし、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員などの多様な人材が、それぞれの専門性を生かして役割分担をし、子どもたちに必要な資質・能力を身につけることができる体制づくりを進めます。管理職が教職員個々の実情を把握して適切にサポートを行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、不祥事の根絶も含め、健全な学校づくりにつなげます。
- 心理や福祉、法律など多様な専門家や関係機関、地域と学校が連携・協働することで、「チーム学校」として複雑化・困難化する課題の解決に取り組むことのできる体制を整備します。
- 管理職がリーダーシップを発揮し、授業改善や校務の効率化等に積極的に ICT を活用していく学校経営を推進します。
- 学校園として、校務分掌や各種行事、部活動のあり方などについて、積極的な業務改善を進めます。また、ICT 化の推進や、専門家や地域人材等の民間活力の活用、学校給食費等の公会計化などの教育委員会の支援を通して、教職員の負担軽減を図り、学校における働き方改革を一層推進します。加えて、学校園において適正な事務執行を推進し、内部統制体制の充実に努めます。教育委員会と学校園が一体となって働き方改革に取り組むことで、教職員自身が志気を高め、いきいきと働くことができる環境づくりにつなげます。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる（よくしている、どちらかといえばしている）」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 94.6% 中学校 97.7%	小学校 100% 中学校 100%

<参考指標>年間勤務時間外在校等時間が360時間を超える教育職員の割合(堺市教育委員会調査)
現状値(令和元年度):47.9%

■主な取組

◇R-PDCA サイクルによる学校経営の推進

全学校園で「学校力向上プラン」を作成し、教職員が自校の目標を共有しながら取組の検証・改善を行うR-PDCAサイクルによる学校経営を推進します。

また、堺版コミュニティ・スクールを推進し、各学校で、学校と保護者や地域住民が参画して学校経営方針の共有や課題の協議、学校運営の評価を行い、地域と連携した学校改善を行うとともに、法に基づく「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入に向けた検討を進めます。

◇管理職の人材確保と育成・支援

次期管理職候補となるミドルリーダーの育成や外部人材の管理職への登用により、管理職となる人材の確保を図ります。また、女性の活躍推進に向け、意欲と能力のある女性教職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。

さらに、教育に関する高い識見と俯瞰的な視点から学校園経営や人材の管理・育成ができる資質・能力を向上させるため、学校マネジメント等に関する管理職研修を実施します。特に、体罰やハラスメントの防止、個人情報の適正管理など、学校園における不祥事の根絶に向けた管理職のマネジメント力の更なる向上を図ります。

◇多様な専門家や関係機関との連携・協働

複雑化、困難化する学校の課題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家による学校支援体制を充実します。また、区役所等の関係機関と連携し、学校のチーム力を強化します。

◇学校業務の効率化・適正化の推進

「堺市教職員『働き方改革』プラン“SMILE”」に基づき、学校の業務改善や、教務・校務における ICT の積極的な活用促進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の人的サポート体制の充実などを通して、教職員の長時間勤務の是正とワーク・ライフ・バランスの充実に取り組みます。

また、学校給食費等の公会計化や学校間連携型の事務実施に向けた取組、教育委員会が学校園の事務執行状況を定期的に点検し、結果を全学校園で共有することなどにより、学校事務の効率化、適正化を推進します。

◇教職員のメンタルヘルス対策の充実

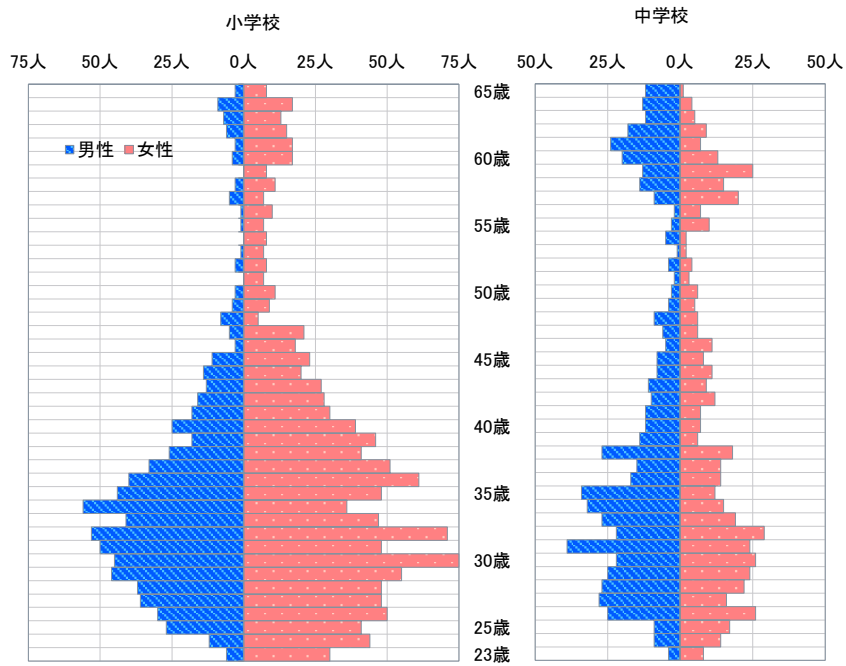
教職員のメンタルヘルス不調の予防、早期発見・早期対応、職場復帰支援・再発防止に取り組み、教職員が心身ともに健康で、いきいきと働ける環境づくりに取り組みます。

現状と課題

- 本市の教員採用選考試験の受験倍率は、近年、小学校で4倍前後、中学校で6倍前後と一定の倍率を確保していますが、全国的に教員志願者数が減少する中で、教員養成期からの人材育成や広報活動の工夫により、実践力や専門性を備えた優秀な人材の確保が必要です。
- 本市教員の年齢構成は、教員の大量退職・大量採用によりベテラン層が減る一方で、教職経験年数が少ない教員の割合が高くなっています。このことから、これまで培われてきた指導技術を伝承する機会が減少しており、学校内外の研修体制の充実が必要です。
- 学習指導要領がめざす「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善をはじめ、外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、新たな課題に対応できる教員の育成が必要です。
- 学校を取り巻く課題は複雑化、困難化していることから、「チーム学校」の考え方のもと、教職員が多様な専門性をもつ人材と効果的に連携し、学校の諸課題の解決のために取り組む力の醸成が必要です。
- 教員研修に参加するための時間の確保が難しい現状をふまえ、教員が参加しやすく、効果的・効率的な研修のあり方について検討する必要があります。
- 体罰やハラスメント事案など、教職員による不祥事が本市でも問題となっており、不祥事の根絶に向けた取組が必要です。

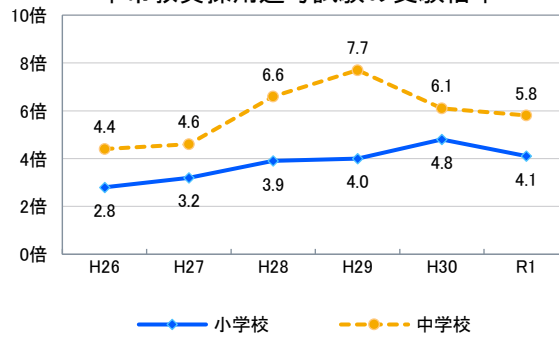
【関連データ】

本市教員の年齢構成



※令和2年度の教諭・主幹教諭・指導教諭
出典：堺市教育委員会調査

本市教員採用選考試験の受験倍率



出典：堺市教育委員会調査

■施策の方向性

- ▶ 教員は、愛情と使命感をもって子どもに寄り添い、確かな指導力をもって学び続けるとともに、豊かな人権感覚やコンプライアンス意識、高い危機管理意識をもち、学校組織の一員として、保護者や地域住民等とよりよい人間関係を築くことで、子どもや保護者、地域住民などから信頼されることが大切です。
- ▶ 教員養成期から教員志望者が本市の教育に関わりをもつことで、本市の教員として円滑にスタートできるよう、大学との連携による取組を進めるとともに、教員採用選考試験における工夫・改善を通じて、学校園で即戦力として活躍できる人材の確保・育成をめざします。
- ▶ 教員の資質能力の向上に向け、堺市教員育成指標に基づく計画的・体系的な研修を実施します。探究的な学びの実現や外国語教育、ICT の活用、様々な課題を抱える家庭・子どもへの対応、多様な人材や関係機関との連携・協働など、社会の変化に対応して継続的に新しい知識・技能を学ぶことができるよう、新たな教育課題に対応した研修の充実を図ります。
- ▶ 研修の動画配信やオンライン研修など、ICT も活用することで、多様な形での教職員研修を推進し、教職員が個々の状況に応じて、スキルアップに取り組める環境を整備するなど、学び続ける教職員を支援します。
- ▶ 教職員による不祥事の根絶に向けては、教職員一人ひとりの倫理観や当事者意識の高揚を図り、コンプライアンス意識が醸成された学校づくりを推進します。さらに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた全教職員の共通理解と指導力の向上を図ります。
- ▶ 教職員の人事配置については、ベテラン教職員から教職経験年数の少ない教職員へ指導技術が継承できるよう、人材育成に注力するとともに、本市の教育課題の改善に資する人事配置を行います。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「先生は、よいところを認めてくれている(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 88.7% 中3 78.4%	小6 92% 中3 85%
「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて分かるまで教えてくれる(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (堺市教育委員会調査)	小6 88.4% 中2 78.8%	小6 90% 中2 85%

■主な取組

◇優秀な教職員の確保

教員養成の段階から、大学との連携を図りながら、「堺・教師ゆめ塾セミナー」や学校インターンシップなどを通じて、学校において即戦力として活躍できる人材の養成に努め、教員養成と育成を一体的に進めます。

教員採用選考試験においては、本市教員の年齢構成の偏りをふまえ、長期的な視点に基づいた教員の需要見込みにより、計画的・継続的な採用を行います。また、広報活動を工夫し、本市の教育の魅力を広く周知するとともに、社会情勢に応じた選考方法の工夫改善や大学との連携を図りながら、優秀な人材の確保に取り組みます。

◇教員研修の充実

堺市教員育成指標に基づき、教員のキャリアステージに応じて身につけるべき資質能力を育成するための研修を計画的・体系的に実施するとともに、教員が生涯にわたり学びを継続できる研修体制を確立します。また、新たなニーズや教育課題に対応した研修を実施し、教員の実践的指導力や課題対応力の向上を図るとともに、研修内容の精査を行い、研修の一部を動画配信するなど、研修のデジタルアーカイブ化を推進し、教員が受講しやすい環境を整えます。

学校園においては、校園内研修ガイドブックや堺版教師の学び合いスタンダードの効果的な活用を促し、研修主任を核とした校園内研修体制の活性化を図ります。また、ICTの効果的な活用方法を盛り込んだ堺版授業スタンダードや中学校での教科版授業スタンダードの活用等により、教員の授業力向上につなげます。

さらに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組として、いじめ問題の対応力向上の研修を推進します。

◇コンプライアンスの徹底及び体罰・ハラスメント行為の防止

体罰やハラスメント行為などの不祥事の根絶に向け、各学校園でコンプライアンスが徹底された組織風土の醸成に取り組みます。

特に、体罰によらない指導が徹底されるよう、体罰防止に向けた研修を推進します。また、ハラスメントの問題について、教職員一人ひとりが、当事者意識をもって考え、対処し、互いの人権を尊重した行動ができるよう、ハラスメント防止に関する研修に取り組みます。

◇効果的な人事配置

年齢構成のバランスや人材育成の視点を重視した人事配置を進めます。また、国の動向もふまえながら、本市の教育課題の改善に資する人事配置を行います。

基本的方向性3 安全・安心な学びの場づくり

子どもたちの豊かな学びや体験の場となる学校生活や教育活動は、安全・安心な環境が土台となっ
てはじめて成り立つものです。その中で、子どもたちは主体的に学び、他者と協働しながら、「生
きる力」を養い成長していくことが期待されています。

しかし昨今、社会情勢の変化により、社会環境や家庭環境など、子どもたちを取り巻く環境は複
雑化、多様化しており、子どもの心身や人間関係など、多方面に影響を及ぼしています。子どもが
安心して学べる環境を整えるためには、いじめや児童虐待の未然防止や早期対応、不登校児童生徒
への対応、様々な悩みや不安を抱えた子どもたちの心のケアなど、幅広い取組が必要です。

誰一人取り残すことなく、子どもたちの健やかな学びを実現するため、教職員の子ども理解に基
づく指導力や専門性の向上を図るとともに、学校・教職員が、心理や福祉、法律などの専門家や関
係機関と連携・協働しながら、一人ひとりの子どもにきめ細かに対応できる体制の整備に取り組み
ます。また、子どもがいじめ等の被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

一方、学校内外で子どもに関わる事件、事故が全国各地で発生しています。加えて、近年、地震
や台風などの自然災害も増加しています。子どもたちの身の安全を確保するための取組が必須であ
り、学校内外での安全対策をはじめ、安全教育や防災教育等に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、学校や教育のあり方は大きな転換期を
迎えています。子どもの安全確保の観点から、感染症対策を徹底しながら、学校園の教育活動を実
施していきます。

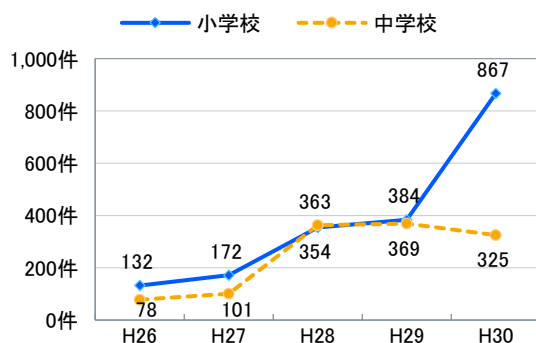
基本施策 11 えがおあふれる学びの場づくり



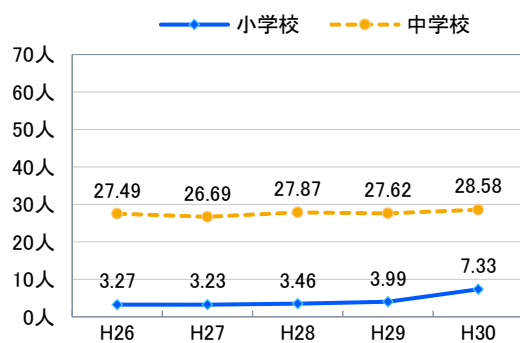
現状と課題

- 本市におけるいじめの認知件数は、近年増加傾向となっていますが、いじめの初期段階から対応することが大切であることから、早期発見に向けて、より一層積極的な認知を図る必要があります。いじめは決して許されない行為である一方で、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという認識のもと、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。
- SNS などの閉鎖された空間で発生するいじめ等に対応するためには、子どもが相談しやすい仕組みの構築、情報モラル教育の充実が必要です。
- 本市における不登校児童生徒数は、近年増加傾向となっています。新たな不登校が生じないよう魅力ある学校づくりや、子ども一人ひとりの居場所づくり等の取組を進めるとともに、不登校児童生徒に対する多様な学びの場の確保及び充実が必要です。
- 学校内での暴力行為の発生件数は、中学校では減少傾向、小学校では増加傾向にあり、小学校における生徒指導体制の充実が必要です。
- 子どもの問題行動等には、子どもの発達課題等が背景にある場合や、家庭等の子どもを取り巻く環境が、子ども自身の問題と複雑に絡み合っている場合があります。教職員の子ども理解に基づく指導力や専門性を向上させ、心理や福祉、法律などの専門家や関係機関と連携・協働した対応が必要です。
- SNS の普及などにより、子どもが性暴力被害にあう事案が全国的に発生しており、性暴力被害の未然防止と適切な対応が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会情勢の変化など、子どもを取り巻く環境の変化により、悩みや不安、ストレスを抱えている子どもの心のケアについて、支援する体制を整える必要があります。

【関連データ】いじめ認知件数



不登校児童生徒数（千人当たりの児童生徒数）



出典：堺市教育委員会調査

■施策の方向性

- ▶ すべての子どもたちが安心して、いきいきと学べる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 「誰一人取り残さない」という理念のもと、いじめや不登校、児童虐待などの未然防止・早期発見のために、教職員が一人ひとりの子どものサインを見逃さず、積極的な生徒指導を実施していくとともに、教育相談体制の充実や学校における組織的な対応を図ります。
- ▶ 教職員だけでは解決が困難な課題に対応するため、心理や福祉、法律などの専門家や関係機関、地域等が連携して対応できる体制を整備し、「チーム学校」による早期対応、早期解決を図ります。
- ▶ SNS等を通じたいじめや性暴力被害などの未然防止に向け、情報モラル教育をはじめとした予防的な指導の充実に努めます。
- ▶ 不登校や病気療養など、様々な理由で登校できない児童生徒の支援においては、多様な学習機会を確保する取組を推進し、個々の状況に応じた支援や学習環境を提供できるよう取り組みます。

■成果指標

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 88.9% 中学校 81.0%	100%
いじめアンケート（年3回以上（学期に1回以上）の結果を、その都度「学校いじめ防止等対策委員会」で共有し、対応した小中高等学校の割合 (堺市教育委員会調査)	—	100%
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等*での相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調査)	59.6%	100%

<参考指標> ・ いじめ認知件数（千人当たりの件数）

現状値（令和元年度）：小学校 24.6 件、中学校 19.9 件（堺市教育委員会調査）

・ 不登校児童生徒数（千人当たりの児童生徒数）

現状値（令和元年度）：小学校 7.7 人、中学校 30.8 人（堺市教育委員会調査）

※ 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては適応指導教室や児童相談所、民間施設（フリースクール）等をさす。

■主な取組

◇いじめや不登校の未然防止

児童生徒が互いのよさや多様性を認め合うことのできる授業づくり等を通じて、いじめや不登校などの未然防止に努めます。

また、中学校区における生徒指導に連続性と一貫性をもたせ、生徒指導主事を中心とした生徒指導体制のもと、子どもの状況を的確に把握し、課題を抱える子どもにきめ細かに対応します。

◇いじめ対応の徹底

「堺市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

教職員がいじめの定義を正確に理解し、子どもの発するサインを見逃さず、いじめの初期段階から積極的に認知していくことで、早期対応につなげます。

いじめの対応にあたっては、学校全体で情報共有し、組織的な対応を徹底します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関と連携し、チームによる早期解決を図ることができるよう支援体制を充実します。

いじめの重大事態の対応にあたっては、被害児童生徒や保護者の意向等をふまえ、第三者委員会である堺市いじめ防止等対策推進委員会において中立・公正な調査を行うなど、被害児童生徒や保護者に寄り添った真摯な対応と再発防止策に取り組みます。

また、子ども青少年局や区役所等の関係部局との連携を強化し、早期解決に向けた対応の充実に努めます。

◇教育相談体制の充実

子どもや保護者、教員を対象とした面接や電話相談を行う教育相談窓口の専門性を向上し、児童福祉、精神保健など専門機関との連携を充実します。

また、子どもの変化を見逃さないための教職員の「受け止める力」や対応力を向上させ、養護教諭やスクールカウンセラーを核とした子どもの心のケアに取り組みます。

さらに、SNSを活用した相談窓口を含め、子どもが相談しやすい体制の拡充を図り、また、区役所において、家庭教育や学校生活などの子どもに関する悩みに対応し、学校や関係機関などと連携した課題解決に取り組みます。

◇不登校、病氣療養児童生徒等への支援の充実（再掲）

不登校や病氣療養など、様々な理由で登校できない児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学習や学校生活に関する不安を解消し、円滑な復帰につなげる取組を行います。また、学校復帰や社会的自立に向けた指導・援助を行う適応指導教室のほか、ICTを活用した学びの支援や、民間施設（フリースクール）との情報共有などの連携により、不登校や病氣療養中の児童生徒等の多様な教育機会の確保を推進します。

◇児童生徒の学びを通じた取組

子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシャル・ハラスメントなどの危機から自らを守るためのスキルを学び、たくましく生きていくための力を養います。

また、児童生徒への情報モラルに関する指導を推進するとともに、スマートフォン等のルールについて、保護者に対する啓発を行います。

◇性暴力被害の防止

堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会と連携しながら、子どもたちが性暴力の被害者にも加害者にもならないための当事者意識の啓発を行います。また、学校園・教職員向けの性暴力被害の未然防止と適切な対応に向けたガイドラインを活用し、教職員の知識と対応スキルを高めます。

また、児童生徒や保護者に対し、校内や専門機関等の相談窓口の周知に取り組みます。

◇児童虐待への迅速で適切な対応

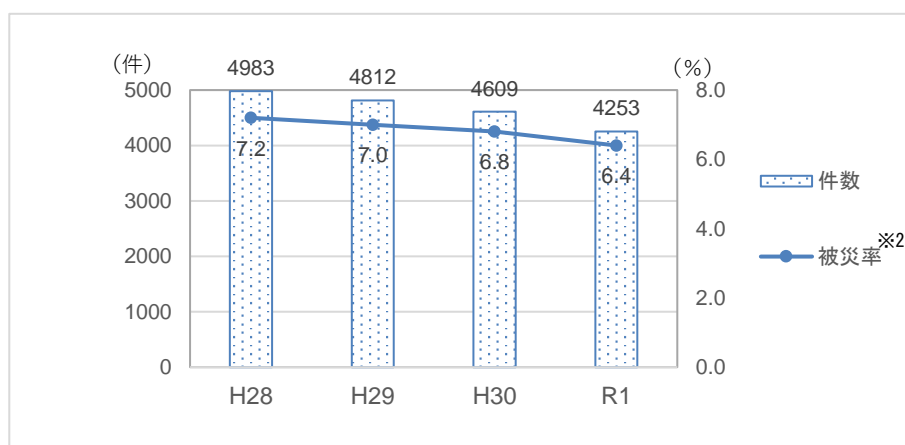
教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待への適切な対応に向けて、教職員の資質向上や意識の高揚に努め、早期発見・早期対応を図ります。虐待が疑われる子どもについては、学校全体で状況を把握・共有し、スクールソーシャルワーカーなどを有効に活用しながら、区役所や子ども相談所などの関係機関と連携し、的確かつ適切に対応します。

現状と課題

- 学校管理下において、子どもに関する様々な事故や事件が全国的に発生しており、教職員の危機管理意識の高揚や危機対応能力の向上を図ることが求められています。
- また、登下校中に子どもが交通事故にあったり、犯罪に巻き込まれたりする事件も全国的に発生しており、警察や地域の見守り活動等と連携した通学路の安全対策や、子どもの発達段階に応じた安全教育の徹底が必要です。
- 近年、地震や台風、集中豪雨、猛暑などの自然災害が各地で発生しています。大規模災害は起こりうるものと常に意識し、学校の防災機能や施設の防災対策を強化すること、また、防災教育により子どもたちの防災意識を高めることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症のリスクと向き合いながら、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくため、学校園において感染症対策を徹底し、感染及び拡大のリスクを可能な限り低減していく取組が必要です。

【関連データ】

堺市立学校園の管理下における事故発生件数
(日本スポーツ振興センター災害共済給付件数^{※1})



出典：堺市教育委員会調査

※1 当該年途中で最初に医療費の給付を行った災害の件数

※2 件数を在籍幼児児童生徒数で除し、100を乗じたもの

■施策の方向性

- ▶ 子どもたちが安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、学校における安全対策を徹底します。また、自然災害や交通事故、犯罪、感染症などの様々な危険に備え、地域や関係機関等と連携しながら、子どもの安全を確保する取組を実施します。
- ▶ 安全教育や防災教育を通して、子どもの安全意識や防犯・防災対応能力の育成を図ります。

■成果指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
堺市立学校園の管理下における事故被災率*	6.4%	各年度において、前年度を下回る

■主な取組

◇学校安全の推進

各学校園で、学校施設等の安全点検や幼児児童生徒に対しての安全指導を計画的に行うための学校安全計画に基づき、定期的な検証・改善を行いながら、全教職員の共通理解のもと、子どもの安全管理と事故防止の徹底を図ります。

また、自然災害のリスクを事前に想定し、自然災害から子どもの安全を確保するため、各学校園で避難計画を定めるとともに、定期的に避難訓練などを実施します。

◇登下校における交通安全や防犯対策の徹底

登下校時の安全対策として、地域のボランティアや PTA で支えられている見守り活動の推進や、地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図ります。

また、教育委員会と警察との連携協定に基づき、登下校等における犯罪被害防止に向けた情報共有や安全対策にかかる協力体制を強化します。

◇安全教育、防災教育の推進

生活安全や交通安全などについて、子どもの発達段階や地域の実情に応じて、系統的・体系的な安全教育を推進します。

また、災害はいつでも起こり得るものと捉え、「自分の命は自分で守る」という観点から、子どもの発達段階に応じ、自ら考え主体的に行動できる「自助」の力を育成します。さらに、「共助」の観点から、地域社会での防災活動を通じた助け合いの心を育むなど、防災教育を推進します。

※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付件数（当該年度途中で最初に医療費の給付を行った災害の件数）を在籍幼児児童生徒数で除し、100 を乗じたもの。

◇安全・安心でおいしい学校給食の提供

0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、安全・安心を第一に、子どもたちが楽しく食事ができるおいしい学校給食を提供します。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の誤配・誤食事故防止を徹底し、適切な除去食の提供を行います。

◇感染症対策の徹底

子どもたちや教職員等一人ひとりの感染症予防策の徹底や、適切な校内環境の整備を行います。また、授業や給食、部活動、学校行事などの教育活動上の留意点をふまえた対策を行うことで、学校園における感染リスクを低減し、子どもたちが安全に学べる教育環境の確保に努めます。

基本的方向性 4 学校・家庭・地域が連携・協働する教育の推進

少子化・高齢化の進展に伴う社会構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化により、核家族化が進み、就労などで保護者が昼間にいない家庭や、ひとり親家庭が増加しており、子どもを取り巻く環境が急速に変化しています。また、子どもの貧困、児童虐待、日本語指導が必要な子どもの対応など社会的な課題が顕在化している中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、これらは学校現場や行政の取組だけでは解決できないため、家庭への働きかけや、地域住民や企業・大学・NPO 法人等の団体との連携協働、専門的人材の活用により、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを支援する必要があります。

学校においては、学習指導要領における「社会に開かれた教育課程の実現」のため、学校運営に地域の人々や保護者等がパートナーとして参画し、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、その地域ならではの創意工夫をして特色ある学校づくりを進めていきます。

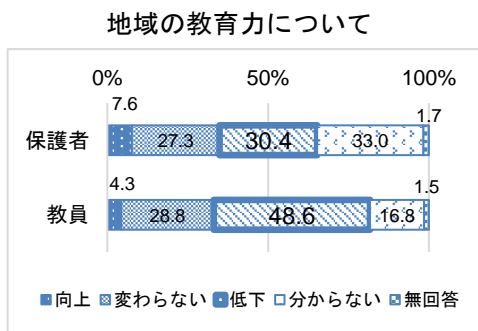
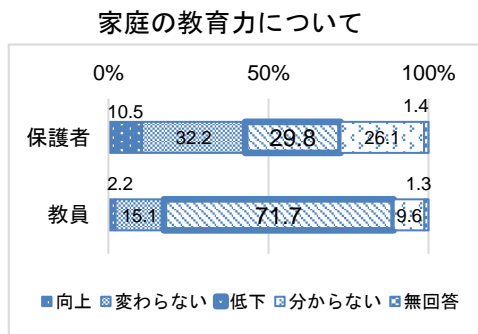
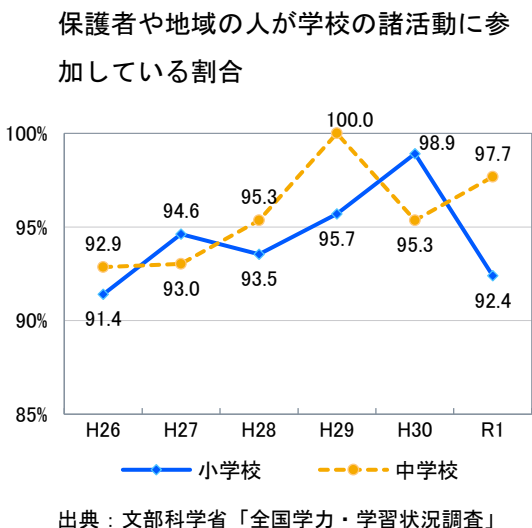
家庭においては、子どもとの会話とふれあいを大切にし、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけるように、家庭と学校が連携した取組を推進します。また、地域においては、子どもたちが実生活・実社会について多様な経験を積み、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進するため地域と学校が連携します。

学校支援活動や地域活動の担い手の不足が課題であり、地域で活躍する人材の育成が求められています。地域の一部の人々だけが学校支援活動や地域活動に協力するのではなく、地域全体で子どもたちの学びを展開し、子どもとのかかわりの中で子どもも大人も育ち合う教育体制の構築を推進します。そして、自分の好きなこと、得意なことを生かして人の役に立てる、そのような生き方を支援します。わが国では、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は伸長し、人生 100 年時代の到来が予測されています。地域において生涯にわたり学び続けられる環境の充実に努めます。

現状と課題

- 堺市義務教育基本調査（令和元（2019）年度）によると、保護者の3割、教員の7割が家庭の教育力に対して「低下している」と回答し、地域の教育力に対しても保護者の3割、教員の5割が「低下している」と回答しています。
- 核家族化やひとり親家庭、共働き世帯の増加により、子どもを取り巻く状況は急激に変化しています。また子どもの貧困、児童虐待、日本語指導が必要な子どもへの対応等、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校現場や行政の取組だけでは解決できないため、学校と家庭・地域が連携・協働して子どもたちを育成する必要があります。
- 「社会に開かれた教育課程の実現」のため、学校・家庭・地域の関係者が学校運営に参画し、目標や課題を共有している、組織的で持続可能な仕組みの構築が必要です。
- 地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動が社会教育法に明記されました。地域活動の担い手の育成が求められています。

【関連データ】



出典：堺市「義務教育基本調査」

■施策の方向性

- 学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程の実現」に向け「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を、教育課程を介して学校と社会が共有できるように取り組みます。そして、家庭や地域が学校運営に参画できる仕組みを整えることで、学校が家庭や地域と教育目標を共有し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。
- 家庭に対しては、子育てに対する不安や孤立を感じる保護者もいることから、保護者同士がつながりを持てるように支援します。また、家庭の教育力の向上に向け、就学前早期から基本的な生活習慣の確立に向けて保護者への啓発を行います。
- 地域に対しては、地域住民や企業・大学・NPO 法人等の団体の参画を得て活動を多様化し、それぞれの地域や学校における実情や特色に応じて、地域全体で子どもたちを支援する仕組みを構築します。また、家庭や地域に、学校や教育活動に関する情報を公開し、学校・家庭・地域が連携して子どもの健全育成に取り組みます。
- 各家庭への教育の支援や子どもも大人も学び合うための環境づくりを進めることで、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
放課後児童対策等事業待機児童数 (堺市教育委員会調査)	2人 (令和2年5月時点)	0人
放課後児童対策等事業利用者の満足度(「満足」「おおむね満足」の割合) (堺市教育委員会調査)	91.1%	95%
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 90.2% 中学校 95.4%	小学校 96% 中学校 97%

■主な取組

◇学校、家庭、地域を結ぶ人材の育成

学校・家庭・地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく環境づくりを進めることで、未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動である地域学校協働活動を活性化する取組を進めます。そして、学校と地域を結ぶ人材を育成し、企業や NPO 法人等との連携による社会資源の活用に取り組みます。

◇基本的な生活習慣の確立

小学校入学前の早い段階から、保護者等を通して、基本的な生活習慣の啓発を行います。また、SNS の普及により発生しているいじめや犯罪に子どもたちが被害者にならないように年齢に応じた携帯電話・スマートフォンとの付き合い方の啓発を行います。

◇健全育成に関する活動や保護者への「親育ち」への支援

PTA や子ども会などの社会教育関係団体による健全育成にかかる諸活動が、会員のニーズや時代に沿った活動となるよう支援します。

保護者に対しては、保護者同士のつながりを深め、自ら学び育つ「親育ち」について、学校や社会教育関係団体が行う研修や行事との連携・協働した取組を推進します。

◇学校や教育活動に関する情報の公開と発信による信頼の構築

学校の経営・教育方針や教育活動についての情報の公開と発信を活性化させ、保護者や地域とのコミュニケーションを深めることで、信頼される学校づくりを進めます。

◇放課後等における健全育成事業の充実

放課後等における健全育成事業の活動場所や指導員を確保し、子どもたちに安全・安心が保障された放課後等の居場所を提供します。今後の国の動向をふまえ、保護者ニーズへの対応策や事業のあり方を検討するとともに、子どもたちの健全育成に資するため、活動内容と、指導員等の資質向上に取り組みます。また、複数ある事業の制度の統一化を進めます。

◇区役所や福祉部局との連携

区役所の相談窓口等と連携を図り、学校園や家庭が抱える教育課題について地域や外部の関係機関と協働しながら対応し、子ども・家庭支援の充実につなげます。

◇地域住民や地域の多様な機関・団体等との連携・協働の推進

企業や NPO 法人、地域団体等が実施する地域貢献活動等と連携・協働し、学校園の保育・授業、子どもや保護者が参加して共に学ぶ機会での活用をはじめ、学校や地域で実施される市民の多様な学びの機会への支援を行います。

現状と課題

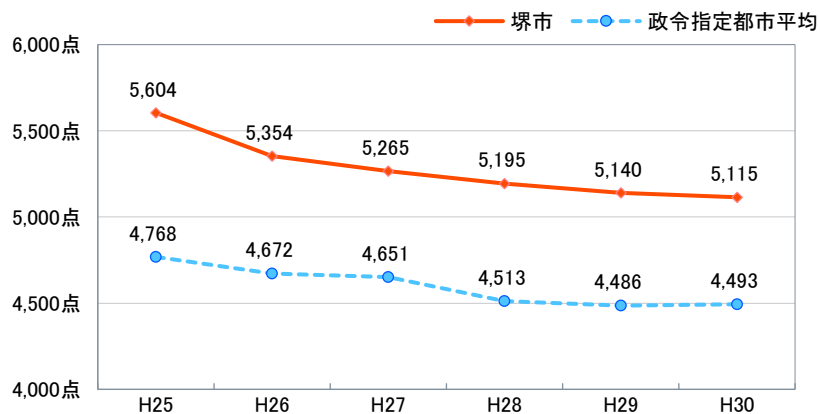
- 図書館では、令和 2（2020）年 7 月に「中央図書館基本指針～図書館サービス機能の向上のために～」を策定し、「ひとを育み、共に学び、未来を創る力を市民とともに生み出す知の拠点」を基本理念として決めました。
- 平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度までの、政令指定都市立図書館の千人あたり年間貸出点数の推移をみると、本市は政令指定都市平均を上回っていますが、全体的に減少傾向にあり、サービスの充実や情報発信の強化が必要です。

また、図書館では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、臨時休館や予約資料の貸出を中止したことで、サービスを継続して提供するための新たな対応が必要であることが明らかになりました。

- 平成 31（2019）年 2 月に「堺市子ども読書活動推進計画」を改定しました。計画に基づき、引き続き子どもの読書活動を推進していく必要があります。
- 地域コミュニティの活性化を推進し、働きながら学び直すことや、生涯にわたる学習を推進することなど、人生 100 年時代を見据え、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、市民の学習活動や読書活動を推進し、すべての人が継続して学習できる環境を整える必要があります。
- 市の様々な施設を活用し、子どもの健全育成、科学教育の振興、男女共同参画社会の実現、地域住民の健康維持や体力増進、地域のコミュニティの形成などに関する市民の学習や活動の推進を図る必要があります。

【関連データ】

政令指定都市立図書館の千人あたり年間貸出点数



出典：堺市教育委員会調査

■施策の方向性

- 人々のライフスタイルが多様化する中、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化のため、人生 100 年時代を見据え、すべての人が学び直すことや継続して学び続けることができる環境を整備します。
- 図書館は、来館しなくても資料・情報にアクセスできるよう、オンラインサービスの充実に取り組みます。これにより、いつでも、だれでも、どこからでも学べる環境を整えるとともに、地域の知の拠点・情報の拠点として、資料・情報の充実及び利便性の向上を図ります。また、市民の生涯にわたる学習の場として多様な活動を支援します。7つの図書館と5つの分館の運営にあたっては、各図書館が位置する地域の特性や利用者の属性などに十分に配慮し、地域に密着した図書館運営を推進します。
- 学校施設を地域に開放したり、公民館をはじめとした様々な活動の場や情報を提供することで市民の生涯にわたる学習活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
図書館サービス全体の満足度(評価は5点満点) (堺市教育委員会調査)	4.0点*	4.5点

■主な取組

◇「地域の知の拠点」としての図書館の充実

市民の読書環境の充実に努め、くらしに身近なテーマを図書館で調べる・相談できるようにし、すべての人が快適に利用できる図書館サービスの実現に努めます。堺の歴史文化を保存し、次代に継承して活かすために、地域資料（郷土資料・行政資料）の収集・保存やデジタル化を進めます。

また、予約図書の貸出、返却を行う新しいサービス拠点を開設し、市民の利便性の向上を図ります。

◇非来館型サービスの充実

電子書籍などインターネットを活用した情報サービスを充実し、来館しなくても資料・情報にアクセスできるようにオンラインサービスを充実します。

※ 平日のアンケート調査による数値。なお、日曜における現状値は4.03点。

◇子どもの読書活動の推進

家庭・地域・市立図書館・学校等が連携・協働して子どもの読書活動を推進します。子どもの自主的な読書活動を啓発し、その継続を支援するため、すべての子どもの発達段階に応じた体系的な取組を実施します。

◇学校施設の開放

主に、スポーツ活動を通じた子どもの健全育成や地域住民の健康維持及び体力増進を図り、地域住民の自主的な学習を支援し、地域コミュニティを活性化するため、運動場や体育館等を開放します。

◇科学に関する市民の学習支援

堺市教育文化センター(ソフィア・堺)を活用し、教育委員会や中文化会館、堺科学教育振興会他、協力団体を中心に、科学催事や科学教室などを実施し、科学に関する子どもや市民の学習を支援します。

◇地域住民や地域の多様な機関・団体等との連携・協働の推進（再掲）

企業や NPO 法人、地域団体等が実施する地域貢献活動等と連携・協働し、学校園の保育・授業、子どもや保護者が参加して共に学ぶ機会での活用をはじめ、学校や地域で実施される市民の多様な学びの機会への支援を行います。

基本的方向性 5 よりよい教育環境の充実

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校整備等が求められています。超スマート社会（Society5.0）で活躍する人材は、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、発信・伝達できる能力や情報の科学的理解、情報社会に参画する態度の育成、協働的な学びを進める視点が必要であり、このような能力を養うために ICT の活用を促進します。

また、教員の多忙化が問題になっている中、校務におけるさらなる ICT の活用促進により教員の業務負担軽減及び教育の質の向上、それらを実現するための ICT 環境の整備に取り組んでいきます。

子どもたちの健やかな成長を育む学校では、その基盤として、安全・安心な教育環境を維持し、学校で事故が発生しないように、よりよい教育活動を行うことができる環境を確保します。また、質の高い教育環境の整備のため、子どもたちの生活や学習の基盤となる食に関する指導の充実が必要であり、全員喫食制の中学校給食の実施に向けて取り組むとともに、小中一貫した食育を推進します。

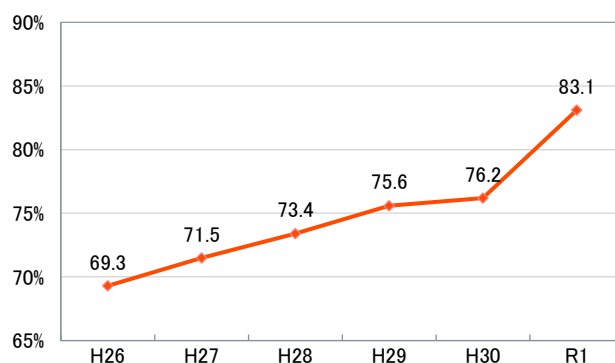
少子化・高齢化の進展により、児童生徒数の減少が進み、小規模校は増加傾向にありますが、児童生徒数が増加している学校もみられます。子どもにとって適正な規模の教育環境を整え、学校が集団のもつ教育機能を十分に発揮できるように学校規模の適正化を図ります。

現状と課題

- 超スマート社会（Society5.0）時代を生きる子どもたちにとって、教育における ICT を基盤とした最先端技術等の効果的な活用は、令和時代の学習の「スタンダード」であり、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の整備と高速大容量の通信ネットワーク環境を整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない教育が求められています。
- 授業で ICT を活用できる教員の割合は上昇しています。ICT が急速に発展し、高度に情報化する社会の動きに対応できるよう、ICT を活用した授業改善や校務の効率化を推進するため、学校における ICT 環境の整備を支援する専門スタッフの人的サポート体制を整え、持続可能な ICT 環境を整備する必要があります。
- 不登校を含む長期欠席児童生徒に対して、ICT を活用した学びの支援や、新型コロナウイルス感染症のような事態や災害等によって学校が長期に休業することになっても、ICT を活用し子どもたちの学びを保障する体制を整備する必要があります。
- 子どもたちの生活や学習の基盤となる食に関する指導の充実が必要とされ、学校給食の教育的意義が大きいことをふまえ、0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として安全・安心な学校給食を提供することを第一に、全員喫食制の中学校給食の実施に向けて取り組むとともに、小中一貫した食育を推進する必要があります。
- 少子化・高齢化の進展により、小中学校の小規模化が進行する一方で、児童生徒数が増加している学校もみられ、学校間での児童生徒数に差が生じています。

【関連データ】

ICT 活用率（授業で ICT を活用できる教員の割合）



出典：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

■施策の方向性

- 児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末と高速大容量の通信ネットワーク環境を一体的に整備し、授業での活用を進めるとともに、家庭学習のツールとしても活用できるよう整備を推進します。また、学校のネットワーク強靱化等によるセキュリティ強化を図ります。
さらに、継続的かつ柔軟に学校を支援する専門スタッフの人的サポート体制も充実します。
- 授業をはじめとした学習指導等における ICT の効果的な活用に向けては、実践事例やセキュリティ面などの適切な使い方の研修等により、教員の ICT 活用能力の向上を図ります。また、校務における ICT のさらなる活用により、教員の負担軽減を図り、子どもと向き合う時間の確保につなげます。
- 自然災害や感染症の拡大等により学校での学習が行えない状況においても、生活状況の確認や学習課題の提供等、学びを止めない体制づくりに努めます。また、学習履歴（スタディ・ログ）などの様々な教育データを活用した個別最適な学びを推進していきます。
- 子どもたちの生活や学習の基盤となる食に関する指導の充実が必要であり、全員喫食制の中学校給食の実施に向けて取り組むとともに、小中一貫した食育を推進します。
- 子どもにとって適正な規模の教育環境を整え、学校における集団のもつ教育機能を十分に発揮するため、学校や保護者、地域等の意見を聴きながら、学校規模の適正化を図ります。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和 7 年度)
教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力があると考える教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	87.9%	100%
児童生徒の ICT 活用を指導する能力があると考える教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	76.6%	100%

■主な取組

◇児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末環境の維持管理

一人ひとりの学びを支え、時代のニーズに応じた教育環境を整えるため、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末と通信ネットワーク環境を安定的に維持管理し、学校 ICT 化をサポートする事業者や ICT 活用のアドバイザーなど、継続的かつ柔軟に学校を支援する人材の配置を進めます。

◇児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の活用

全小中高支援学校の児童生徒用に無料学習ツールのアカウントを取得し、デジタルコンテンツの活用、個別最適化された学習ドリルの活用、多様な意見に触れられる協働学習に取り組みます。また、取得したアカウントを利用して、連絡や情報共有、不登校を含む長期欠席児童生徒の生活状況の確認、教材の配付・回収など、家庭でのオンライン学習等に活用します。

◇授業と校務に ICT を活用する教員の育成

ICT を活用した授業を日常的に行うことができるよう、実践事例の普及・啓発などにより教員の ICT 活用能力の向上を図ります。また、セキュリティに対する意識を高めていきます。さらに、教員の校務 ICT 化を推進し、教員が子どもたちと向き合える時間を確保し、教育の質の向上を図ります。

◇安全・安心でおいしい全員喫食制の中学校給食の実現

0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として、安全・安心で生徒が喜ぶおいしい中学校給食を提供できるように、全員喫食制の中学校給食の実現に向けて取り組みます。

◇学校規模の適正化

学校の大きなねらいである集団のもつ教育機能を十分に発揮し、学校規模に起因する様々な教育課題を解消するため、学校規模の適正化に取り組みます。

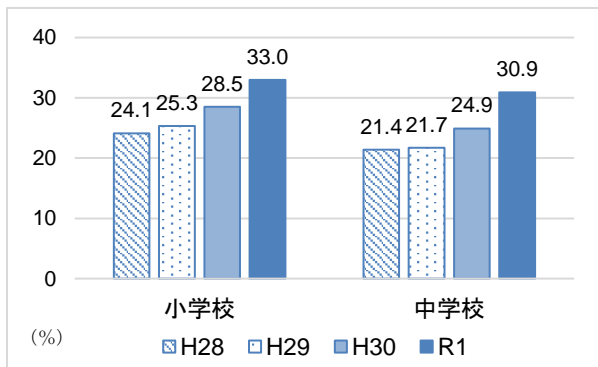
そのため、学校規模として 11 学級以下（支援学級を除きます。）の小学校については、児童数の推移などを勘案しながら、すべての学年でクラス替えが可能となるよう再編整備を進めます。今後、学校の再編等の手法を取り入れ、学校規模の適正化を図ります。

現状と課題

- 子どもたちの健やかな成長を育む学校は、その基盤として、安全・安心な教育環境を持続し、学校で事故が発生することがないように保守・点検を適正に実施し、よりよい教育活動が行える環境を確保する必要があります。
- 昭和 40 年代から 50 年代にかけて児童生徒数の急増期に教室数の確保を優先するため、学校施設の新增改築を行ってきました。今後 10 年で学校施設全体の約 7 割の建物が一斉に更新の時期を迎えるため、多大な財政負担を強いることとなり、経費の抑制及び平準化が大きな課題となっています。
- 今後の学校施設の適切な維持管理・更新などを行うため「堺市公共施設等総合管理計画」を上位計画とする個別施設計画として、令和 2（2020）年 3 月に「堺市学校施設整備計画」を策定しました。
- 猛暑対策として、平成 29（2017）年度までに小中支援学校の普通教室、支援教室のすべてにおいて、空調設備の共用を開始しました。また、平成 30(2018)年度には、幼稚園保育室において、空調設備の共用を開始しました。今後は、中学校の特別教室への空調設備の整備を着実に進める必要があります。
- また、計画的に整備を進めているトイレの環境改善など、学校施設の環境整備に着実に取り組む必要があります。

【関連データ】

本市小中学校のトイレ洋便器設置率の推移



出典：堺市教育委員会調査

空調設備の設置状況

- ・ 図書館、音楽室、PC 室、管理諸室等※
H26 年度までに完了
- ・ 普通教室・支援教室・幼稚園保育室
 - ① 中 3 普通教室 : H26 年 7 月共用開始
 - ② 中 1、2 普通教室 : H28 年 1 月共用開始
 - ③ 小 1～6 普通教室 : H29 年 7 月共用開始
 - ④ 幼稚園保育室 : H30 年 7 月共用開始

※ 職員室、校長室、保健室等のこと

■施策の方向性

- 学校で事故が発生することがないように持続可能で安全・安心な教育環境を整備します。
- 老朽化対策として「堺市学校施設整備計画」に基づき、計画的に学校施設を整備することで教育環境の向上を図ります。
- 猛暑対策については、中学校の特別教室への空調設備の整備を進めます。また、小学校の特別教室への整備も進めます。
- 学校をはじめ、教育施設が計画的に維持・更新され、子どもたちや地域住民が安全・安心に学校生活や学習活動が行えるように良好な教育環境をつくります。

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
老朽化対策(改築・改修)の新規実施校数 (堺市教育委員会調査)	9校	学校施設整備計画に沿った計画的な実施

■主な取組

◇学校施設・設備の計画的な整備

老朽化基礎調査等の結果を基本としつつ、定期点検の結果やその他調査結果、人口動向など様々な観点を考慮し複合的な判断で順位付けを行い、長寿命化だけでなく、改築も含めた老朽化対策を実施することで教育環境の向上を図ります。

◇空調設備の計画的な整備

中学校の特別教室への空調設備の整備を進めます。また、小学校の特別教室への整備も進めます。

◇点検・保守の確実な実施

学校で事故が発生することがないように校舎及び学校施設の点検・保守を適正に実施し、持続可能で安全・安心な教育環境を整備します。

◇機能的な改修

バリアフリー化やトイレ改修などの機能的改修や省エネルギー化などを組み合わせることで効率的な改修を行います。

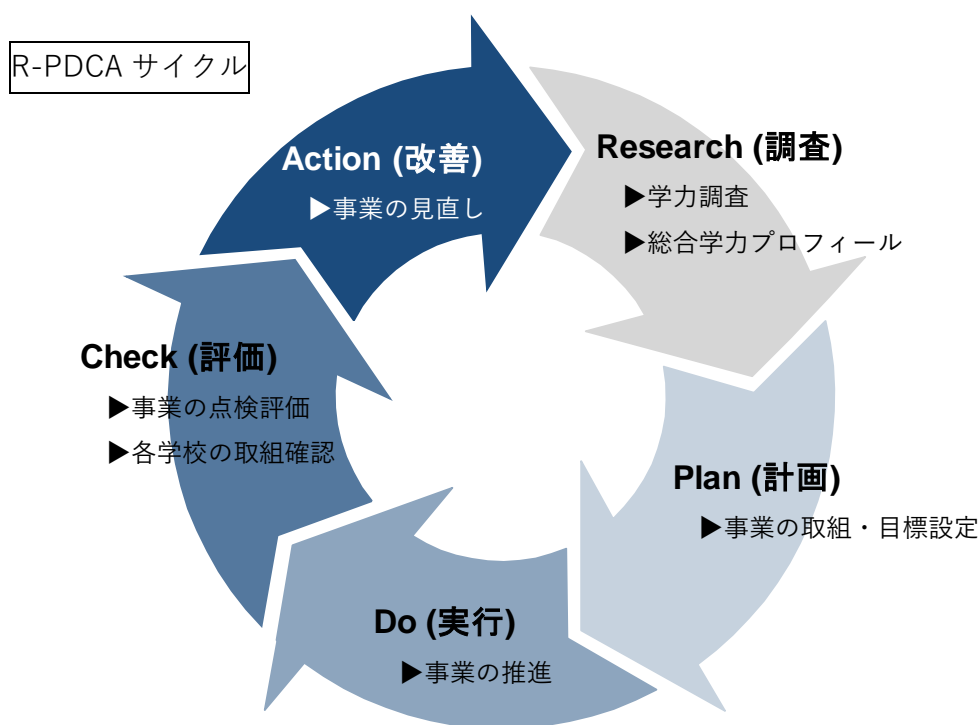
第4章 プランの推進体制

1. プランの推進体制

第3期プランの推進にあたっては、同プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、今後5年間で取り組む主な事業を定めた「第3期未来をつくる堺教育プラン実施プログラム」を策定します。

また、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行います。達成目標に対する各年度の達成状況の点検を行ったうえで、各事業の課題、有効性を検証し、その結果をふまえ、事業内容・手法の工夫や工程の修正、社会状況の変化に応じた施策の見直しや新たな施策の立案など、必要な改善・見直しを行い、最終年度における目標の達成に向けて取り組みます。

さらに、今後は、学校と家庭・地域や、教育行政と区役所をはじめとした一般行政との連携・協働が一層重要となることから、その推進を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上に積極的に取り組み、社会全体で「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を育む環境づくりに努めます。



5年間の主な取組を定める「実施プログラム」による進行管理

2. 成果指標一覧

基本的方向性	基本施策	参考指標	指標	出典	現状値 (R1)	目標値 (R7)	参考値 (全国 R1)
[1] 未来を切り拓く力の育成	施策1 総合的な学力の育成						
			学力調査の堺市の平均値（全国を100とした場合）	全国学力・学習状況調査	小6 100.5 中3 95.8	小6 103 中3 100	
			「自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童生徒の状況スコア※1	堺市教育委員会調査	小6 59.5 中2 54.0	小6 70 中2 70	
			「ふだんから『なぜだろう。』『調べてみたいな。』と思うことがある」と答えた児童生徒の状況スコア※1	堺市教育委員会調査	小6 74.9 中2 66.5	小6 80 中2 80	
	施策2 グローバルに活躍できる力の育成						
			中学卒業段階でCEFR A1レベル相当（英検3級相当以上）以上の英語力を有すると思われる生徒の割合	英語教育実施状況調査	中学校 46.2%	中学校 50%	中学校 44.0%
			英語を使ってコミュニケーションを図りたいと思う児童の割合	堺市教育委員会調査	小6 78.0%	小6 80%	
	施策3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成						
			児童生徒のICT活用を指導する能力があると考える教員の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	76.6%	100%	71.3%
			インターネットやゲームなど、情報をやり取りするときのルールやマナーを守ることができる児童生徒の割合	堺市教育委員会調査	-	小6 80% 中3 80%	
	施策4 豊かな心の育成						
			「自分にはよいところがある（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	小6 83.1% 中3 73.2%	小6 90% 中3 90%	小6 81.2% 中3 74.0%
			「人が困っているときは、進んで助けている（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	小6 89.3% 中3 85.4%	小6 94% 中3 90%	小6 87.9% 中3 85.9%
	施策5 健やかな体の育成						
			体力テストの堺市の平均値（全国を100とした場合）	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5 98.3 中2 95.4	小5 102 中2 102	
			「朝食を毎日食べていますか」との設問に対し「全くしていない」「あまりしていない」と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	小6 5.8% 中3 9.2%	全国値以下	小6 4.6% 中3 6.9%

※1 状況スコアについて

質問項目についての平均回答状況を下式によって数値化しています。

$(「当てはまる(%)」 \times 3 + 「どちらかといえば、当てはまる(%)」 \times 2 + 「どちらかといえば、当てはまらない(%)」) / 3$

なお、上記のスコア（状況スコア）は最高100、最低0の範囲となり、大きいほど、児童生徒の学力・意識状況が良好であることを意味します。

基本的方向性	基本施策	参考指標	指標	出典	現状値(R1)	目標値(R7)	参考値(全国 R1)	
【1】 未来を切り拓く力の育成	施策6 特別支援教育の推進			「特別支援教育研修及び校内外研修等により、教員の特別支援教育に関する専門性や指導力が向上している（当てはまる・どちらかと言うと当てはまる）」と答えた学校の割合（％）	堺市教育委員会調査	-	100%	
	施策7 つながる教育の推進			スタートカリキュラムを編成・実施後に評価改善を行っている小学校の割合	堺市教育委員会調査	19.6%※2	100%	
				前年度までに、近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合	全国学力・学習状況調査	小学校 59.8% 中学校 69.8%	小学校 62% 中学校 72%	小学校 65.0% 中学校 68.0%
				「堺高校の進路指導は充実している。」と回答した生徒の割合	学校アンケート	高3 79%	高3 90%	
	施策8 学びの機会の確保			不登校児童生徒のうち学校内外の専門機関等での相談・指導等を受けた人数の割合	堺市教育委員会調査	59.6%	100%	
		参考		不登校児童生徒数（千人当たりの児童生徒数）	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校 7.7人 中学校 30.8人	-	小学校 8.3人 中学校 39.4人
	施策9 学校マネジメント力の向上			「学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる（よくしている、どちらかといえばしている）」と答えた学校の割合	全国学力・学習状況調査	小学校 94.6% 中学校 97.7%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 98.3% 中学校 96.9%
		参考		年間勤務時間外在校等時間が360時間を超える教育職員の割合	堺市教育委員会調査	47.9%	-	
【2】 学校力・教師力の向上	施策10 学校マネジメント力の向上			「先生は、よいところを認めてくれている（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	小6 88.7% 中3 78.4%	小6 92% 中3 85%	小6 86.2% 中3 81.5%
				「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて分かるまで教えてくれる（当てはまる・どちらかといえば当てはまる）」と答えた児童生徒の割合	堺市教育委員会調査	小6 88.4% 中2 78.8%	小6 90% 中2 85%	
	施策11 えがおあふれる学びの場づくり			「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	小6 88.9% 中3 81.0%	100%	小6 97.1% 中3 95.0%
【3】 学びの場づくり 安全・安心な	施策11 えがおあふれる学びの場づくり			「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と答えた児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	小6 88.9% 中3 81.0%	100%	小6 97.1% 中3 95.0%

※2 学習指導要領移行期における参考値

基本的方向性	基本施策	参考指標	指標	出典	現状値 (R1)	目標値 (R7)	参考値 (全国 R1)
【3】安全・安心な学びの場づくり			いじめアンケート（年3回以上（学期に1回以上））の結果を、その都度「学校いじめ防止等対策委員会」で共有し、対応した小中高等学校の割合	堺市教育委員会調査	-	100%	
			不登校児童生徒のうち学校内外の専門機関等での相談・指導等を受けた人数の割合	堺市教育委員会調査	59.6%	100%	
		参考	不登校児童生徒数（千人当たりの児童生徒数）	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校 7.7人 中学校 30.8人	-	小学校 8.3人 中学校 39.4人
		参考	いじめ認知件数（千人当たりの件数）		小学校 24.6件 中学校 19.9件	-	小学校 75.8件 中学校 32.8件
	施策12 子どもの安全確保						
			堺市立学校園の管理下における事故被災率 ^{※3}	日本スポーツ振興センター	6.4%	各年度において、前年度を下回る	6.7% ^{※4}
【4】学校・家庭・地域が連携・協働する	施策13 ひろがる教育の推進						
			放課後児童対策等事業待機児童数	堺市教育委員会調査	2人（令和2年5月時点）	0人	
			放課後児童対策等事業利用者の満足度（「満足」・「おおむね満足」の割合）	堺市教育委員会調査	91.1%	95%	
		保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合	全国学力・学習状況調査	小学校 90.2% 中学校 95.4%	小学校 96% 中学校 97%	小学校 95.7% 中学校 91.5%	
	施策14 生涯にわたる学習環境の充実						
			図書館サービス全体の満足度（5点満点中）	堺市教育委員会調査	4.0点 ^{※5}	4.5点	
【5】よりよい教育環境の充実	施策15 教育環境の整備						
			教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力があると考える教員の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	87.9%	100%	86.7%
			児童生徒のICT活用を指導する能力があると考える教員の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	76.6%	100%	71.3%
	施策16 学校施設の整備						
			老朽化対策（改築・改修）の新規実施校数	堺市教育委員会調査	9校	学校施設整備計画に沿った計画的な実施	

※3 日本スポーツ振興センター災害共済給付件数（当該年途中に最初に医療費の給付を行った災害の件数）^①を在籍幼児児童生徒数で除し、100を乗じたもの。

※4 ①を学校基本調査（文部科学省）の公立初等中等教育機関（幼保連携型認定こども園を除く）在学者数で除し、100を乗じたもの。

※5 平日のアンケート調査による数値。なお、日曜における現状値は4.03点。

参考資料

堺市の教育を取り巻く現状と課題（データ集）	85
懇話会開催要綱	102
懇話会名簿	103
策定検討経過	104
用語解説	105

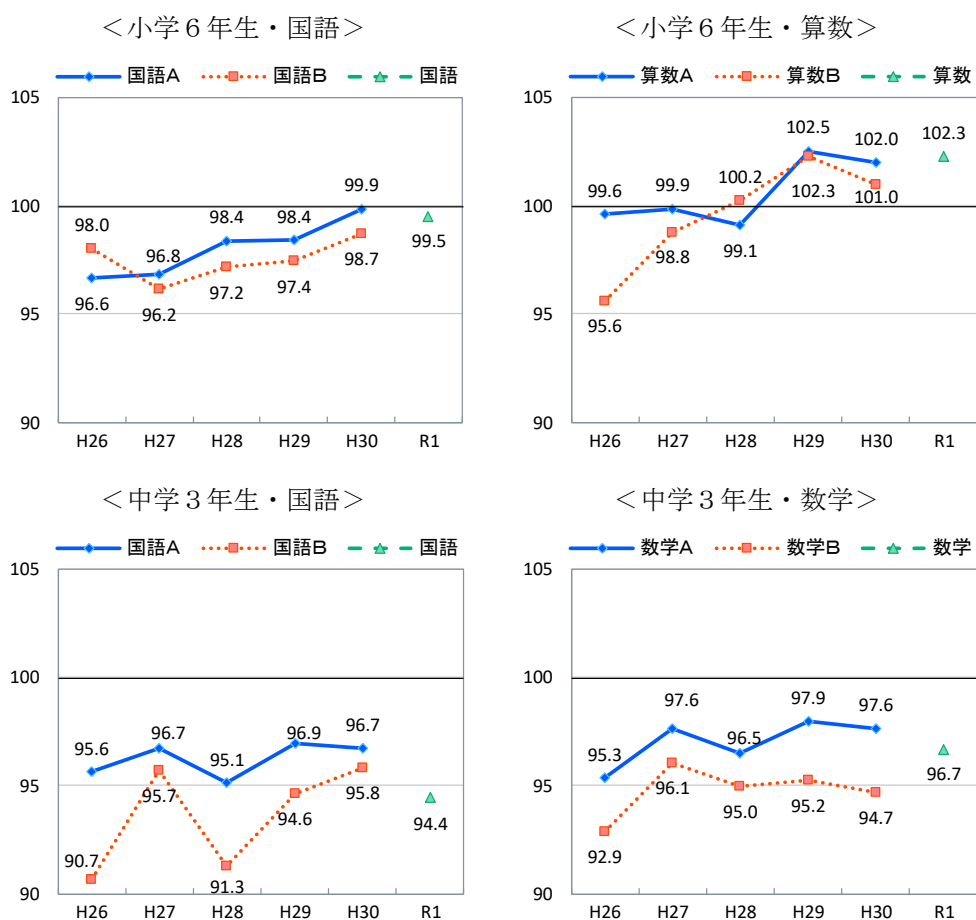
1. 堺市の教育を取り巻く現状と課題（データ集）

基本的方向性1 「総合的な学力」の育成

全国学力・学習状況調査の推移では、小学6年生では算数が全国平均を超え、国語も全国平均との差が縮まっています。中学3年生では国語・数学ともに全国平均に近づいてはいますが、引き続きその差がみられます。

平成30年度以前をみると、小学6年生の国語では知識に関する問題と活用に関する問題で、全国平均とは大きな差はなく、算数では活用に関する問題で上昇がみられ、平成29年以降、知識に関する問題、活用に関する問題ともに全国平均を上回っています。中学3年生は、国語では、知識に関する問題と活用に関する問題の差が小さくなっていますが、数学においては、活用に関する問題にやや低下がみられ、知識に関する問題との差も開いています。

図表 1 全国学力・学習状況調査の推移（全国平均（公立）を100として作成）



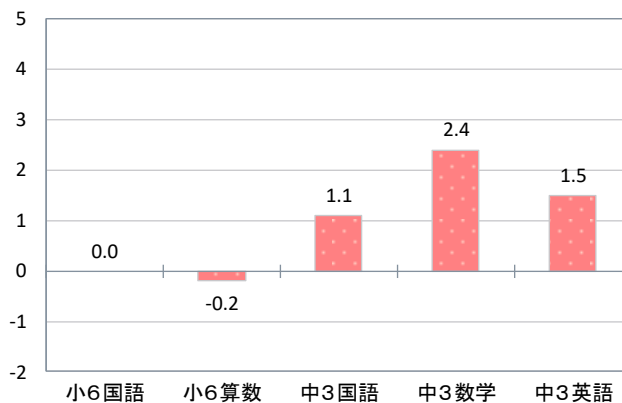
出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※「A」は主に知識に関する問題、「B」は主に活用に関する問題。平成31（令和元）年度はA Bの区別なし

平成 31 年度の全国学力・学習状況調査における無解答率について、全国と本市を比較すると、小学 6 年生ではほとんど差はみられないものの、中学 3 年生では国語・数学・英語すべての教科で全国よりも割合が高く、特に数学の割合が高くなっています。

図表 2 平成31年度全国学力・学習状況調査における無解答率（全国・堺市比較）

（堺市の割合から全国の割合を引いた差で算出）

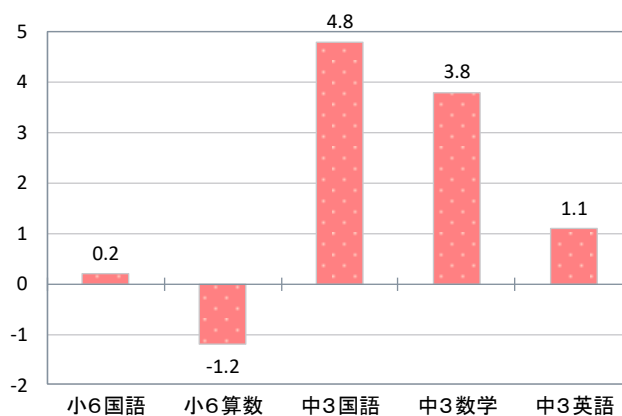


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

平成 31 年度の全国学力・学習状況調査における低位層（正答率 40%未満）児童生徒割合について、全国と本市の比較をみると、小学 6 年生では国語はほぼ差がなく、算数は全国よりも低位層の割合が低くなっています。一方、中学 3 年生では国語・数学・英語のすべての教科で全国よりも低位層の割合が高くなっており、特に国語と数学でその差が大きくなっています。

図表 3 平成31年度全国学力・学習状況調査における低位層※児童生徒割合（全国・堺市比較）

（堺市の割合から全国の割合を引いた差で算出）

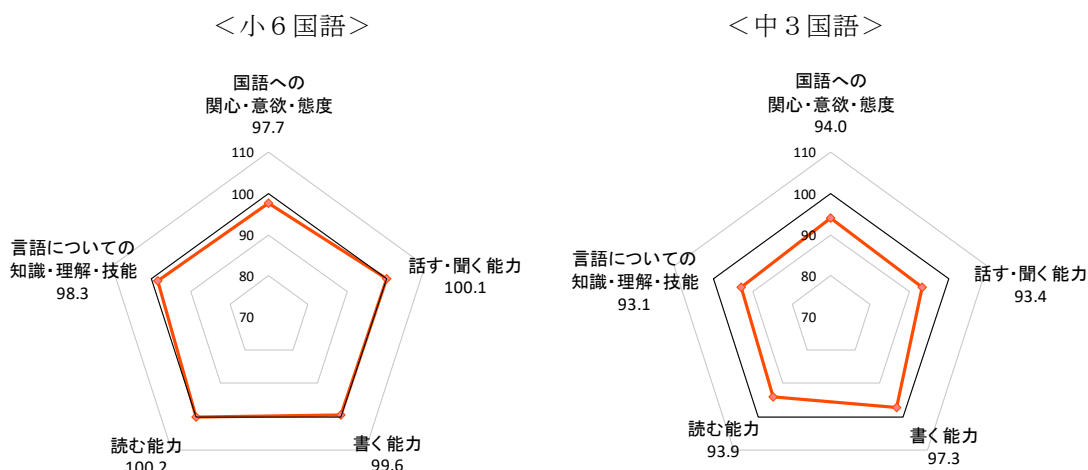


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

※低位層：正答率40%未満

平成 31 年度全国学力・学習状況調査における、国語の評価の観点別正答率をみると、小学 6 年生ではすべての項目で全国と大きな差はありません。一方、中学 3 年生ではすべての項目で全国平均よりも低くなっており、「国語への関心・意欲・態度」「話す・聞く能力」「読む能力」「言語についての知識・理解・技能」においては 6～7 ポイントの差が開いています。

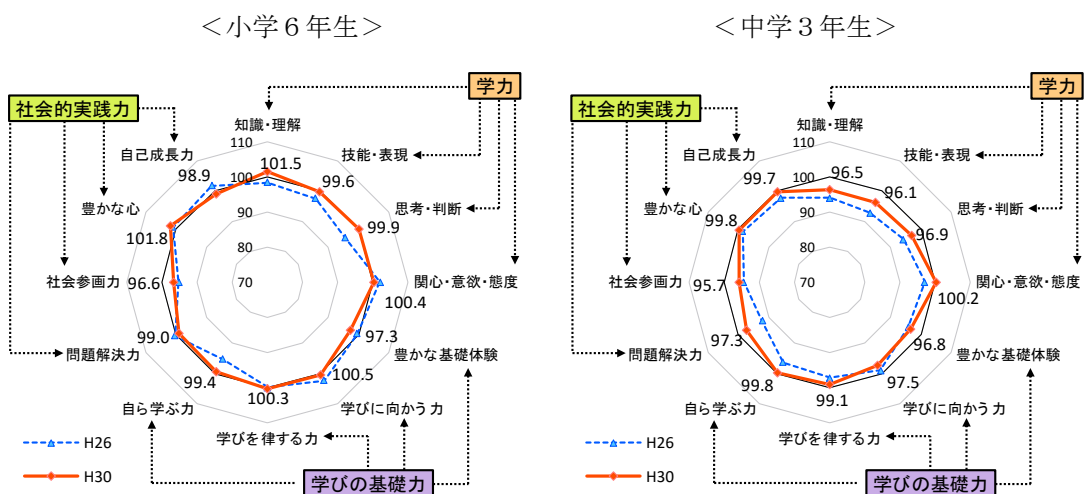
図表 4 平成31年度全国学力・学習状況調査における国語の評価の観点別正答率
(全国平均(公立)を100として作成)



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

堺市総合学力プロフィールをみると、平成 26 年度に比べて平成 30 年度では、小学 6 年生、中学 3 年生とも特に「学力」に改善がみられます。小学 6 年生では「知識・理解」「思考・判断」「自ら学ぶ力」等が改善されていますが、「豊かな基礎体験」や「自己成長力」などはやや低下しています。中学 3 年生では、ほぼすべての項目で改善し、特に「問題解決力」「技能・表現」「関心・意欲・態度」で改善がみられます。全国と比較すると、小学 6 年生では「知識・理解」「豊かな心」が全国平均を上回る一方で、「社会参画力」や「豊かな基礎体験」はやや低くなっています。中学 3 年生では、「関心・意欲・態度」は全国平均とほぼ同水準になっていますが、その他の「学力」の項目や「社会参画力」「豊かな基礎体験」等が全国平均を下回っています。

図表 5 堺市総合学力プロフィール

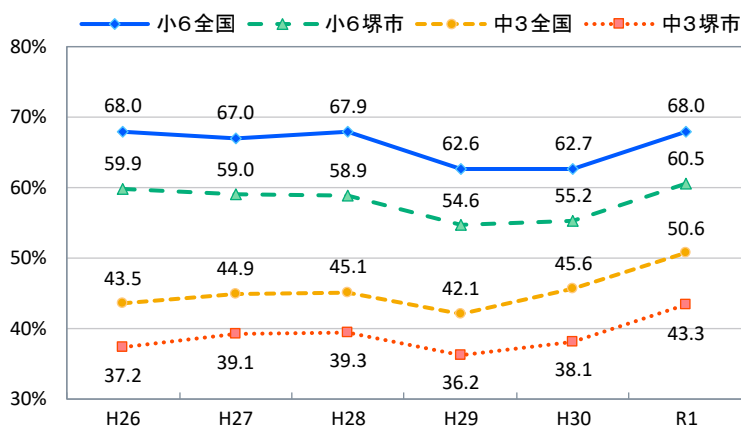


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」 全国平均(公立)を100として作成

「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた児童生徒の割合は、小学 6 年生では一時減少

したものの、概ね横ばいで推移しており、中学3年生では、増加傾向にあります。しかし、小学6年生・中学3年生ともに全国と比較すると割合は低く、その差もほぼ一定で推移しています。

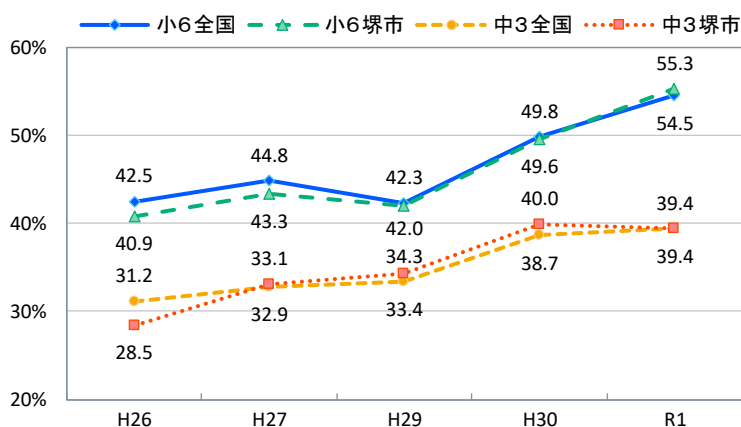
図表 6 今住んでいる地域の行事に参加している



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と答えた児童生徒の割合は、小学6年生・中学3年生ともに増加しており、小学6年生では全国平均を超え、中学3年生では全国と同水準です。

図表 7 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある

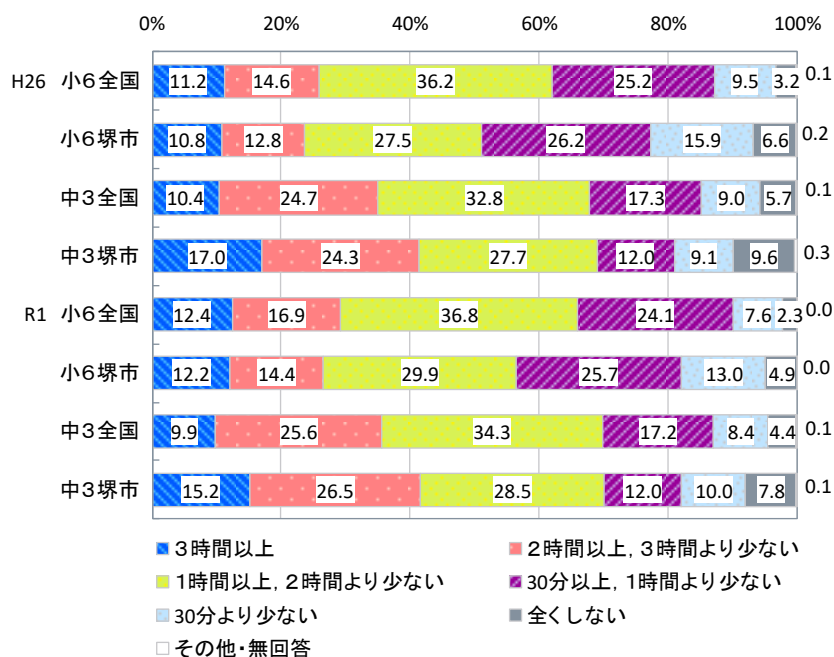


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」 平成28年度は本設問なし

学校の授業以外の1日当たりの学習時間をみると、「30分より少ない」「全くしない」とする回答割合が、小学6年生において全国と比べて2倍近く高い結果となっています。中学3年生も、「30分より少ない」「全くしない」の回答割合が全国より高くなる一方、「3時間以上」が全国平均より高く、学習時間の二極化の傾向もみられます。

平成26年度と令和元年度の比較では、小学6年生は「3時間以上」「2時間以上、3時間より少ない」「1時間以上、2時間より少ない」「1時間以上、2時間より少ない」とする回答割合が高くなっています。中学3年生は大きな変化はありません。

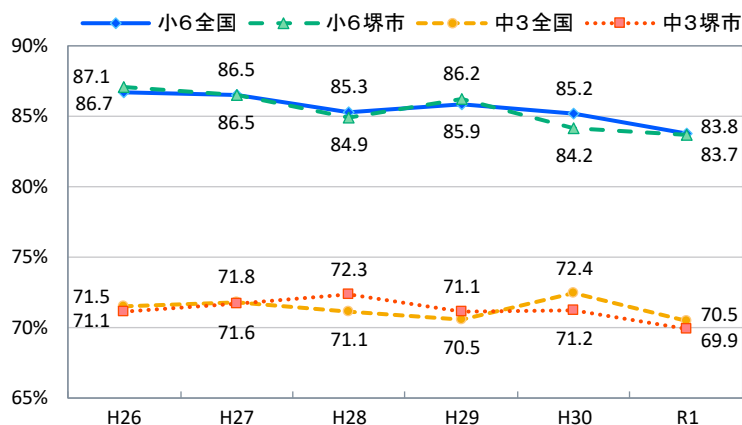
図表8 学校の授業時間以外の1日当たり（月～金曜日）の学習時間（学習塾・家庭教師含む）



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

本市の「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童生徒の割合の平成26年度から令和元年度の推移をみると、小学6年生は減少傾向にあり、中学3年生は平成29年度から微減しています。小学6年生の約2割、中学3年生の約3割が将来の夢や目標をもっていないという回答結果となっています。全国と比較すると、小学6年生・中学3年生ともに大きな差はありません。

図表9 将来の夢や目標をもっている

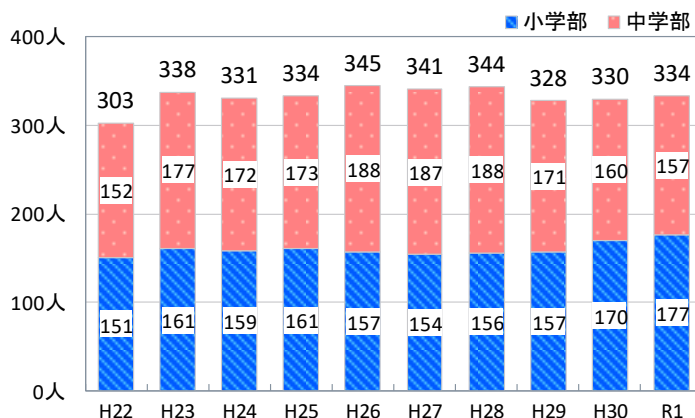


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

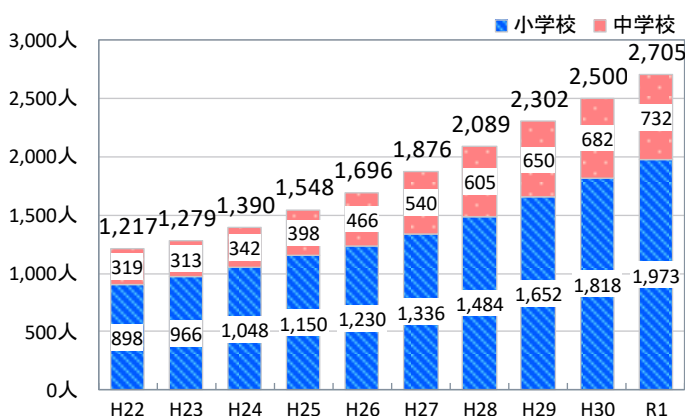
平成 22 年度から令和元年度までの本市の支援学校等在籍児童生徒数の推移をみると、支援学校の小学部は 160 人前後で推移していましたが、平成 30 年度から増加し、170 人台となっています。一方、中学部では平成 26 年度には 188 人にまで増加しましたが、平成 29 年度からは減少しています。支援学級では、小学校・中学校ともに増加傾向にあり、特に小学校は大きく増加しています。通級指導教室では、小学校は平成 25 年まで増加したのち、一時減少しましたが、平成 29 年度から再び増加しています。中学校は微増で推移しています。

図表 10 支援学校等在籍児童生徒数

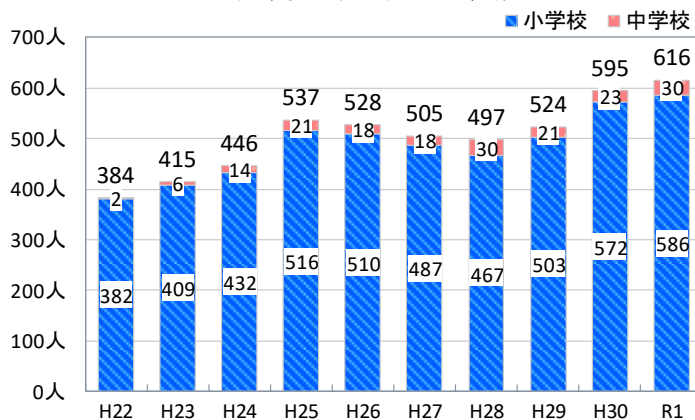
< 支援学校在籍児童生徒数 >



< 支援学級在籍児童生徒数 >



< 通級指導教室利用児童生徒数 >

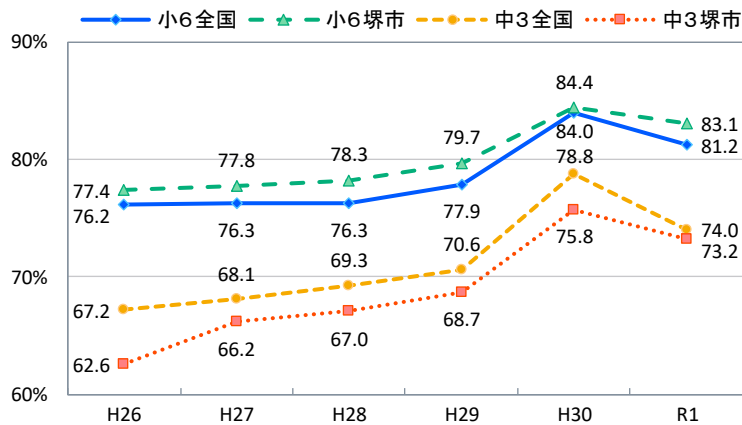


出典：堺市教育委員会調査

基本的方向性 2 豊かな心と健やかな体の育成

平成 26 年度から令和元年度の「自分にはよいところがある」と答えた本市の児童生徒の割合は、小学 6 年生・中学 3 年生ともに平成 30 年度で大きく増加しており、令和元年度でやや低下はみられますが、概ね増加傾向にあります。小学 6 年生は全国よりも高い水準で推移している一方で、中学 3 年生では全国よりも低い傾向にあります。

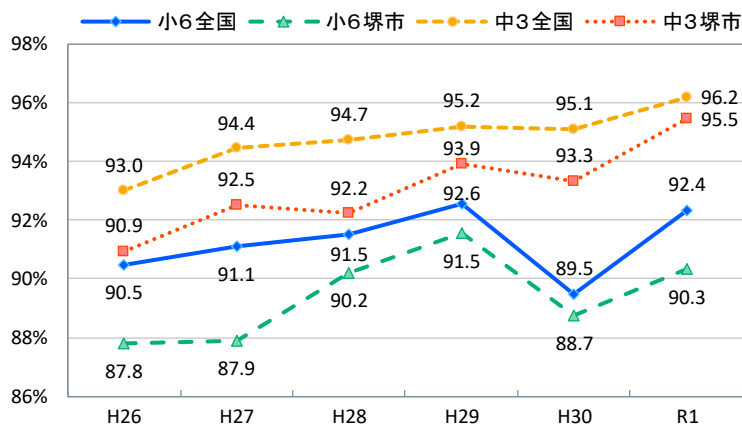
図表 11 自分にはよいところがある



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

平成 26 年度から令和元年度の「学校のきまりを守っている」と答えた本市の児童生徒の割合は、平成 30 年度にやや減少がみられますが、概ね増加傾向にあります。小学 6 年生は中学 3 年生よりもやや低くなっています。小学 6 年生、中学 3 年生ともに、全国よりもやや低い傾向にあります。

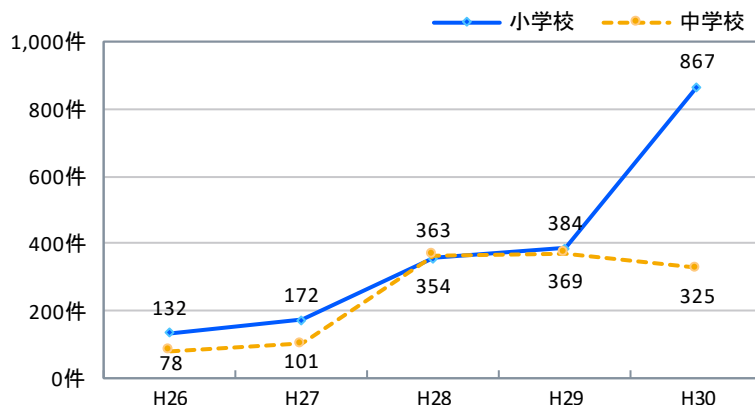
図表 12 学校のきまりを守っている



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

本市のいじめ認知件数の平成 26 年度から平成 30 年度の推移をみると、小学校・中学校ともに平成 28 年度に大きく増加しています。小学校では、さらに平成 29 年度から平成 30 年度で倍増しており、中学校では平成 28 年度以降も 300 件を超えて推移しています。

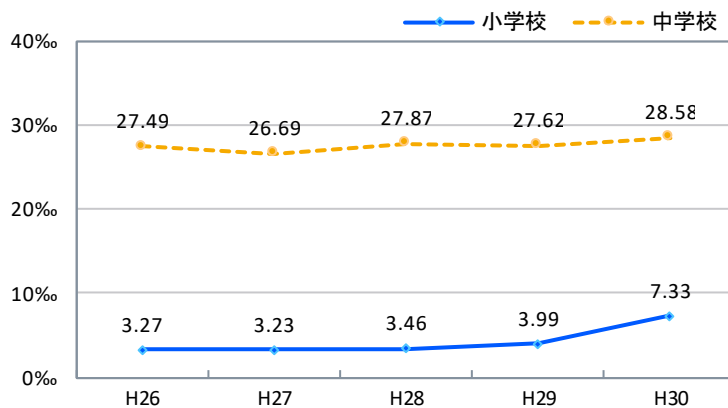
図表 13 いじめ認知件数



出典：堺市教育委員会調査

本市の不登校児童生徒割合の平成 26 年度から平成 30 年度までの推移をみると、小学校では、平成 30 年度で大きく増加しています。中学校では平成 26 年度以降、微増傾向にあります。

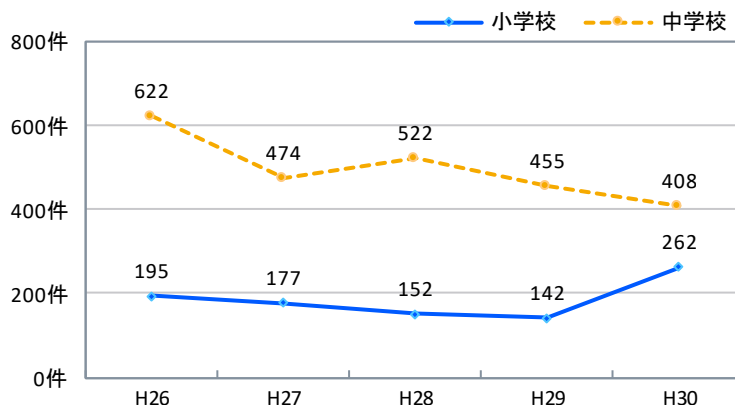
図表 14 不登校児童生徒割合 (千人率※)



出典：堺市教育委員会調査 ※1,000人あたりの不登校児童生徒数

本市の暴力行為の発生件数の平成 26 年度から平成 30 年度までの推移をみると、小学校では平成 29 年度まで減少傾向にありましたが、平成 30 年度は増加に転じました。一方、中学校では減少傾向にあり、平成 30 年度は平成 26 年に比べ、200 件以上減少しています。

図表 15 暴力行為の発生件数

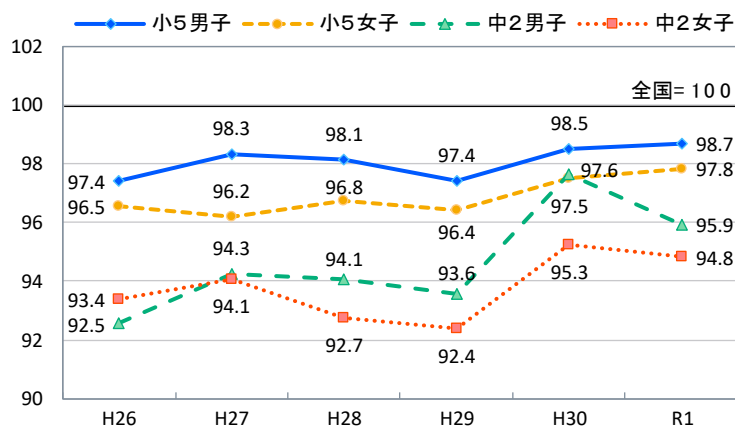


出典：堺市教育委員会調査

本市の体力合計点の推移をみると、全国の水準よりは低いものの、小学 5 年生・中学 2 年生ともに改善傾向がみられます。全国との差は、概ね小学 5 年生よりも中学 2 年生が大きく、男子よりも女子が大きくなっています。

図表 16 体力合計点

(全国平均を100として作成)

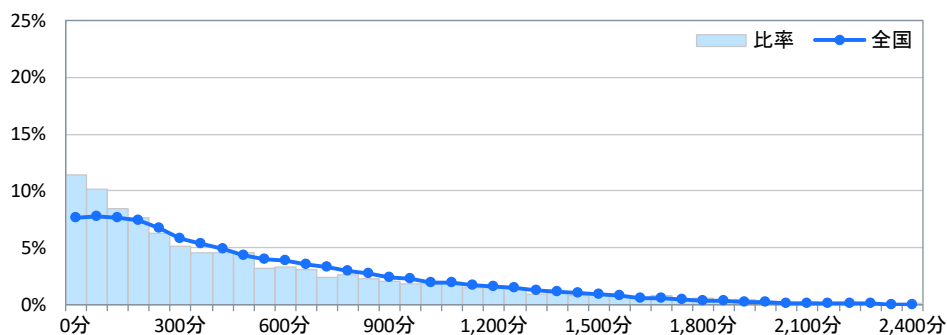


出典：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

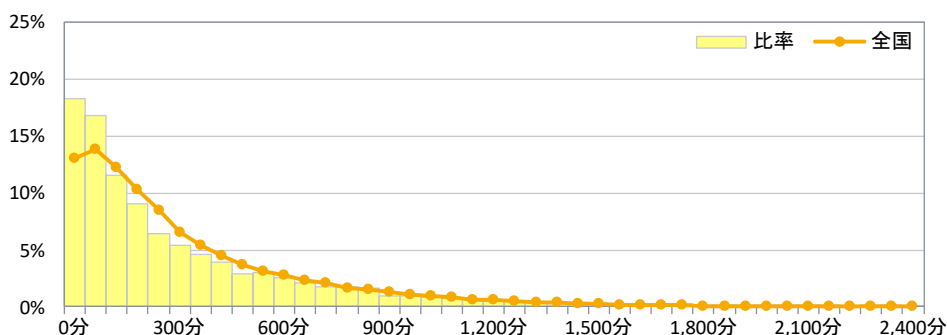
令和元年度の本市児童生徒の1週間の総運動時間をみると、小学5年生・中学2年生ともに、女子は男子よりも運動時間が短い傾向にあります。全国と比較すると、小学5年生では、男子、女子ともに、0分の割合が高く、運動時間が短くなっています。

図表 17 1週間の総運動時間

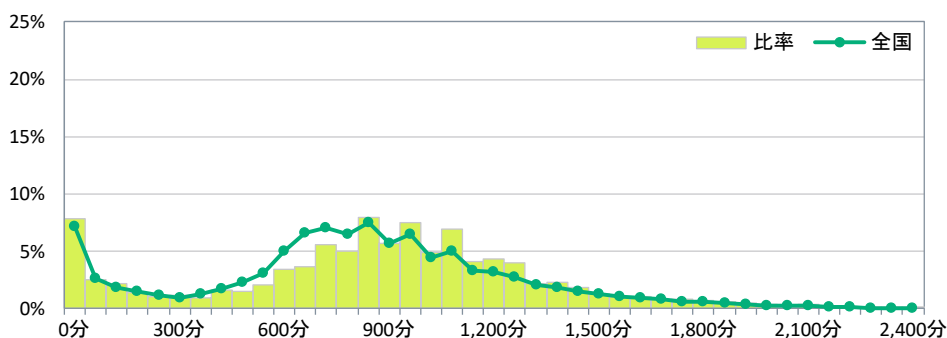
＜小学校 男子＞



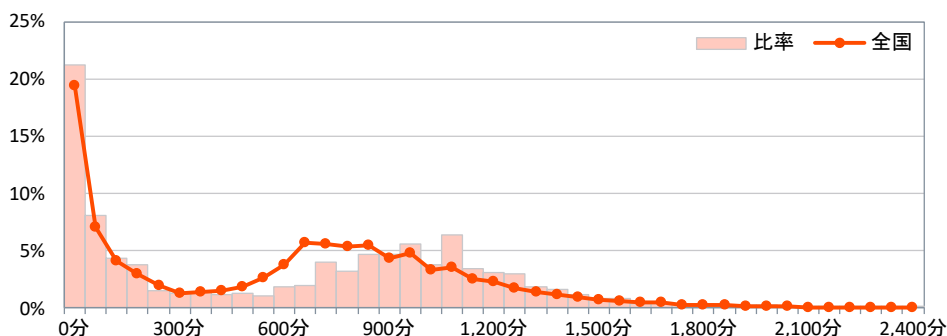
＜小学校 女子＞



＜中学校 男子＞



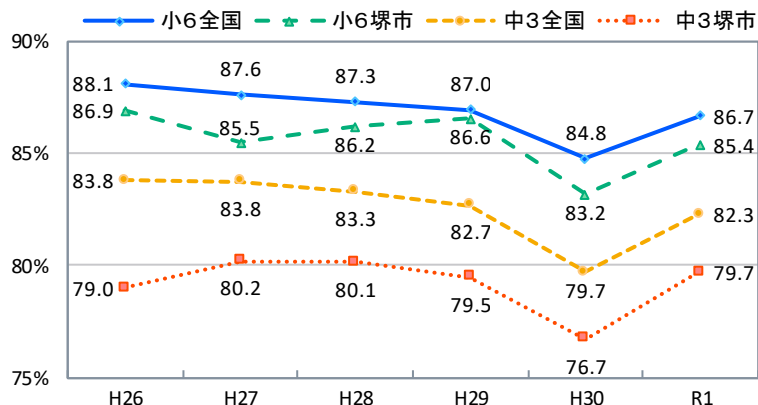
＜中学校 女子＞



出典：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和元年度）

平成 26 年度から令和元年度の「毎日、朝食を食べている」と答えた本市の児童生徒の割合は、多少の増減はありますが、小学 6 年生・中学校 3 年生ともに概ね横ばいで推移しています。全国と比較すると、小学 6 年生はほぼ同水準ですが、中学 3 年生はやや低くなっています。

図表 18 毎日、朝食を食べている

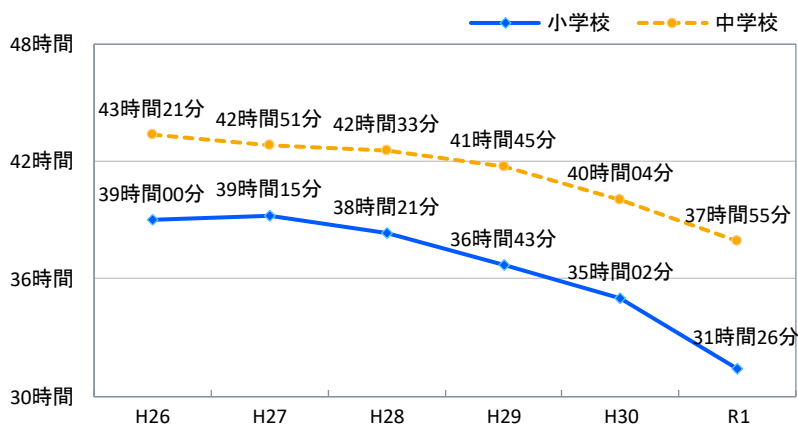


出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

基本的方向性 3 学校力・教師力の向上

平成 26 年度から令和元年度の本市の教職員の勤務時間外滞在時間の月平均の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向にあり、平成 26 年度と令和元年度で比較すると小学校で約 7 時間 30 分、中学校で約 5 時間 30 分減少しています。令和元年度では、小学校で約 31 時間 30 分、中学校では約 38 時間となっています。

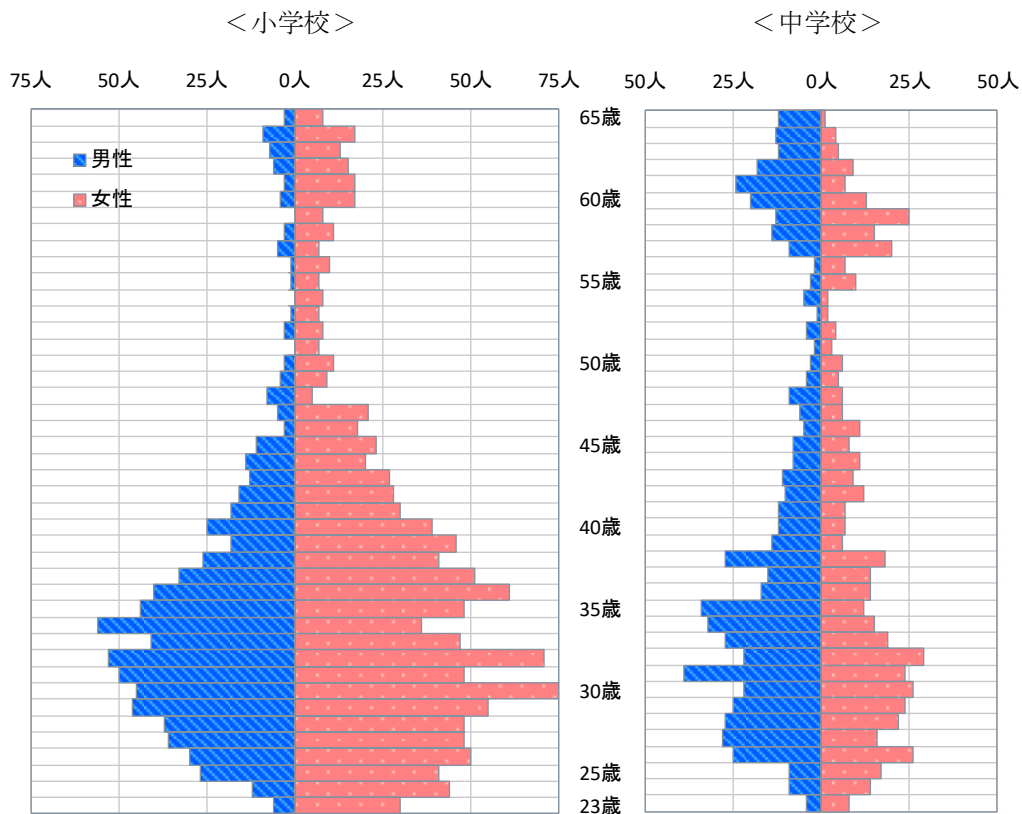
図表 19 教職員の勤務時間外滞在時間（月平均）



出典：堺市教育委員会調査

本市教員の年齢構成をみると、小学校では、20代、30代の経験年数の浅い教員が非常に多く、40代後半から60代までの教員が非常に少なくなっています。中学校では、20代後半から30代前半までの教員と50代後半から60代前半までの教員が多く、40代後半から50代前半までの教員が非常に少なくなっています。

図表 20 本市教員の年齢構成

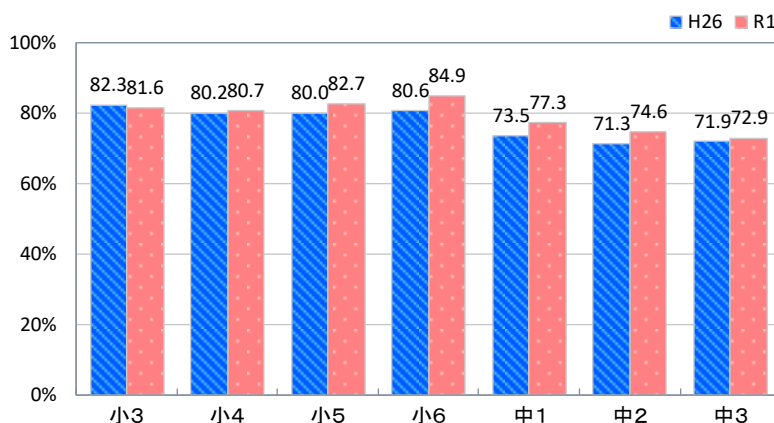


(※令和2年度の教諭・主幹教諭・指導教諭)
出典：堺市教育委員会調査

義務教育基本調査において「学校は地域協働が進んでいる」と答えた割合は、小学生の保護者が8割程度、中学生の保護者では7割程度となっています。

平成26年度と令和元年度を比べると、保護者の回答では、小学校・中学校ともにほとんどの学年で横ばいか微増となっています。

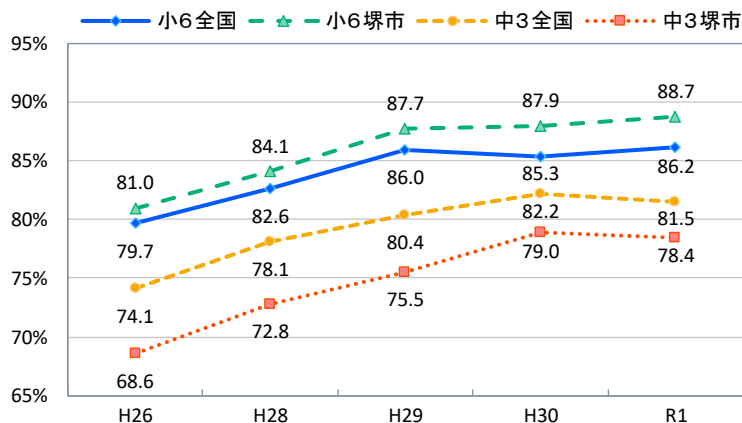
図表 21 学校は地域協働が進んでいる



出典：堺市「義務教育基本調査」

「先生は、自分のよいところを認めてくれている」と答えた児童生徒の割合は、小学6年生では上昇傾向にあり、全国平均を上回っています。一方で、中学3年生でも割合は上昇していますが、全国よりも低い割合で推移しています。

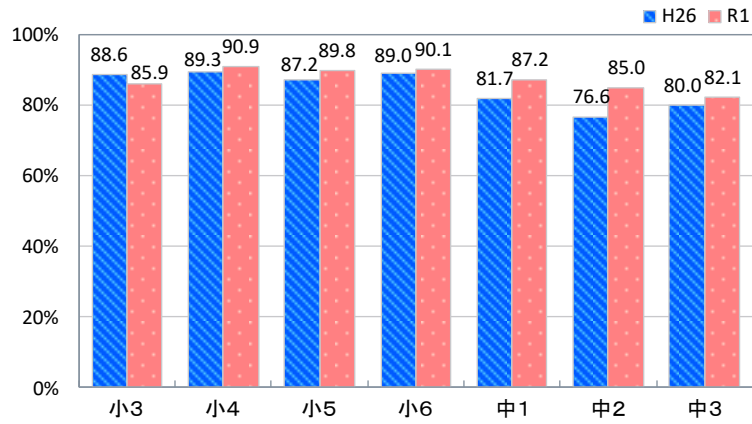
図表 22 先生は、自分のよいところを認めてくれている



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」 ※平成27年度は本設問なし

「授業の内容がよくわかる」と答えた児童生徒の割合は、小学生では3年生を除く全学年で増加しており、中学生でも全学年で改善がみられます。

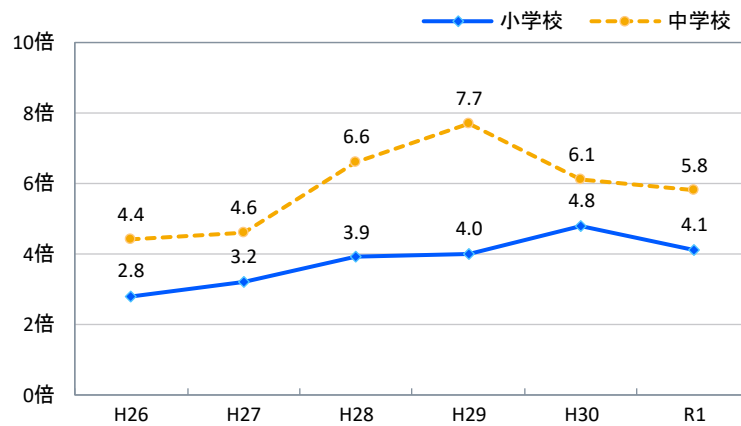
図表 23 授業の内容がよくわかる



出典：堺市「義務教育基本調査」

教員採用選考試験の受験倍率の推移をみると、小学校では増加傾向にあります。中学校では平成28年度に大きく増加し、平成30年度からは減少していますが、平成26年度と比較するといずれも増加している状況です。

図表 24 教員採用選考試験の受験倍率の推移

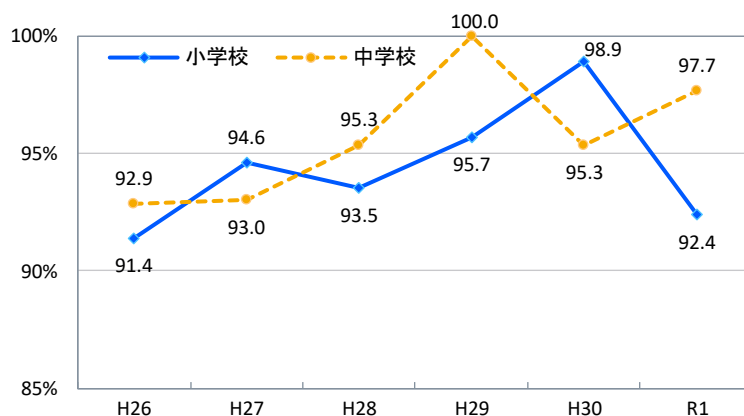


出典：堺市教育委員会調査

基本的方向性 4 家庭・地域とともに教育を推進

保護者や地域の人々の学校の諸活動への参加率は、小学校・中学校ともに増加傾向にありますが、小学校では令和元年度にやや減少しています。

図表 25 保護者や地域の人々が学校の諸活動に参加してくれる



出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

義務教育基本調査において、平成 26 年度と令和元年度の家庭の教育力を比較すると、小学生・中学生保護者ともにすべての指標で上昇がみられます。ただし、小学生・中学生保護者ともに「家庭のしつけ」は高い一方で、「学びの関わり」は低くなっています。

図表 26 家庭の教育力

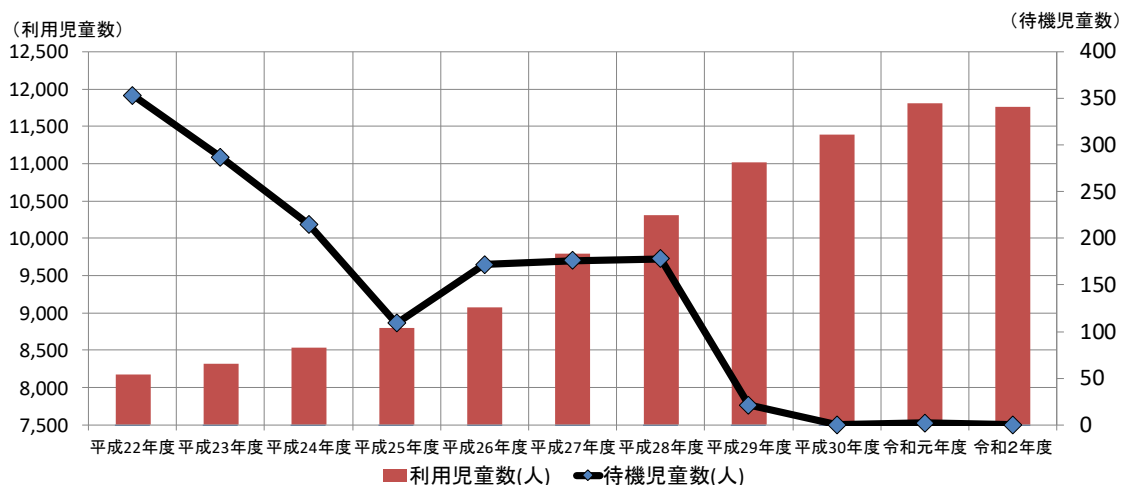
指標	小学生保護者			中学生保護者		
	H26	R1	差	H26	R1	差
家庭のしつけ	73.4	75.0	+1.7	69.0	70.3	+1.2
家庭の交流	60.6	61.9	+1.4	58.2	59.7	+1.5
学びの関わり	44.6	46.1	+1.5	31.4	33.0	+1.6

出典：堺市「義務教育基本調査」

※家庭のしつけ（規則正しい生活習慣を身につける、言葉づかいを厳しくしつける、悪いことはきちんとしかる、子どもの努力をほめる、自分でできることは自分でさせる）、家庭の交流（家族みんなで食事をする、学校の出来事について聞く、将来や進路についての話をし、子どもの悩みの相談にのったり子どもの話を聞いたりする、地域での行事や活動に親子で参加する）、学びの関わり（勉強を教える、学校や塾のノートを見る、学校からもち帰ってきた配布物を読む、音楽鑑賞や美術館・博物館等につれていく、ものづくりや自然体験の機会をつくる）の各項目について、肯定的回答を点数化（「大変心がけている」割合 + 「まあ心がけている」割合×0.5）し、指標別の平均を算出した

平成 22 年度から令和 2 年度の放課後児童対策事業の利用児童・待機児童数の推移をみると、利用児童数は令和元年度まで年々増加しており、令和 2 年度も元年度とほぼ同水準となっています。待機児童数は平成 25 年度まで減少傾向にあったものが一時増加しましたが、平成 29 年度からに再び大幅に減少し、平成 30 年度に 0 人を達成しました。以降、各年度 2 人の待機児童が発生しています。

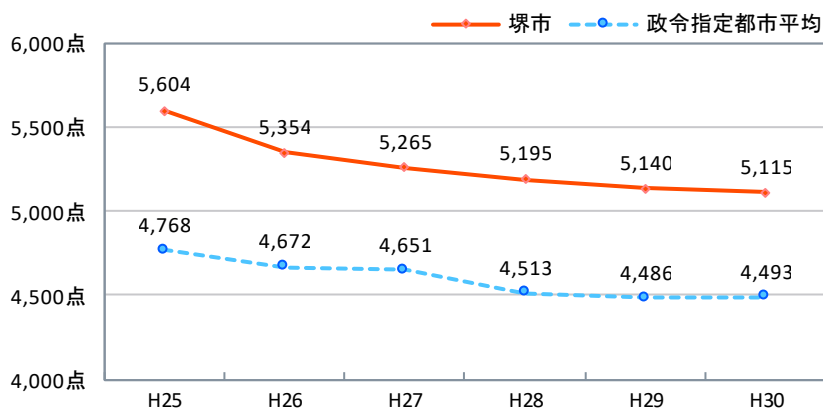
図表 27 放課後児童対策事業の利用児童・待機児童数



出典：堺市教育委員会調査

平成 25 年度から平成 30 年度までの、政令指定都市立図書館の千人あたり年間貸出点数の推移をみると、本市は政令指定都市平均を上回っていますが、全体的に減少傾向にあります。

図表 28 政令指定都市立図書館 千人あたり年間貸出点数

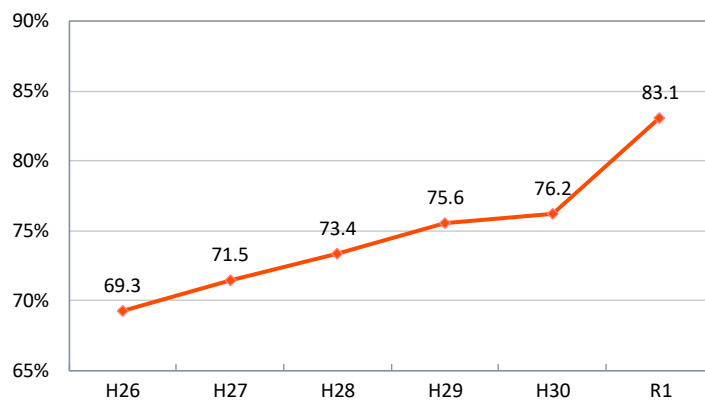


出典：堺市教育委員会調査

基本的方向性5 よりよい教育環境の充実

授業でICTを活用できる教員の割合の推移をみると、年々上昇傾向にありましたが、令和元年度で特に大きく割合が上昇し、80%を超えています。

図表 29 ICT活用率（授業でICTを活用できる教員の割合）



出展：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

2. 懇話会開催要綱

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会開催要綱

1 目的

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画をいう。）を策定するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) (仮称) 次期堺市教育振興基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の教育の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する7人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市PTA協議会から選出された者
- (3) 堺市こども会育成協議会から選出された者

4 座長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の規定を準用する。

7 会議録

教育長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

8 開催期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間とする。

9 庶務

懇話会の庶務は、教育政策課において行う。

3. 懇話会名簿

(仮称) 次期堺市教育振興基本計画策定懇話会名簿

◎は座長、○は副座長（50音順・敬称略）

氏 名	役 職 等
◎おおの やすき ○大野 裕己	滋賀大学大学院教育学研究科 教授
のぶはら きよこ 延原 紀代子	堺市こども会育成協議会 安全対策副部長
ひがし ゆうこ 東 優子	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 教授
ふくだ かずあき 福田 和昭	堺市 PTA 協議会 理事
ほった ひろし 堀田 博史	園田学園女子大学人間教育学部 教授
まつひさ まなみ 松久 眞実	桃山学院教育大学人間教育学部 教授
◎もりた えいじ ○森田 英嗣	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科 教授・副学長

調整中

4. 策定検討経過

日時	内容
令和2年7月7日（火）	（仮称）次期堺市教育振興基本計画の策定にあたって 堺市の教育をめぐる現状と課題について （仮称）次期堺市教育振興基本計画の骨子案について
令和2年10月20日（火）	（仮称）第3期未来をつくる堺教育プラン（素案）について
令和3年 月 日（ ）	第3期未来をつくる堺教育プラン（案）について

5. 用語解説

	語句	ページ	説明
あ行	R-PDCA サイクル	52, 53, 80	RESEARCH（調査）、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の頭文字を取った検証改善サイクルのこと。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、それを次の計画・事業に生かそうという考え方に「調査」を加えたもの。
	ICT	—	“Information and Communication Technology”の略で、情報通信技術のこと。
	あい・ふあいる	42	特別な支援を必要とする子どもの乳幼児期から成人期までの教育、保健、医療、福祉等に関する情報を記録できるファイル。関係機関が本人の状況を正確に把握し、適切な支援を行うために活用するもの
	家での7つのやくそく	38, 40	平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果から、学力と相関が高く課題の見られた生活・学習習慣の7項目について、継続して家庭へ啓発を行っているもの。児童生徒が自らの生活について振り返ることを習慣化し、自律的に学ぶ力を身につけるための、「生活リズム向上支援」のための取組。次の7項目が示されている。 ①早寝早起きの習慣をつけよう。②朝ごはんを毎日食べよう。③家族との対話を大切にしよう。④学校に持って行くものを前日に確かめよう。⑤宿題など自分から進んで勉強しよう。⑥テレビやゲームの時間を決めよう。⑦本を読む時間をつくろう。
	いじめ防止基本方針（堺市、学校）	62	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止や早期発見、早期対応を総合的かつ効果的に推進することを目的として、国の基本方針をふまえ、堺市及び学校が策定するもの。
	インクルーシブ教育システム	41, 42	障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのこと。この中では、①障害のある者が「general education system」（一般的な教育制度）から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
	栄養教諭	52	食に関する指導と給食管理を行う、学校における食育推進の中核的な役割を担う教諭。
	親育ち	70	子どもの成長に応じた家庭での教育に取り組むため、保護者が自ら学び育つこと。
	オンデマンド	26	需要に応じて、または必要になったときだけ供給・配信する方式。ここでは、児童生徒の理解度等に応じて動画教材等を供給・配信することをさす。
か行	オンライン授業	26, 33, 34, 49	インターネットに接続されたパソコンやスマートフォンを使って教育学習を行うこと。オンライン授業の方法として、教員が授業をリアルタイムで配信する「同時配信授業」と、児童生徒が好きな時に受講できる「オンデマンド授業」がある。
	学習指導要領	6, 26, 40, 45, 67	学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しており、約10年に一度を目安に見直されているもの。
	学校運営協議会	51, 52, 53	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを目的に、学校運営への必要な支援に関する協議を行う協議会であり、委員として保護者代表、地域住民、地域学校協働推進員などが参画するもの。
	学校力向上プラン	45, 53	各小中学校において、全国学力・学習状況調査の結果等を活用して、自校の成果や課題を明らかにし、学校の実態や方針に基づいた具体的な改善目標や方策を「学校力向上プラン」にまとめ、学力向上の取組を推進するもの。

	語句	ページ	説明
	カリキュラム・マネジメント	6, 14, 26, 27, 45	子どもや地域の実態をふまえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
	GIGA スクール構想	6, 32	“Global and Innovation Gateway for All” の略。Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、ICT環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒1人1台の学習者用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。
	キャリアステージ	58	職務経験の段階や組織内における役割の段階のこと。
	キャリアパスポート	45	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された様式のこと。
	教育課程	6, 16, 24, 26, 27, 44, 45, 49, 67, 68, 69	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。編成主体は各学校である。
	グローバル化	1, 5, 8, 13, 14, 24, 30, 35, 67	国家や地域の境界を超え、地球が1つの単位になる変動の過程。
	言語活動	24	言語を話したり書いたり、あるいは聞いて、または読んで了解したりする、人間の行動。
	言語能力	25	知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力。
	個別最適化	28, 32, 77	多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりの資質・能力を伸ばすために、先端技術を有効に活用しながら、子どもたち一人ひとりの能力、適性等に応じ、子どもたちの意欲を高め、やりたいことを深められる学び。
	個別の教育支援計画	42	障害のある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、一人ひとりについて作成する支援計画。
	個別の指導計画	42	子ども一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校の教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等をふまえ、より具体的に一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画。
	コンプライアンス	15, 57, 58	組織が法令や倫理といった社会的な規範から逸脱することなく適切に事業を遂行することを意味する言葉。「法令遵守」と訳されることが多い。
さ行	堺・教師ゆめ塾セミナー	58	堺市学校園で活動する、または、活動を希望する大学3年生以上、大学院生、社会人で堺市教員をめざす方を対象としたセミナー。教育実践理論や技能を学んだり、授業中の教育活動においてゆめ塾セミナー指導員の実地指導で学んだりすることで理論と実践を往還させ、次代の学校教育を担う人材を育成することをねらいとしている。活動内容としては、教科学習の指導補助、「総合的な学習の時間」や体験活動の指導補助、行事の補助、登下校時・休み時間・放課後等の活動等がある。

語句	ページ	説明
堺市教員育成指標	57, 58	経験や職階に応じた「求める教師像」が「育成の観点」ごとに示されているもので、教員版、管理職版、養護教諭版、栄養教諭版がある。本指標を活用して、経験や職層に応じて身につける力やキャリア形成に展望をもち、教員一人ひとりが主体的に資質の向上に努めるとともに、学校園でそれらを共有しながら組織的な人材育成に取り組み、組織力の向上や教育・保育の課題解決を図っていくことをねらいとしている。
堺市公共施設等総合管理計画	78	本市公共施設等の更新費用の見通しや財政負担の平準化に向けた考え方を整理するとともに、維持・管理に関する基本的な考え方を示すなど、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。
堺市子ども読書活動推進計画	71	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の成立を受けて策定された計画。平成31年2月に改定された本計画では、「すべての子どもの豊かな心と、人生をより深く主体的に生きる力を育成し、未来を創り上げる人材を地域全体ではぐくむため、家庭、地域、市立図書館、学校等の連携と協働により、読書環境を整え、子どもの自主的な読書活動を啓発・支援する体系的な取組を継続して行うこと」を基本指針としている。
堺市人権教育基本方針	35	子どもの権利条約等の国際条約、日本国憲法、教育基本法、堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例等の精神にのっとり、堺市の教育分野において人権教育を推進するための基本方針。
堺市人権教育推進プラン	35	人権教育を総合的・計画的に推進していくため、基本的推進方向、基本視点、具体的施策の推進方向等をまとめたもの。
堺市幼児教育基本方針	43, 45	「堺市マスタープラン」「堺市SDGs未来都市計画」「堺市教育大綱」「第2期未来をつくる堺教育プラン」等を踏まえた、本市における幼児教育の基本的方向性を示したもの。
堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会	63	堺市立学校園に在籍する幼児、児童及び生徒に対する性暴力被害の未然防止対策、再発防止対策、二次被害の防止対策等について審議するため、2018年10月に設置された教育委員会の附属機関。
堺版コミュニティ・スクール	11, 51, 52, 53	学校経営に保護者や地域住民などの参画を得ることで学校づくりを行う本市独自の教育体制。
堺版授業スタンダード	58	子どもたちの思考力・判断力・表現力の向上に向け、教師主導の教え込む授業から子どもが主体的に考える授業転換を図るため、授業で大切にしたい学習の流れや指導のポイントをまとめたもの
ジェンダー	17, 36	社会的・文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。
持続可能な社会	6, 24, 27, 33	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。
姉妹・友好都市	30	文化交流や親善を目的として結びついた国際的な都市と都市のこと。本市の姉妹・友好都市は、バークレー市（アメリカ合衆国）、連雲港市（中華人民共和国）、ウェリントン市（ニュージーランド）、ダナン市（ベトナム社会主義共和国）である。
社会に開かれた教育課程	6, 24, 67, 68, 69	「資質・能力の三つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など、現在の学習指導要領における重要な事項のすべての基盤となる考え方。以下の3つのポイントが示されている。 ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。②これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育ていくこと。③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、そのめざすところを社会と共有・連携しながら実現させること。
集合型専門高等学校	43	複数の専門学科を設置している高等学校。本市の堺高等学校は、理数・商業・工業教育を行う専門学科のある「集合型専門高等学校」である。
習熟度別指導	26, 28	児童生徒の個々の習熟度にあった集団を編成して実施する少人数指導のこと。

語句	ページ	説明
習得・活用・探究	26, 27	「習得・活用・探究」は、「基礎的・基本的な知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」を子どもに身につけさせるための学習活動の類型を示したもの。各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を「習得」とともに、観察・実験をしてその結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだうえで知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を「活用」する学習活動を行う。それを総合的な学習の時間等における教科等を横断した問題解決的な学習や「探究」活動へと発展させる。
主体的・対話的で深い学び	6, 15, 18, 26, 55	新学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。 「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。 「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。 「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科の「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。
小中一貫教育ブランドデザイン	16, 43, 45	義務教育 9 年間でめざす子ども像と発達段に応じた目標（何ができるようになるか）、主軸となる取組を中学校区で共有し取組の検証改善を行うもの。
小中一貫教育推進リーダー	43	小中一貫教育において小中学校を結ぶ取組のコーディネートを行う教員。
情報モラル	8, 12, 33, 34, 60, 61, 63	情報通信社会において必要とされる道德。情報倫理。
人工知能 (AI)	8, 18, 24, 33	“Artificial Intelligence” の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。
人生 100 年時代	2, 5, 67, 71, 72	人生が 100 歳まで続くことが当たり前となる時代を想定した考え。
スクールカウンセラー	10, 14, 48, 53, 54, 61, 62	学校で児童生徒・保護者・教職員の相談に応じる臨床心理士などの専門家。
スクールサポートスタッフ	54	子どもたちの学校生活、教育活動をサポートする活動を担っている地域や学生の方。活動内容に応じて、堺学びサポートスタッフ、生徒指導アシスタント、特別支援教育サポーター、教育アシスタントがある。
スクールソーシャルワーカー	10, 14, 48, 53, 54, 62, 63	教育分野に加え福祉分野の視点から児童生徒がおかれた環境に働きかけ、児童生徒が抱える課題の解決に向けて学校、家庭、関係機関との役割分担を調整する役割を担う専門家。
スクールロイヤー	10, 14, 53, 54, 62	法的な観点から課題解決に向けて学校の相談に応じる弁護士。
スタートカリキュラム	45	小学校へ入学した子どもが、遊びや生活を通じた幼児期の学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにするためのカリキュラム。入学当初にスタートカリキュラムを編成し、生活科を中心に他教科等を組み合わせた授業など指導の工夫を行うことや、10～15分程度の短い時間で時間割を構成するなど弾力的な時間割の設定を行うことなどが求められている。
静謐な教育環境	12, 14	秩序ある教育環境の中で児童生徒が活発に活動できる状態。秩序と活気のある学校。

	語句	ページ	説明
	CEFR	29, 30	“Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment” (外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠) の略。言語能力を評価する国際指標。
	全国学力・学習状況調査	9, 10, 25, 26, 27, 35, 36, 38, 39, 45, 53, 57, 61, 68, 69, 85, 86, 87, 88, 89, 91, 95, 97, 99	全国の小学校6年生・中学校3年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査(小学校6年生:国語・算数・理科、中学校3年生:国語・数学・理科)と、学習や生活に関する意識調査を実施。 ※小学校6年生の理科、中学校3年生の理科、英語は3年に一度程度の実施。
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	38, 39, 93, 94	小中学生の体力の状況を把握・分析し、子どもの体力低下を改善するために文部科学省が実施する調査。全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に、握力・上体起こしなど8種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査を実施。
	双方向型の授業	33	児童生徒同士、児童生徒と教員を対象に、相手の意見や与えられた情報に対して、説明・補足・質問・反論をし合う等の学習活動。
	Society5.0	1, 5, 6, 8, 13, 18, 24	狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムによる新たな社会
	総合学力プロフィール	10, 87	本市が育成をめざす「総合的な学力」を子どもの学力及び学習状況の調査から得点化し、観点別にレーダーチャートに示したもの。
た行	第3期教育振興基本計画	5, 29	教育基本法に基づき、国が策定する教育に関する総合計画。
	多文化共生	30, 36	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。
	多面的・多角的	25	もののあり方や見方がいろいろな方面にわたっているさま。いくつかの方面にわたるさま。
	男女共同参画社会	35, 71	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	地域学校協働活動	68, 69	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせた総称。活動の具体としては、読み聞かせ、登下校見守り、学習支援、学校行事、地域活動等、幅広い地域住民等参画によって行われる様々な活動を指し、それぞれの地域や学校の実情や特色に応じて行う多様な活動のこと。
	デジタルアーカイブ化	58	有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。
	同和教育	36	日本社会に根強く残っている封建的な差別をなくし、国民のすべてが自由に豊かな生活を営むことのできる社会を築くことを目的として、特に差別の典型である被差別部落の問題を正しく理解し、そこに存在するいっさいの差別を除去する力をもった国民を育成する教育。
	特別の教科 道徳	35, 37	平成27年3月、学習指導要領が一部改正され、道徳が「特別の教科」として位置付けられた。いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層ふまえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることが求められている。

	語句	ページ	説明
な行	内部統制制度	51	地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年から地方公共団体で導入された制度。内部統制とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう。内部統制は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素から構成される。 本市では、「堺市内部統制に関する方針」を策定し、内部統制についての組織的な取組の方向性等を示している。
	認定こども園	43, 83	幼稚園と保育所両方の機能をあわせもち、教育・保育を一体的に行う施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う機能を備える施設として都道府県等から認定を受ける。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型がある。
は行	発達障害	41, 42	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
	フィルタリング	34	有害サイトアクセス制限サービスのこと。子どもにとって安全で有益と思われる、一定の基準を満たしたサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する「ホワイトリスト方式」と、原則すべてのサイトにアクセス可能だが、出会い系やギャンブル等、子どもに有害と思われる特定のサイトへのアクセスだけを制限する「ブラックリスト方式」の2つがある。
	部活動指導員	39, 54	中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする学校外の者。
	フリースクール	48, 49, 61, 63	不登校の子どもを受け皿となっている民間施設。文字通りの「自由」な「学校」で、子どもの意思を尊重しながら体験活動ができたり、学習指導を受けられたり、自由に遊べたりする。設立に行政機関の認可などは不要だが、在籍校の校長の判断で、通った日数が出席として扱われることもある。
	プログラミング教育	32, 34	コンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じて論理的な思考力を育むための教育。令和2年度（2020年度）から実施されている学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化されている。
ま行	ミドルリーダー	51, 53	学校園において中核となる中堅教職員のこと。
	メンタルヘルス	54	精神衛生、精神の健康のこと。
	問題解決的な学習	27	児童生徒が学習主題として何らかの問題を自覚し、その解決法についても主体的・能動的に取り組み、考えていくことにより学んでいく学習方法。
や行	幼児教育堺スタンダードカリキュラム	43, 45	市内のすべての教育・保育施設における幼児教育の質の向上と、幼児期の育ちと小学校以降の学びの円滑な接続を目的として、平成22年度に堺市が独自に作成したもので、平成29年度に改訂。幼稚園教育要領等の改訂など国の動向を踏まえた幼児教育の在り方や、指導の実践事例などを示している。
	幼児教育センター	44, 45	都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

第3期未来をつくる堺教育プラン

発行年月 令和3（2021）年 月

堺市教育委員会事務局 総務部 教育政策課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL(072)228-7925（直） FAX(072)228-7890

ホームページ <http://www.city.sakai.lg.jp>

堺市配架資料番号 ○○○○○○○○○